

第3章 地震・津波災害 応急対策計画

第1節

応急体制

第1項 応急活動体制

1 現状と課題

大規模地震や津波が発生した場合においては、職員の被災、交通機関の途絶等が想定されることから、応急活動に従事する要員が自動的に体制につき、即応的な応急活動が執れる体制を確保する必要がある。

特に、被害状況の早期把握がその後の応急対策を実施する上で重要であることから、集合途上における被害情報の収集や周辺の現状把握なども併せ、初動体制の確立を図る必要がある。

2 基本方針

地震や津波が発生した場合の初動体制として、緊急初動班の配備とその業務を定め、必要に応じ災害対策本部を円滑に設置し、運営できる措置を講じておく。

また、被害状況の把握に努め、市民の生命、財産の被害を最小限に食い止められるよう、応急活動の基礎となる情報収集、情報伝達に努める。

3 対策

防災体制

(1) 震度階級等に基づく防災体制及び職員の配備は次のとおりとする。

防 災 体 制	震 度 階 等	勤 務 時 間 内	勤 務 時 間 外
警戒体制	震度 4 津波注意報が発表され、待機が必要と認められるとき	各部局長を含むあらかじめ応急対応を命ぜられた職員	緊急初動班員及び各部局長を含むあらかじめ応急対応を命ぜられた職員
特別警戒体制	震度 5 弱 津波注意報又は警報が発表され、待機が必要と認められるとき		
非常体制 (災害対策本部の設置体制)	震度 5 強以上	市職員全員	市職員全員

(2) 津波警報等（大津波警報、津波警報、津波注意報）の発表時における職員の配置については、次のとおりとする。

ア 配備担当部署

危機管理課ほか担当部署の防災担当職員

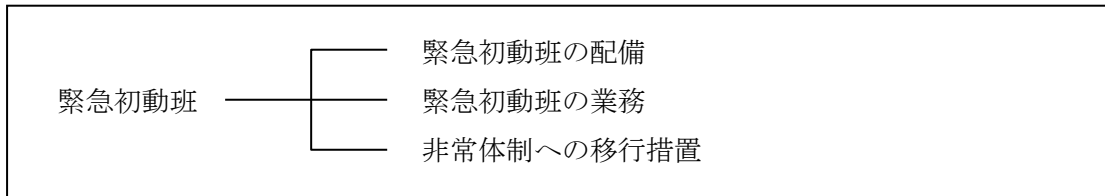
イ 勤務時間外の職員配備

職員は、勤務時間以外に次の何れかにより津波情報を知った場合は、あらかじめ指定された場所に自主参集する。

(ア) 津波警報等（大津波警報、津波警報、津波注意報）の発表をテレビ、ラジオ等で知ったとき。

(イ) 所属長から連絡を受けたとき。

なお、勤務時間内については、総務部危機管理課が所管の事務を行う。



(1) 緊急初動班の配備

緊急初動班員は、勤務時間外に市内で震度 4 以上の地震発生情報を知った場合にはあらかじめ指定された場所に自主参集する。

(2) 緊急初動班の業務

緊急初動班の統括者（又はその代位者）は、班員を指揮し次の業務を行う。

ア 被災状況等の情報収集

イ 幹部等への情報連絡並びに県への報告

ウ 非常体制へ移行する措置

エ 地震（震度 4 以上）に伴う津波情報への対応

(3) 非常体制への移行措置

緊急初動班長は、被災状況等により次の順位で連絡又は登庁をもとめ、災害対策本部の設置、自衛隊の派遣要請等の判断を仰ぐ。

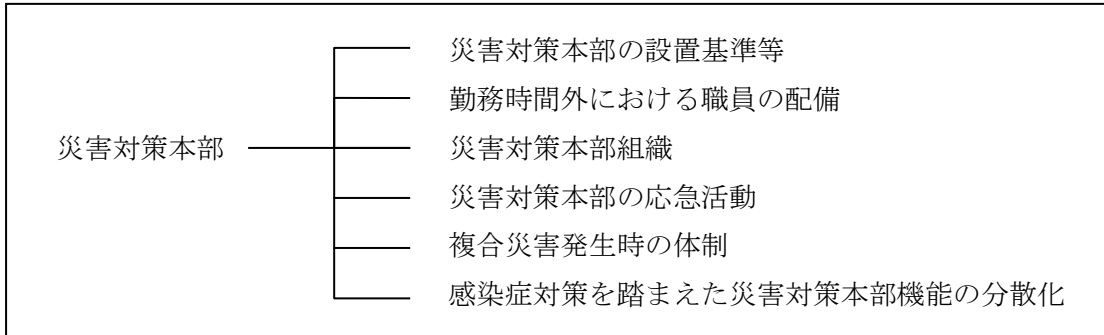
第 1 位 市長

第 2 位 副市長

第 3 位 教育長

第 4 位 総務部参与

第 5 位 総務部長



(1) 災害対策本部の設置基準等

ア 災害対策本部は、次の場合に設置する。

(ア) 市内で震度5強以上の地震が発生した場合

(イ) その他市長が必要と認める場合

イ 災害対策本部を設置したとき及び廃止したときには、県等関係機関に報告する。

(2) 勤務時間外における職員の配備

ア 全職員は、震度5強以上の地震発生情報（テレビ、ラジオ放送等）を知ったとき又は自主判断により、あらかじめ指定された場所に出勤する。

イ あらかじめ指定された場所に出勤できない職員は、途中の情報をもって最寄りの支所等へ仮配備し、所属長に報告、その指示を受ける。

ウ 各所属長は、職員の配備状況を把握の上、必要に応じ、被災していない地域からの職員の応援等の措置を講ずる。

(3) 災害対策本部組織

ア 災害対策本部組織は、災害対策本部条例の定めるところによる。

なお、必要に応じて、被災地において災害対策本部の事務の一部を行うために現地災害対策本部を設置する。

イ 災害対策本部組織には次の各機関から情報連絡員の派遣を受け、通信手段の確保を図る。

【情報連絡員の派遣を想定する防災関係機関】

（警察、自衛隊、海上保安部、医療機関、電気、ガス、その他必要な機関）

(4) 災害対策本部の応急活動

ア 災害対策本部が設置されたときは、各部はあらかじめ定められた業務を所掌する。

イ 災害対策本部は、県本部と連絡調整をし、県が実施する対策と整合を図りながら応急対策を行う。

(5) 複合災害発生時の体制

複合災害が発生した場合において、現地災害対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。本部事務の担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておく。

(6) 感染症対策を踏まえた災害対策本部機能の分散化

市は、新型コロナウイルス感染症等の流行時には、災害対策本部機能を分散化しながら、情報共有体制を確保するなど、感染症対策を踏まえた対応を行う。

第2項 地震・津波情報の種別と伝達計画

1 地震・津波に関する警報等の種別

ア 緊急地震速報（警報）

気象庁は、最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域（*））に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。なお、緊急地震速報（警報）のうち震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

（*：瀬戸内市の属する区域名称は、「岡山県」の「岡山県南部」である）

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

イ 地震情報

気象庁は、地震が発生した場合、その発生時刻や発生場所、地震の規模（マグニチュード）を解析するとともに観測された震度のデータを収集して、その地震に関する情報をすみやかに発表する。

ウ 津波警報等（大津波警報、津波警報、津波注意報）

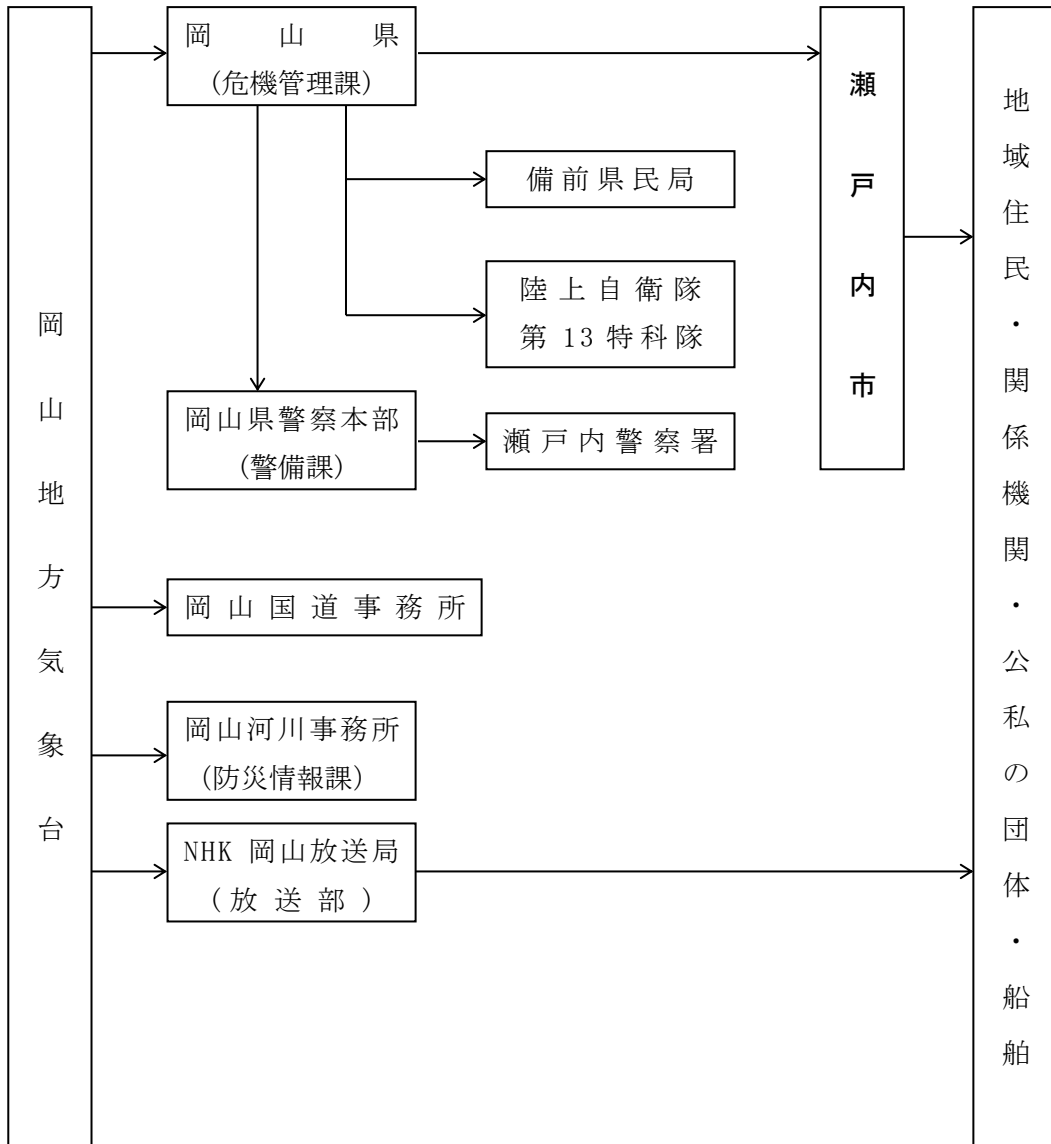
気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報を特別警報に位置付けている。

エ 津波情報

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

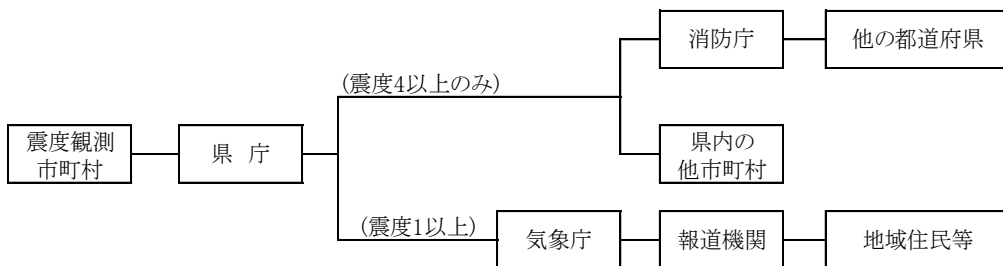
2 地震情報の伝達系統

(1) 岡山地方気象台からの伝達

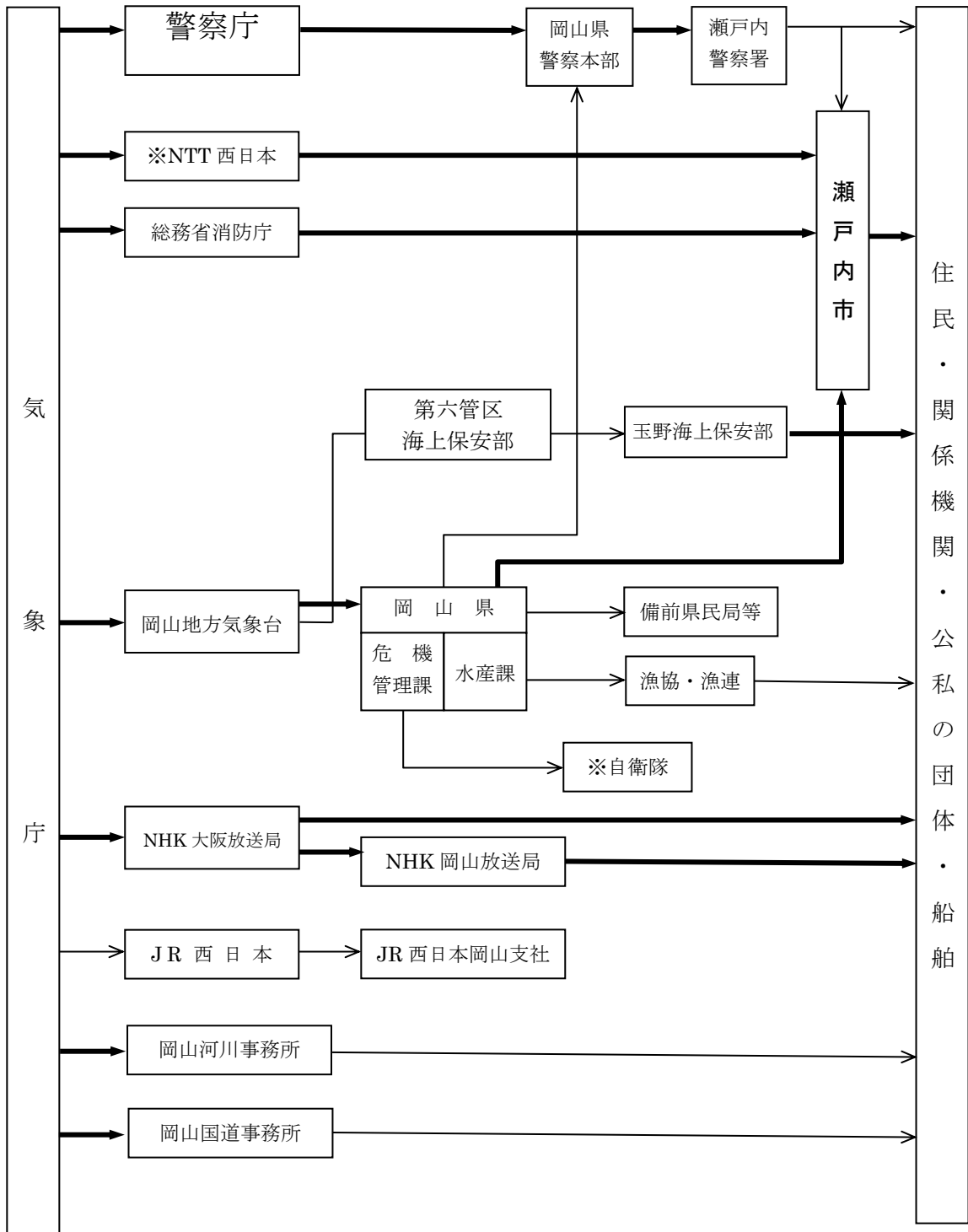


(注) 県から陸上自衛隊第13特科隊へは、震度4以上の場合に伝達する。

(2) 震度情報ネットワーク



3 津波警報等（大津波警報、津波警報又は津波注意報）の伝達系統



(注) ア ※印は、大津波警報、津波警報の発表及び解除のみ伝達する。
 イ 太線は法定等による伝達ルート、細線はサブルート等を示す。

第3項 被害情報の収集伝達計画

1 現状と課題

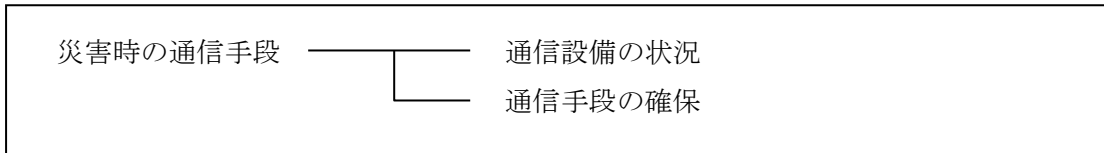
被害が同時多発し、各防災機関が応急活動に追われると情報の混乱が予想される。応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、有効な通信手段を活用して、災害対策本部と関係機関とが相互に情報を収集・伝達できる体制が必要である。

2 基本方針

災害時には通信回線の被災状況を把握の上、適切な通信手段を確保し、情報の収集を図る。被害情報は、災害初期と引き続き応急対策時に区分して収集し、その情報を県の関係機関に伝達する。

3 対策

国、公共機関、地方公共団体等は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。また、孤立集落等が発生した場合には、当該集落等との通信手段の確保に特段の配慮を行う。

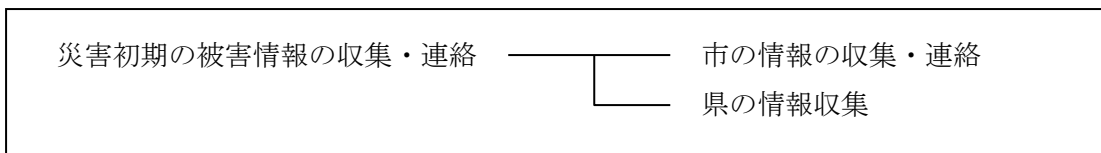


(1) 通信設備の状況

防災関係の無線通信設備の状況は、資料編資料4「通信施設整備状況」のとおりである。

(2) 通信手段の確保

- ア 災害発生直後は、直ちに災害情報を連絡するために、次の通信手段を確保する。
 - (ア) 防災行政無線による地上系移動局
 - (イ) 携帯電話、衛星携帯電話等移動通信回線
 - (ウ) 民間等の通信設備の優先利用、優先使用（災害対策基本法第57条、第79条）
 - (エ) 非常通信の活用
 - (オ) 防災関係機関から情報連絡員の派遣を受け、無線連絡の確保を図る。
- イ 通信手段の確保に併せ、その機能維持等の要員を配置する。
 - (ア) 通信施設の機能確認、維持及び施設の復旧に要する人員
 - (イ) 通信統制、通信運用の指揮等に要する人員



(1) 市の情報の収集・連絡

- ア 市は、被害について把握できたものを直ちに県へ報告する。
- イ 市は、地震により、火災が同時多発し、又は多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び消防庁に報告する。
- ウ 市は、被害状況等を県に報告し、県に報告できない場合にあっては消防庁に報告する。
- エ 市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。
- オ 市は、市内において「震度5強」以上の地震を覚知した場合には、第一報について消防庁に対しても直接報告する。(被害の有無を問わない。)
 - 第一報報告後の連絡方法については、消防庁の指示に従う。
- カ 震度6弱以上の地震を観測した市町村については、発災後速やかに行政機能の確保状況(市町村行政機能チェックリスト)を県に報告する。

回線別		区分	
		平日(9:30~18:15) ※消防庁応急対策室	左記以外 ※消防庁宿直室
N T T 回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	(6-72-90-)49013	(6-72-90-)49102
	F A X	(6-72-90-)49033	(6-72-90-)49036
地域衛星通信 ネットワーク	電話	69-048-500-90-49013	69-048-500-90-49102
	F A X	69-048-500-90-49033	69-048-500-90-49036

(2) 県の情報収集

- ア 県は、自ら概括的な情報収集をするほか、市、警察、消防、自衛隊、医療機関、道路管理者、海上保安部、ライフライン事業者から被害情報を収集する。
- イ 県は、市町村にリエゾン(情報連絡員)を派遣し、迅速に情報を収集する。
- ウ 県は、災害の発生により市が災害の状況等の報告ができなくなった場合や市において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努める。
- エ 災害初期には、主に次の内容の被害情報を収集する。
 - (ア) 人命に係る被害、社会福祉施設、医療機関等の被害状況
 - (イ) 道路の被害状況

(ウ) 生活関連（電気、水道、ガス）の被害状況

オ 災害の初期には、主に次の内容の被害情報を収集する。

(ア) 人命に係る被害、社会福祉施設、医療関係等の被害状況

(イ) 道路の被害状況

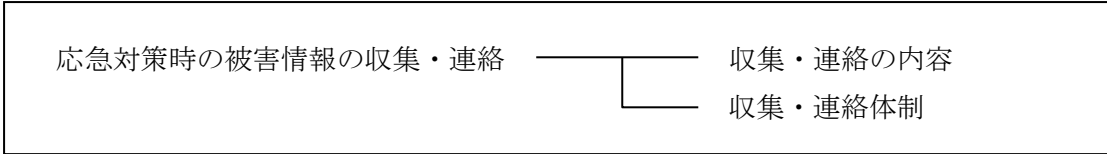
(ウ) 生活関連（電気、水道、ガス）の被害状況

カ 人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行う。

その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県への速やかな連絡に努める。当該情報が得られた際は、県は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行う。

キ 県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。

ク 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県、市町村は、それぞれ所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、相互に情報共有を行う。また、被災市町村は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など、要配慮者の有無の把握に努める。



(1) 収集・連絡の内容

ア 応急対策時においては、救急活動並びに防災活動に従事する各防災関係機関は、それぞれの活動状況及び被害状況を災害対策本部に随時報告する。

イ 活動状況については、次の事項を防災関係機関が相互に密接に情報交換する。

[市→県]

災害対策本部等設置状況、応急活動状況、応援の必要性

[県→市]

県が実施する応急対策の活動状況

[県→指定地方行政機関等]

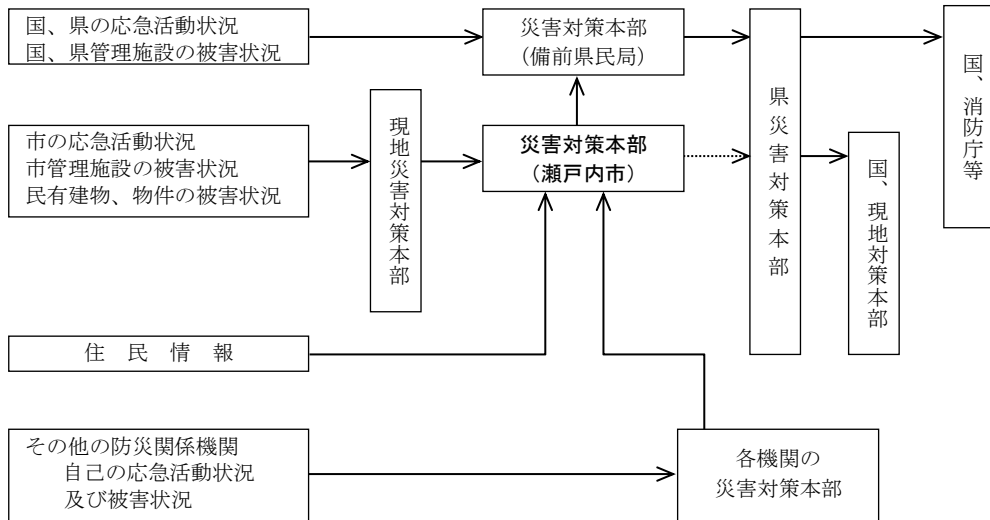
災害対策本部等設置状況、応急活動状況

ウ 災害対策本部及び県災害対策本部は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応が取れるよう努める。

(2) 収集・連絡体制

応急対策時の被害状況等の情報収集・連絡の基本は、次のフローによる。

ただし、各防災関係機関において被害の状況等により緊急を要すると判断した場合は、直ちに県災害対策本部に連絡する。



第4項 災害救助法の適用

1 現状と課題

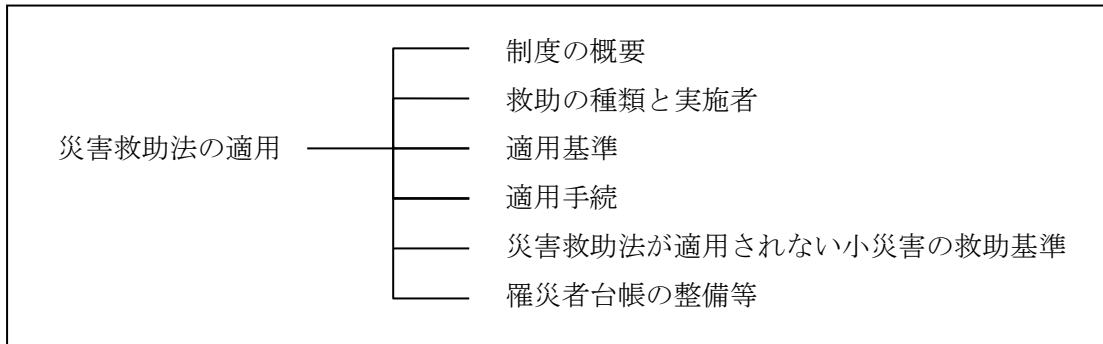
災害が一定規模以上でかつ応急的な救助を必要とする場合は、災害救助法を適用し、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

災害発生時における迅速・的確な法の適用を図るために、手続を整理しておく必要がある。

2 基本方針

制度の概要並びに救助の種類と実施者、適用基準及び手続の概要を示し、災害救助法を適用すべき災害が発生した場合に、迅速に法を適用し、救助を実施する。

3 対策



(1) 制度の概要

災害救助法による救助は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るために、法定受託事務として知事及び救助実施市である岡山市長が行う。知事が行う場合は、市長がこれを補助する。

なお、知事及び岡山市長は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長に委任することができる。

知事は、救助の程度、方法及び期間を内閣総理大臣の定める基準に従って定め、その救助に要した費用を国の負担を得て支弁する。ただし、知事は、市町村長に救助に要した費用を一時繰替支弁させることができる。

(2) 救助の種類及び実施者

災害救助法による救助の種類及び実施者を下表のとおりとする。知事は、「応急仮設住宅の供与」「医療及び助産」「生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与」を実施し、それ以外の救助については、実施に関する事務を市長に委任するものであるが、平時から市町村へ事務委任の周知を図り、災害救助事務の円滑化に取り組む。

なお、知事は、市長へ委任した救助であっても、市長から要請があったとき又は知事

が特に必要と認めたときは、その救助を応援し、又は自ら実施する。

救助の種類	実施者
医療及び助産	知事
応急仮設住宅の供与	
生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与	
避難所の供与	市長
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	
被災者の救出	
被災した住宅の応急修理	
学用品の給与	
埋葬	
死体の捜索及び処理	
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	

(3) 適用基準

【瀬戸内市、県（危機管理課、子ども・福祉部）】

市長からの情報提供に基づき、次のア～オの適用基準のいずれかに該当する場合は、災害救助法を適用する。

ア 市町村の区域内の人口に応じ、下表に定める数以上の世帯の住家が滅失したとき。

(◎瀬戸内市世帯区分)

市 町 村 の 人 口		住 家 が 滅 失 し た 世 帯 数
5,000 人未満		30
5,000 人以上	15,000 人未満	40
15,000 人以上	30,000 人未満	50
◎30,000 人以上	50,000 人未満	60
50,000 人以上	100,000 人未満	80
100,000 人以上	300,000 人未満	100
300,000 人以上		150

(注) 半壊等の換算については、災害救助法施行令第1条第2項等参照

イ 県下の住家滅失世帯数が1,500世帯以上であって、市町村内の住家滅失世帯数がアに定める数の2分の1以上であるとき

ウ 県下の住家滅失世帯数が7,000世帯以上であって、当該市町村の住家滅失世帯数

が多数であるとき

- エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき
- オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であつて、内閣府令に定める基準に該当するとき

(4) 適用手続

- ア 市長は、災害が発生した場合は、迅速かつ正確に管内の被害状況を確認し、被災状況が(3)適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を知事に情報提供する。
- イ 災害救助法が適用された場合は、知事からの委任に基づき、又は補助事務として救助を実施する。
- ウ 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に情報提供し、その後の処置に関して知事の指示を受ける。
- エ 災害救助法に基づく救助の実施に当たっては、完了までの間、日毎に救助の実施状況を整理しておくとともに、知事に災害の状況を適宜情報提供する。

(5) 災害救助法が適用されない小災害の救助基準

災害救助法が適用されない小災害については、市長が救助の必要を認めるときは市長の責任において救助を実施する。この場合、すべて災害救助法並びに災害救助法施行細則に準ずる。

(6) 罹災者台帳の整備等

ア 罹災者台帳の作成

市長は、市内に災害が発生した場合において、当該災害の罹災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときに、罹災者の援護を実施するための基礎とする罹災者台帳を作成する。

作成に当たっては、次の点に留意する。

- (ア) 罹災者台帳は、被害状況の確定調査を完了し各世帯別の被害状況が判明したときには可及的速やかに作成する。
- (イ) 作成に当たっては、戸籍、住民登録により正確を期する。
- (ウ) 罹災者台帳、救助その他の基本となるものであり、又世帯別救助等の実施記録となるものであるから、救助実施状況等をできるだけ具体的に記載し、整備保管する。
- (エ) 罹災者台帳には、罹災者に関する次の事項を記載し、又は記録する。

- a 氏名
- b 生年月日
- c 性別

- d 住所又は居所
- e 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- f 援護の実施の状況
- g 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- h 上記に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

(オ) 市長は、罹災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する罹災者の氏名その他の罹災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用する。

(カ) 市長は、罹災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、罹災者に関する情報の提供を求めることができる。

イ 台帳情報の利用及び提供

市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、作成した罹災者台帳に記載し、又は記録された情報（台帳情報）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

- (ア) 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき
- (イ) 市が罹災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき
- (ウ) 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき
- (エ) (ア)、(ウ)の規定による台帳情報の提供に関し必要な事項は、内閣府令の定めによる。

ウ 罹災証明書の発行

市長は、市内に災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する「罹災証明書」の交付を行う。ただし、災害時の混乱等により「罹災証明書」の交付ができない場合は、とりあえず「仮罹災証明書」を作成交付する措置をとり、後日速やかに「罹災証明書」と取り替える。

なお、市は、災害の発生に備え、「罹災証明書」の発行に必要な業務の実施体制の確保を図るため、前項の規定による調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるよう努める。

本証明書の発行に当たっては、次の点に留意する。

- (ア) 本証明書の交付は、罹災者にとっては、本救助のみでなく以降種々の問題に影響を与えるものであるから慎重を期する。
- (イ) 本証明書は、罹災者台帳と照合し、発行にあたっては契印をする等発行の事実を判然とし重複発行を避けるよう留意する。

(ウ) 本証明書は救助用物資支給前に発行し、物資の給与等に当たっては「罹災証明書」の提示を求めるようにする。

第1章
総則

第2章
地震・津波災害
予防計画

第3章
地震・津波災害
応急対策計画

第4章
南海トラフ地震
防災対策推進計画

第5章
地震・津波災害
復旧・復興計画

第5項 広域応援

1 現状と課題

南海トラフ巨大地震等の大規模地震においては、建物の倒壊、火災、道路・鉄道・ライフラインの寸断等あらゆる被害の発生が想定され、より一層の広域的な連携が必要となる。

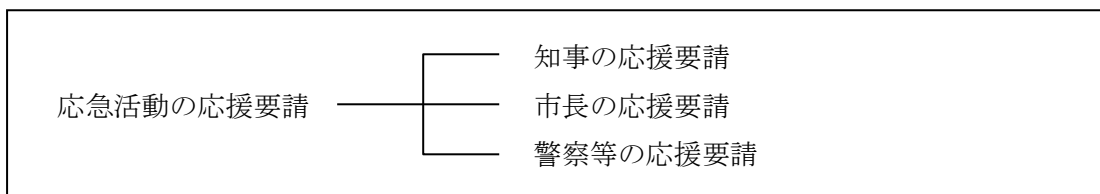
2 基本方針

県及び県内各自治体では、大規模広域的災害の発生当初から迅速かつ的確に応急措置等の支援を実施するため、災害発生時の広域支援に関する協定に基づき、あらかじめ支援相手を定めたカウンターパート制による速やかな連絡員の派遣や情報収集、広域支援本部による包括的な調整等により、被災地のニーズに応じた人的・物的支援等を行うなど、広域支援体制の強化を図る。

また、「応急対策職員派遣制度」やその他の相互応援協定等においても、全国知事会等との連携・調整を図りながら、広域支援体制の実効性の向上を図る。

市及び県は、災害時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

3 対策



(1) 知事の応援要請

ア 指定行政機関等に対する応援要請

(ア) 知事は、県内における災害応急活動を的確かつ円滑に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長等に対し応急措置の実施を要請することができる。(災害対策基本法第70条3項関係)

(イ) 要請事項

応急対策の内容と実施場所

イ 他の都道府県に対する広域応援要請

知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、次の要領により他の都道府県に対して応援を要請することができる。(災害対策基本法第74条関係)

(ア) 中国地方及び中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定に基づく要請をする。

a カウンターパート制による支援

あらかじめ支援相手を定めたカウンターパート制により、被災地のニーズに応じた迅速な支援を実施する。

- (a) 被災地ニーズを把握する連絡員を派遣し、情報収集を開始
- (b) 被災地ニーズに応じた支援を円滑かつ迅速に開始

<中国5県のカウンターパート>

被災県	支援担当県			
	第1順位	第2順位	第3順位	第4順位
鳥取県	岡山県	島根県	広島県	山口県
島根県	鳥取県	広島県	山口県	岡山県
岡山県	広島県	鳥取県	山口県	島根県
広島県	山口県	岡山県	島根県	鳥取県
山口県	島根県	広島県	鳥取県	岡山県

<中国・四国のカウンターパート>

グループ1	鳥取県・徳島県
グループ2	岡山県・香川県
グループ3	広島県・愛媛県
グループ4	島根県・山口県・高知県

b 中国5県広域支援本部の設置

被災状況に応じて、よりの確な支援を行うため、「中国5県広域支援本部」が中国ブロック内各県及び全国知事会等と調整する。

- (a) 被災状況に応じて、カウンターパート制による支援県以外の県に支援を割当
 - (b) 各県の物的・人的資源等の活用・配分等の調整
 - (c) 四国ブロックとの連携・調整
 - (d) 全国知事会との調整
- (イ) 災害規模によっては、関西広域連合や他の都道府県に対して応援を要請する。
- ウ 「応急対策職員派遣制度」による協力の依頼

県は、大規模災害が発生し、他の都道府県等との協定による応援職員の派遣だけでは被災者の救助等の災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合は、「応急対策職員派遣制度」により、全国の地方公共団体から応援を受け入れるため、中四国ブロックの幹事県に対し、応援を要請する。なお、県は全国知事会や国（総務省）と連携し、「応急対策職員派遣制度」により、全国の地方公共団体による県内被災市町村への応援の円滑な実施に努める。

県の職員は、被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握

するとともに、その状況に応じて、被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努める。

市及び県は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

また、県及び県内市町村は、「応急対策職員派遣制度」により、岡山県以外の地方公共団体への応援が円滑に実施できるよう、災害対応業務の内容に応じ派遣する職員のリスト化や業務に必要な資材の準備など、支援体制の整備を図る。

エ 市町村に対する応援

(ア) 知事は、市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるよう配慮する。

(災害対策基本法第70条1項関係)

(イ) 知事は、市町村の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、市町村相互間の応援について必要な指示又は調整を行うことができる。(災害対策基本法第72条関係)

(ウ) 知事は、災害が発生した場合において、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、市町村長が実施すべき次の応急措置の全部又は一部を代行する。(災害対策基本法第73条関係)

a 警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずること

b 他人の土地、建物等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等を行うこと

c 現場にある者を応急措置の業務に従事させること

オ 国への応援要請

知事は、災害の規模等に照らし、応援の指示又は要求を行うべき適当な相手方が見つからない場合や、仮に応援の指示又は要求を行ってもなお不十分な場合など、地方公共団体間の応援の要求等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合、国に対して、他の都道府県が被災都道府県又は被災市町村を応援することを求めるよう要求することができる。(災害対策基本法第74条の2関係)

カ 指定行政機関又は関係指定地方行政機関への応援要請

知事は、災害応急対策を実施するために必要な場合は、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。当該応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関の長又は関係指定地方行政機関の長は、正当な理由がない限り、当該応援又は災害応急対策を実施する。(災害対策基本法第74条の4関係)

(2) 市長の応援要請

ア 知事に対する応援要請

市長は、当該市の災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、知事に応援を求め、又は応急対策の実施を要請することができる。(災害対策基本法第68条関係)

県は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

イ 他の市町村長に対する応援要請

市長は、当該市の災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、他の市町村長に応援を求めることができる。(災害対策基本法第67条関係)

また、応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救急等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り応援を行う。災害応急対策の実施について応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下で行動する。(災害対策基本法第67条関係)

(3) 警察等の応援要請

ア 警察の応援要請

県公安委員会は、災害発生に伴う警備対策等の実施に関し必要があると認めるときは、警察庁又は他の都道府県警察に対し警察法第60条の規定に基づく警察災害派遣隊等の援助の要求を行うことができる。

イ 消防の応援要請

(ア) 消防活動については、岡山県消防防災ヘリコプター支援協定に基づき市から要請があった場合、県は消防防災ヘリコプターを出動させ市の行う消防業務を支援するほか、岡山県下消防相互応援協定により相互応援を行う。

(イ) 知事は、県内の消防力のみでは対処できない場合には、消防庁長官に対し、緊急消防援助隊又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣等を要請することができる。

a 消防庁応急対策室（通常時）

電話 03-5253-7527 消防防災無線 49013

地域衛星通信ネットワーク T N-048-500-90-49013

b 消防庁宿直室（夜間・休日時）

電話 03-5253-7777 消防防災無線 49102

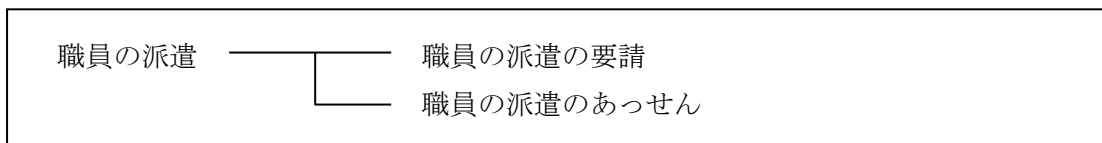
地域衛星通信ネットワーク T N-048-500-90-49102

ウ 自衛隊の災害派遣要請

(ア) 知事は、人命及び財産の保護のため必要があると認める場合には、自衛隊の災害派遣を要請することができる。(自衛隊法83条)

(イ) 市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊派遣の要請をするよう求めることができる。

なお、市長は知事への要求ができない場合には、市の災害状況を防衛大臣等に通知することができる。(災害対策基本法第68条の2関係)



(1) 職員派遣の要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し当該機関の職員派遣を要請する。

ア 派遣要請事項

- (ア) 派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員派遣について必要な事項

(2) 職員派遣のあっせん

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、知事に対し、指定行政機関等の職員派遣のあっせんを求める。

ア 派遣のあっせん事項

- (ア) 派遣のあっせんを求める理由
- (イ) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職長の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員派遣のあっせんについて必要な事項

第6項 自衛隊災害派遣要請

1 現状と課題

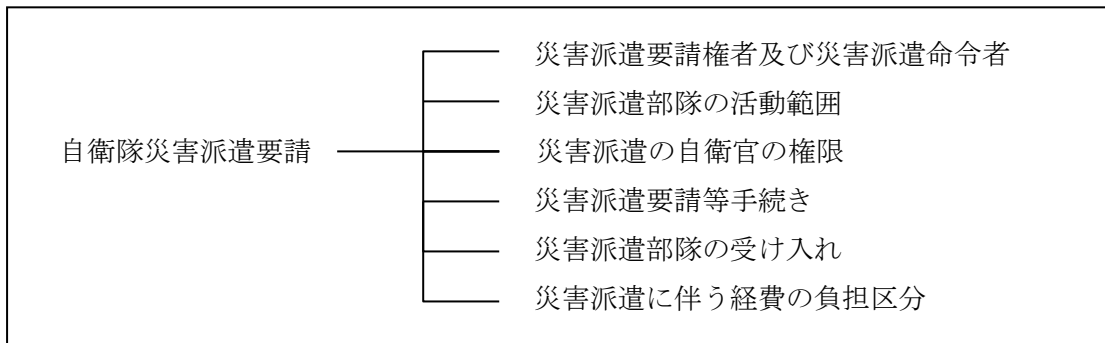
国の防災基本計画では、阪神・淡路大震災を教訓に自治体と自衛隊の連携強化が強調されている。

自衛隊の派遣要請については、単に要請手続きにとどまらず、自衛隊に関する全般的な認識を深めておく必要がある。

2 基本方針

自衛隊の災害派遣に関しては、市長が自衛隊の派遣要請を必要とした場合は、知事に対し、災害派遣要請要求書を提出する。

3 対策



(1) 災害派遣要請権者及び災害派遣命令者

ア 災害派遣要請権者

知事

第六管区海上保安本部長

大阪空港事務所長

イ 災害派遣命令者

陸上自衛隊第13特科隊長

海上自衛隊呉地方総監

航空自衛隊西部航空方面隊司令

(2) 災害派遣部隊等の活動範囲

災害派遣部隊等の活動範囲は、主として人命及び財産の保護のため、防災関係機関と緊密に連携、協力して、次に掲げる活動を行う。

ア 被害状況の把握及び伝達

車両、航空機等状況に適した手段により偵察を行い、被害の状況を把握し、関係機関に伝達する。

イ 避難者の誘導、輸送支援

避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があると認めるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。

ウ 避難者等の搜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救助作業等に優先して搜索救助を行う。

エ 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬積込等の水防活動を行う。

オ 消火活動

大規模火災に対しては、利用可能防火資機材等をもって、消防機関に協力して、消火に当たる。

カ 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。

キ 診療、防疫の支援

被災者の応急診療、防疫等の支援を行うが、薬剤等は、通常、地方公共団体の提供するものを使用する。

ク 通信支援

災害派遣任務の達成に支障を来さない限度における通信を支援する。

ケ 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に特に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。

この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについてのみ行う。

コ 給食及び給水の支援

炊飯及び給水の支援を行う。

サ 入浴支援

入浴施設の開設などにより、入浴の支援を行う。

シ 救援物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づいて救援物資を無償貸付し、又は譲与する。

ス 交通規制の支援

主として自衛隊車両の交通が混雑する地点において、自衛隊車両を対象に交通規制の支援を行う。

セ 危険物の除去等

自衛隊の能力の範囲内における火薬物爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。

ソ その他

その他臨機の必要に応じ自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置を講ずる。

(3) 災害派遣の自衛官の権限

災害派遣の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市町村長等、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。

なお、当該措置をとったときは、直ちにその旨を市町村長等に通知しなければならない。

	措置権限	根拠条文	関連規定
災害対策基本法	ア 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令	第63条第3項	
	イ 他人の土地、建物等の一時使用等	第64条第8項	通常生ずべき損失の補償 82条
	ウ 現場の被災工作物等の除去等	第64条第8項	除去した工作物等の保管 64条9項
	エ 住民等を応急措置の業務に従事させること	第65条第3項	従事した者に対する損害の補償 84条
	オ 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置	第76条の3 第3項	
自衛隊法	ア 警察官がその場にいない場合の避難等の措置	第94条	警察官職務執行法 4条及び6条
	イ 警察官がその場にいない場合に救助等のための立入		
	ウ 天災等により海上で救済が必要な場合の救助		海上保安庁法 第16条

(4) 災害派遣要請等手続き

ア 市長の派遣要請の要求

(ア) 市長が自衛隊の派遣要請を必要とした場合は、知事に対し、災害派遣要請要求書を提出する。

なお、緊急を要する場合その他やむを得ない理由により文書によることができない場合は、とりあえず電話その他の方法により連絡し、事後速やかに文書を提出する。

(イ) 市長は、(ア)によって知事に対して派遣要請の要求ができない場合には、その旨及び市の災害状況を防衛大臣又は自衛隊に通知することができる。この場合において、市長は速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

(ウ) 知事は、市長から前述の自衛隊災害派遣の要請の要求等を受けたときは、その

内容を検討し、必要があると認めるときは直ちに関係自衛隊の長に対して派遣要請の手続きをとる。

なお、災害派遣を要請した場合又は要請が予想される場合で、特に自衛隊との連絡を密にする必要があると認めるときは、あらかじめ自衛隊連絡幹部の派遣を依頼し、情報の交換、部隊の派遣等に関し、連絡調整を図る。

(エ) 派遣要請要求書の様式は次のとおりである。

年 月 日										
知 事 あて										
市町村名										
災害派遣に関する要請										
標記の件に関し、下記により速やかに部隊の派遣を要請します。										
記										
1 災害の状況及び派遣を要請する事由										
2 派遣を必要とする期間										
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;">自</td> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日</td> <td style="text-align: center;">時から</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">至</td> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日</td> <td style="text-align: center;">災害が終了するまで</td> </tr> </table>	自	年	月	日	時から	至	年	月	日	災害が終了するまで
自	年	月	日	時から						
至	年	月	日	災害が終了するまで						
3 派遣を希望する区域及び活動内容										
(1) 派遣を希望する区域										
(2) 活動内容										
4 その他参考となるべき事項（作業用資料、宿舎の準備状況など）										
(1) 連絡場所及び連絡職員										
(2) 宿 舎										
(3) 食 料										
(4) 資 材										
(注) 緊急の場合、電話等により要請し、事後文章（2部）を提出する。										

注：用紙の大きさは、A4とする。

エ 自主出動

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、次の判断基準により自主出動する。

- (ア) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (イ) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置を講ずる必要があると認められること。
- (ウ) 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
- (エ) その他災害に際し、前記(ア)から(ウ)に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

(5) 災害派遣部隊の受け入れ

ア 災害派遣要請権者は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、関係市町村長又は関係機関の長に受け入れ態勢を整備させるとともに、必要に応じて職員を派遣し、派遣された部隊及び派遣を受けた市町村又は関係機関相互の間の連絡に当たる。

イ 受け入れ側の市長又は関係機関の長は、次の点に留意して、派遣部隊の活動が十分に達成されるよう努めなければならない。

- (ア) 派遣部隊との連絡職員を指名する。
- (イ) 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。
- (ウ) 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することなく、最も効果的に分担できるよう配慮する。
- (エ) 自衛隊の宿泊施設（又は宿営場所）及び車両等の保管場所の準備をする。

災害が大規模かつ特殊な場合は、他県からの自衛隊部隊を受け入れるための宿営場所及び車両等の保管場所を、災害派遣要請権者と協議して準備する。

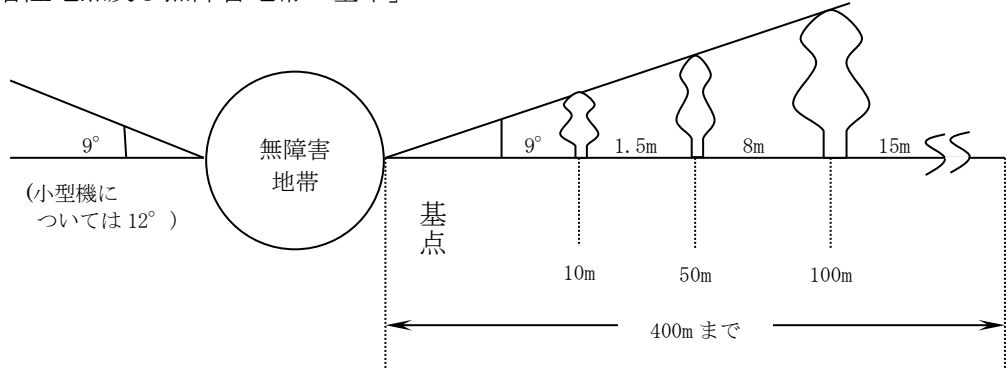
【自衛隊部隊が宿営等のために使用する地積の基準】

連隊規模 : 約 15,000 m²

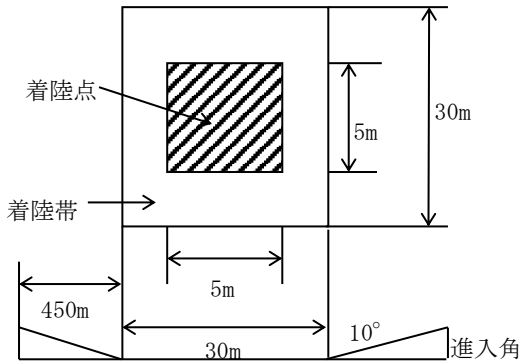
師団等規模 : 約 140,000 m²

- (オ) ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、次の準備を行う。
- a 下記の基準を満たす地積及び離着陸地点の地盤は堅固な平坦地を確保する。
なお、この際、土地の所有者又は管理者と十分調整を行う。

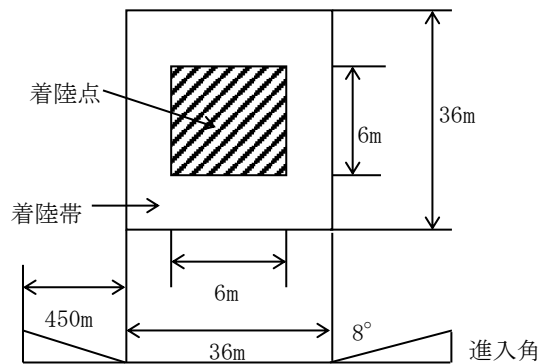
[着陸地点及び無障害地帯の基準]



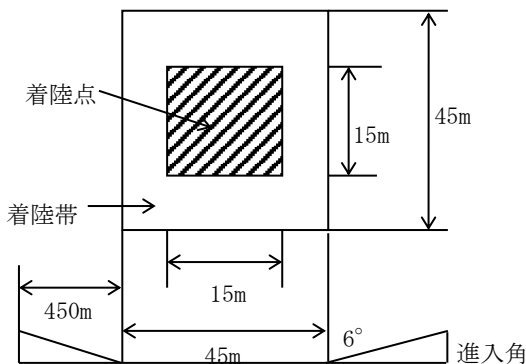
(a) 小型機 (OH-6 : 観測用) の場合



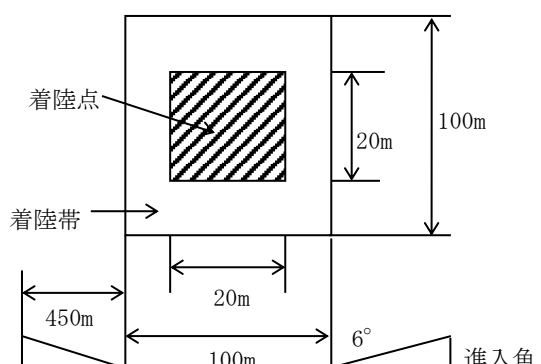
(b) 中型機 (UH-1 : 多用途) の場合



(c) 大型機 (V-107 : 輸送用) の場合



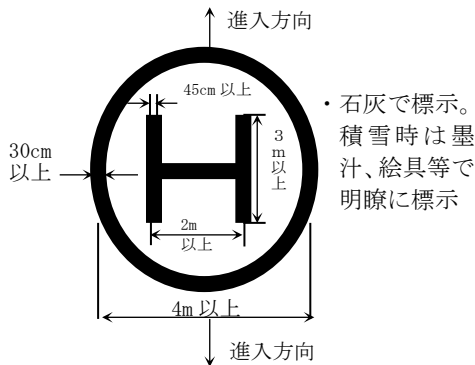
(d) 大型機 (CH-47 : 輸送用) の場合



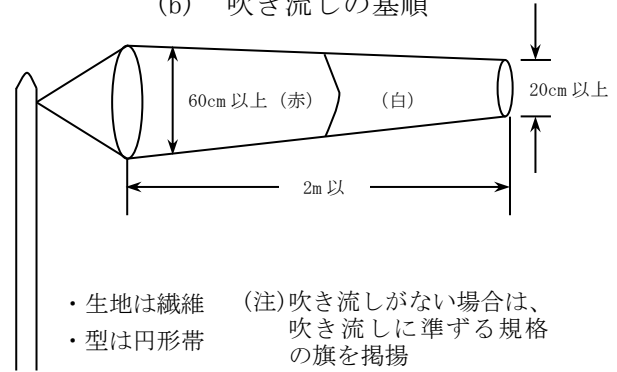
- b 着陸地点には、下記基準のH記号を平行方向に向けて標示するとともに、へ

リポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。

(a) ㊦記号の基準



(b) 吹き流しの基準



- c ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- d 砂塵の舞い上がる時は散水し、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。
- e ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸について広報を実施する。
- f 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。
- g 離着陸時のヘリポート内には、関係者以外を立ち入らせないようにする。

(6) 災害派遣に伴う経費の負担区分

ア 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市町村が負担し、下記の基準とする。

- (ア) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (イ) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設置費を含む）及び入浴料
- (ウ) 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借上げ、運搬、修理費
- (エ) 県等が管理する有料道路の通行料

イ 負担区分について疑義が生じた場合、又はその他必要経費が生じた場合は、その都度協議して決める。

第7項 津波災害応急対策計画

1 津波からの的確な避難指示の伝達

市は、強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに的確な避難指示を行う。

なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示を発令する場合でも、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達する。

2 津波災害情報の連絡体制（あらゆる手段を活用した警報等の伝達）

市及び県は、津波警報、避難指示の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、災害情報共有システム（Lアラート）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ワンセグ、インターネット等のあらゆる手段の活用を図る。

3 消防職団員、警察官、市職員等の活動

市及び県は、消防職団員、警察官、市職員、民生委員児童委員など、防災対応や避難誘導・支援等に当たる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、水門・陸閘の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援などの緊急対策を行う。

第2節

緊急活動

第1項 救助計画

1 現状と課題

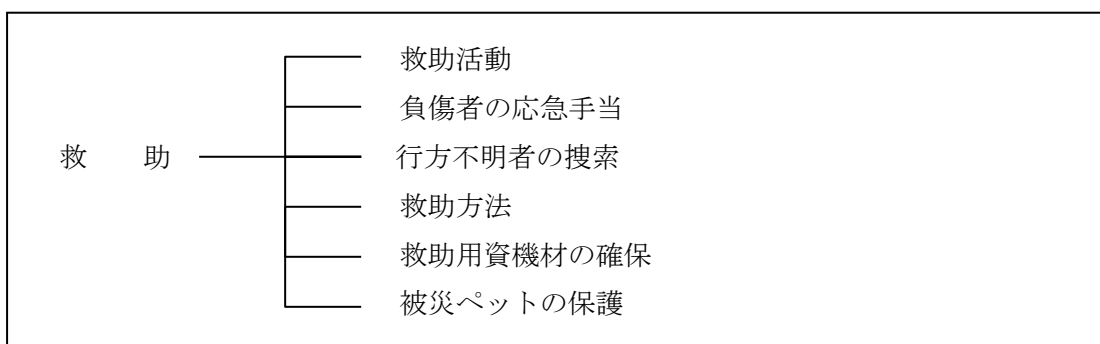
震災時には、広域的又は局地的に、倒壊家屋の下敷きや車両事故等により、救助を必要とする多数の負傷者が発生すると考えられるが、消防、警察、自衛隊又は地域住民の協力によって、迅速かつ的確に、救助を行う必要がある。また、東日本大震災においては、地域の被災ペットの保護収容等の問題もあった。

2 基本方針

防災関係機関は、緊密な連携の下に、災害により生命、身体が危険となった者を早急に救助し、負傷者については、医療機関に収容する。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

また、救助等に携わった職員等の惨事ストレス対策にも努める。さらに、被災ペットの保護収容等については、あらかじめ災害時の動物の管理について考慮しておき、必要な措置が行えるよう努める。

3 対策



(1) 救助活動

【瀬戸内市】

市は、救助活動に関する調整を行うとともに、必要に応じて、県又は他市町村への応援要請を行う。

また、被災を免れたときは、県、被災市町村からの応援要請に基づき、又は自らの判断により救助活動を行う。

【県（危機管理課、消防保安課）】

県は、市の要請又は自らの判断により、国、自衛隊、他都道府県、他市町村に応援を要請するとともに、救出活動の全県的な調整を行う。

【消防機関、県警察、海上保安部】

災害現場で活動する消防機関、県警察、海上保安部及び自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するとともに、あらかじめ定められた手順に従い、住民、自主防災組織等の協力を得て、迅速かつ的確に救助活動を行う。

また、必要に応じて、他の消防機関、他都道府県警察本部等に応援を要請する。

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

(2) 負傷者の応急手当

【消防機関、自衛隊】

消防機関及び自衛隊は、救助した傷病者に対して、専門的に習得している処置を行うとともに、必要に応じて、緊急の治療を要する者について、救護班又は医療機関へ搬送する。

【救護班】

日本赤十字社岡山県支部及び医療機関の医療救護班は、迅速かつ確かな医療救護を行うとともに、緊急の治療を要する者について、後方医療機関への転送や消防機関等に対する搬送の要請を行う。

【住民】

住民は、講習又は訓練・研修等により習得した止血、人工呼吸、心臓マッサージ等簡易な手当を施すことにより、救護等に協力する。

(3) 行方不明者の捜索

【瀬戸内市】

市は、警察、消防機関、医療機関等と連絡を密にして、行方不明者等の情報収集に努める。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者の捜索に当たっては、各機関の受持ち責任区域割り等を行うなど効果的な捜索活動が行われるよう総合調整を図る。

【住民、事業所等】

住民、事業所等は、救助隊に対して行方不明者の情報提供を行うとともに、捜索活動に協力する。

(4) 救助方法

【瀬戸内市、消防機関、県警察等防災機関】

救助に当たっては、救命の処置を必要とする負傷者を優先することを原則とするが、延焼火災が発生し、同時に多数の救助が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救助活動を行い、また、延焼火災がなく、同時に多数の救助が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先に効率的な救助活動を行う。

また、生き埋めになった負傷者の声などを聞き漏らさないようにするため、救助に当たる重機類の音や上空のヘリコプターの音等を一斉に停止させる「サイレントタイム」を設定する等、現場の特性に応じた効果的な救助活動に努める。

(5) 救助用資機材の確保

【瀬戸内市、消防機関、県警察等防災機関】

市は、救助用資機材の借上協定等を締結し、関係団体から資機材を借り上げ、調達する。

また、各機関相互に活用できる救助用資機材については、貸出しなど協力する。

【県（危機管理課）】

県は、必要に応じて、救助用資機材の借上協定等に基づいて関係団体から資機材を借り上げ、市を支援する。

(6) 被災ペットの保護

市は、県と連携を図りながら、飼養動物の保護に努めるとともに、必要に応じ、指定避難所での被災ペットのためのスペースの確保に努める。

第2項 資機材調達計画

1 現状と課題

現行の地域防災計画においては、市の備蓄資機材と関係業界から調達する資機材により、初期の応急対策を実施することとしていることから、地震発生時における円滑な資機材の調達が確保されるよう措置する必要がある。

2 基本方針

市においては、地域の自然的条件や想定される被害状況等を勘案し、緊急輸送路とのアクセス条件などを考慮した備蓄場所の選定を進めるとともに、必要に応じて、市、県、中国地方整備局及び西日本高速道路株式会社などの関係機関が相互に補完しあう体制の整備についても検討を進める。

さらに、市及び県においては、地震発生時に資機材の調達が確実に担保されるよう、関係業界との応援協定等の締結を積極的に検討する。

3 対策

市は、市において備蓄している資機材や当該地域内における関係業界などからの資機材の調達を行うとともに、被害状況等によって、県や他の市町村に対し、必要な資機材の導入を依頼する。

また、関係団体からの資機材の導入を確実にするため、関係団体との応援協定等の締結に努める。

第3項 救急・医療計画

第1 医療体制

1 現状と課題

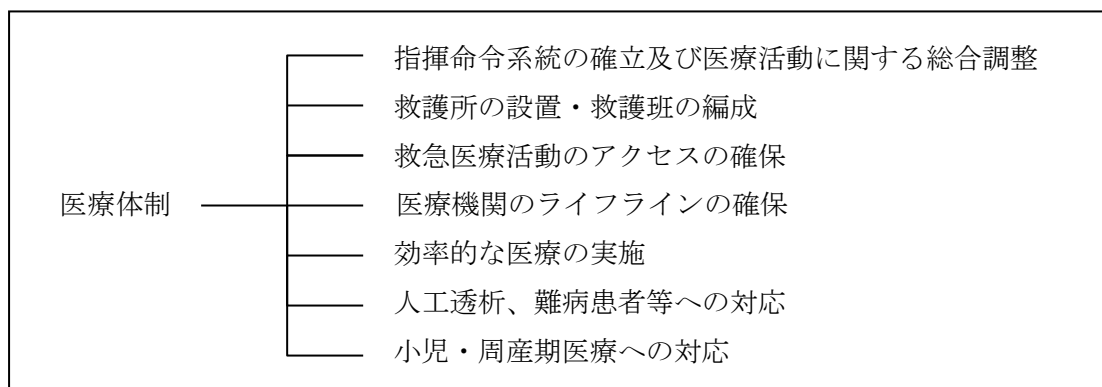
大規模災害時を想定した多数の傷病者に対応可能な行政機関、医療機関、消防機関の情報収集や連絡・連携体制が不十分である。また、医療機関の震災時における医療の継続提供能力も現状では十分とは言い難いため、これらの体制の整備を図る必要がある。

2 基本方針

災害時の混乱期における医療は、基本的に各医療機関がそれぞれのスタッフ、備蓄品等を活用するとともに他の医療機関との連絡協力を図りながら実施するが、行政は、これらの医療機関の活動をバックアップするため、県災害保健医療福祉調整本部及び地域災害保健医療福祉調整本部の立ち上げ等により指揮命令系統を確立し、早期の情報の収集・提供及び医療活動の総合調整を迅速かつ的確に実施できる体制を構築する。

また、医療機関は、可能な限り診療体制の確保及び効率的な医療提供に努める。

3 対策



(1) 指揮命令系統の確立及び医療活動に関する総合調整

市及び消防機関は、自主防災組織等と連携して次の業務を行う。

- ア 広域災害救急医療情報システムの活用により、医療機関情報の収集・提供
- イ 避難所、居宅等における傷病者情報の収集・提供
- ウ 救護所の設置と救護班の派遣要請
- エ 派遣されたDMA T等災害医療チームの受け入れ及び連絡調整

(2) 救護所の設置・救護班の編成

【瀬戸内市】

市は、傷病者の発生状況を把握し、避難所等に救護所を設置する。

また、必要に応じて、地域災害保健医療福祉調整本部に対して救護班の派遣を要請する。

【県（保健医療部）】

県は、県災害医療本部において、市、消防機関からの派遣要請又は自らの判断に基づき、次により救護班を速やかに派遣する。

また、避難所の設置が長期と見込まれる場合は、必要に応じて避難所救護センターを設置し、精神科、歯科を加える等避難者の状況に応じた医療活動を行う。

ア 県災害医療本部は、次により救護班の派遣を行う。

(ア) 日本赤十字社岡山県支部、岡山県医師会、災害拠点病院、岡山県看護協会への要請

(イ) 中四国8県、他都道府県、国（厚生労働省）、自衛隊への要請

(ウ) 医療ボランティア

イ 地域災害医療本部は、県災害医療本部、地元地区医師会等と連携し、救護班の派遣調整を行う。

【消防機関】

消防機関は、傷病者の発生状況等により、必要に応じて県災害保健医療調整本部に対してDMATの出動を要請する。

【県医師会】

県医師会は、県との協定に基づく救護班の派遣等を行う。

ア DMAT指定機関

DMAT指定機関は、県との協定に基づくDMATの派遣等を行う。

イ DPAT構成員所属機関

DPAT構成員が所属する機関は、県との協定等に基づき、DPAT構成員をDPAT業務に従事させる。

ウ 日本赤十字社岡山県支部

日本赤十字社岡山県支部は、県との協定に基づく救護班の派遣等を行う。

【医療機関】

災害拠点病院は、救護班の派遣要請を受けた場合は、概ね次により救護班を編成し、医療活動を行う。

また、他の医療機関においても、可能な限り被災地における医療活動を行う。

ア 医師、看護師、連絡要員等

イ 関係医療用資器材一式

ウ 救急自動車

エ 通信連絡手段の携行

(3) 救急医療活動のアクセスの確保

【県（危機管理課、消防保安課、保健医療部）】

県は、県災害保健医療福祉調整本部及び地域災害保健医療福祉調整本部において、国、県、市の道路管理者及び県警察等と連携のうえ、道路啓開、緊急通行車両標章の交付等により、医療従事者の救急医療活動に伴うアクセスの確保を図るとともに、医療機関において救急車両の確保ができない場合や自ら医療従事者を被災地へ輸送する場合は、公用車等の手配を行う。

また、県災害対策本部においては、道路の損壊等により交通機関が不通の場合や被災地まで長時間を要する場合等必要に応じて、ヘリコプターによる空輸については県消防防災ヘリコプターの効果的な運用を図るとともに、ドクターヘリの基地病院、自衛隊又は協定に基づく他府県等に、また海上輸送については海上保安部、海運事業者等へ協力要請する。

(4) 医療機関のライフラインの確保

【瀬戸内市】

市は、医療機関からライフラインの復旧の要請があった場合、ライフライン事業者に対して、優先的復旧の要請を行う。

また、ライフライン事業者に対して、応急復旧までの間、医療機関への水等の優先的な供給を要請するとともに、必要に応じて自衛隊の派遣を県に要請する。

【県（保健医療部）】

県は、市からの要請に基づき、医療機関へのライフラインの優先的復旧が図られるよう、ライフライン事業者へ要請を行う。

また、ライフライン事業者に対して、応急復旧までの間、医療機関への水等の優先的な供給を要請するとともに、必要に応じて自衛隊に応援要請を行う。

【医療機関】

医療機関は、被害状況を確認後、自ら応急復旧を実施し、自家発電、貯水槽等の代替施設への切替を行う。

また、ライフライン事業者等に対し、優先的な応急復旧の要請を行うとともに、応急復旧までの間の水等の代替供給を要請する。

(5) 効率的な医療の実施

【DMAT指定機関】

DMAT指定機関は、災害急性期（概ね48時間以内）に次の活動を行うDMATを派遣する。

- ア 災害拠点病院等における患者の治療、トリアージ等
- イ 被災地域内における患者搬送及び搬送中の治療
- ウ 被災地域内においては対応が困難な重症患者に対する根治的な治療を目的として当該被災地域外に航空機等を用い患者を搬送する際の診療
- エ 上記を円滑に実施するための本部運営（DMA T県調整本部は、県災害保健医療福祉調整本部と連携し、情報の収集伝達、各種本部・拠点の設置、他県DMA Tの派遣要請等について決定する。）

【医療機関】

医療機関は、あらかじめ策定したBCPやマニュアルに従うとともに、次により効率的な医療を実施する。

- ア 治療の優先順位による患者の選別（トリアージ）を適切に行う。
- イ 重複診療回避等のため、診療記録の写しの患者への交付を検討する。
- ウ 被災状況を地域災害保健医療福祉調整本部へ報告（広域災害救急医療情報システムのアカウトを持っている場合は広域災害救急医療情報システムに入力）するとともに、他の医療機関と相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて医療機関相互間での協力を努める。
- エ 医療従事者が不足するときは、地域災害保健医療調整本部に対し、医療従事者の派遣要請を行う。

なお、医療機関の種別毎の役割は、次のとおりとする。

(ア) 救護所

- a 患者の応急措置
- b 搬送を要する傷病者の後方医療機関への収容の要請

(イ) 病院・診療所

- a 来院、搬送・転送、入院中の患者の処置（重症患者に対して優先処置）
- b 転送を要する傷病者の後方医療機関への転送及び転送の要請
- c 被災地への救護班の出動
- d 多くの患者の避難が必要になる場合を想定し、近隣医療機関等と相互支援協定の締結等を行うとともに、災害時に、患者の積極的な受け入れや搬送などに協力する。さらに、その旨をBCPに記載する。

(ウ) 災害拠点病院（基幹災害拠点病院・地域災害拠点病院）

- a 前記(イ)の病院の役割
- b 後方医療機関としての役割を担うとともに、被災地外医療機関への緊急電話、無線等により、重症患者の被災地外への早期転送（ヘリコプター搬送を含む）を行う。
- c 隣接する災害拠点病院は、その機能を相互に補完して対応する。

(6) 人工透析・難病患者等への対応

市及び県は、広域災害救急医療情報システムの活用等により、患者団体への確かな医療情報の提供を行うとともに、水、医薬品等の確保については、水道事業者、医薬品

卸業者等に対して、医療機関への優先的な供給を要請する。

(7) 小児・周産期医療への対応

市及び県は、広域災害救急医療情報システムの活用等により、的確な医療情報の収集・提供を行う。

第2 医薬品等の供給

1 現状と課題

現行の地域防災計画では、救急医薬品、輸血用血液製剤等の供給について体制を整え、それによって医薬品等の確保及び供給を行うこととしている。

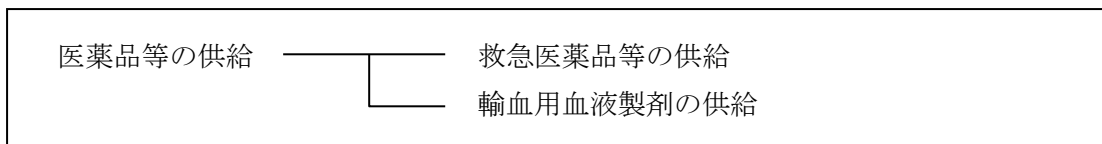
阪神・淡路大震災においては、交通・通信事情の支障から、医薬品等の供給にも支障をきたした。災害発生後においては、救急医薬品等の迅速かつ円滑な供給がよりの確な対応につながるものと考えられ、医薬品等の供給体制に基づいて救急医薬品等の円滑な供給に努める必要がある。

2 基本方針

対策の基本的な考え方は、救急医薬品等については確保体制に基づいて迅速に供給する。

医療用血液については、現行の確保体制に基づいて円滑な血液の供給に努める。

3 対策



(1) 救急医薬品等の供給

【県薬剤師会】

県薬剤師会は、県との協定に基づき、災害薬事コーディネーター又は薬剤師班の派遣を行う。

【医薬品等備蓄施設】

医薬品等備蓄施設（医薬品卸売業者及び薬剤師会会員薬局等）は、医療機関等の要請又は県災害保健医療福祉調整本部からの指示に基づき、医薬品等の迅速な供給に努める。

【医療機関等】

医療機関等は、医薬品等の不足が生じた場合は、医薬品等備蓄施設に連絡し、医薬

品等の供給を要請する。

(2) 輸血用血液製剤の供給

【岡山県赤十字血液センター】

岡山県赤十字血液センターは、的確な情報収集に努め、県及び市等と連携を密にし、円滑な輸血用血液製剤の確保・供給に努める。

また、岡山県赤十字血液センターは、必要に応じ中四国ブロック血液センターと連絡を取り円滑な輸血用血液製剤の確保・供給に努める。

【県（保健医療部）】

県は、的確な情報収集に努め、市及び岡山県赤十字血液センター等と連携を密にし、円滑な血液の確保・供給に努める。

【医療機関】

医療機関は、岡山県赤十字血液センター等に連絡し、輸血用血液製剤の確保に努める。

第3 傷病者搬送

1 現状と課題

大規模震災時には、広域的に多数の傷病者の発生が考えられるが、現状の傷病者搬送体制が、原則として消防機関のみであること、また、道路の損壊や渋滞又は医療機関そのものが被災すること等により、傷病者搬送に支障をきたすことが考えられる。

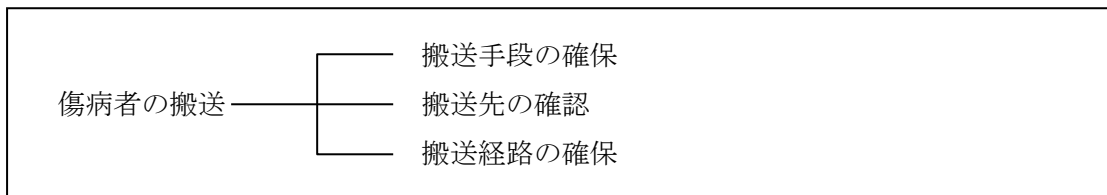
また、医療機関の被災により、入院患者等の広域的な転院に対応する必要が生じることが考えられる。

2 基本方針

傷病者・患者の搬送については、医療機関の被災状況又は道路の損壊状況等の情報を踏まえた上で、迅速かつ的確に行う。

市内で対応不可能な傷病者を、市外へ搬送されることが予想される場合には、必要に応じて、関係機関と調整の上、傷病者等の広域医療搬送、地域医療搬送を実施する。

3 対策



(1) 搬送手段の確保

【瀬戸内市】

市は、傷病者搬送用車両の確保について、県災害保健医療福祉調整本部、地域災害保健医療福祉調整本部又は消防機関から要請があった場合、公用車の手配を行う。それでもなお、車両が不足する場合は、災害対策基本法第65条第1項（応急措置の業務）により、一般車両を確保する。一般車両で対応する場合は、規制除外車両の標章等の交付を受ける。

【県（消防保安課、保健医療部）】

県災害保健医療福祉調整本部又は地域災害保健医療福祉調整本部は、広域災害緊急医療情報システムを活用しても消防機関において救急車両の確保ができない場合に、県が所有する公用車を手配するとともに、市、関係医療機関、他府県等に配車を要請する。

また、県内医療機関で対応不可能な人数の傷病者等が発生し、他都道府県に搬送する場合などは、必要に応じて、DMAT等の医療チーム等と連携して岡山空港に航空医療搬送拠点を設置・運営するとともに、広域医療搬送、地域医療搬送を実施する。

道路の損壊等により陸上搬送が不可能な場合及び早急に遠隔地への搬送が必要な場合などは、航空運用調整グループにおいて、ドクターヘリ、消防防災ヘリ、自衛隊や海上保安庁のヘリ等の効果的な運用について調整する。また、状況により他県のヘリコプターの支援を要請し、迅速な搬送の実現に努める。

【DMAT指定機関】

DMAT指定機関は、派遣したDMATが傷病者の搬送を行うときに、搬送手段を確保できない場合は、県災害保健医療福祉調整本部等に調整を依頼する。

【日本赤十字社岡山県支部】

日本赤十字社岡山県支部は、所有の救急自動車により傷病者の搬送を行うとともに、必要に応じて、日本赤十字社本社に赤十字飛行隊（ヘリコプター等）の派遣を要請する。

【消防機関】

傷病者の搬送は、原則として地元消防機関で行う。ただし、消防の救急車両が確保できない場合は、県、他市町村及びその他関係機関に搬送用車両の手配、配車を要請する。

また、他の都道府県及び消防機関の保有するヘリコプターについて、消防庁長官を通じて応援派遣を要請する。

【医療機関】

医療機関は、入院患者等について、救急車、ヘリコプター等による転院搬送を必要とする場合は、県災害保健医療福祉調整本部に調整を要請する。

(2) 搬送先の確認

【消防機関】

消防機関は、広域災害救急医療情報システム等を活用し、医療機関の被災状況や道路の損壊状況等の情報を迅速に把握し、医療機関等との緊密な連携を図りながら、収容先医療機関の確認及び搬送を行う。

(3) 搬送経路の確保

【瀬戸内市、国、県等道路管理者】

震災により搬送経路となるべき道路が損害を受けている場合、市、県、国等は所管する道路の啓開を迅速に行う。

【県警察】

県警察は、主要な医療機関までの傷病者の搬送経路について、緊急車両の通行に障害を及ぼす車両等の排除を行う。

第4項 避難及び避難所の設置・運営計画

第1 避難方法

1 現状と課題

地震は、時間・場所を選ばず突如として発生するものであり、時間帯によっては、家族の居場所さえ把握することが困難な場合がある。従って、避難先において住民の避難状況を早急に把握する必要がある。

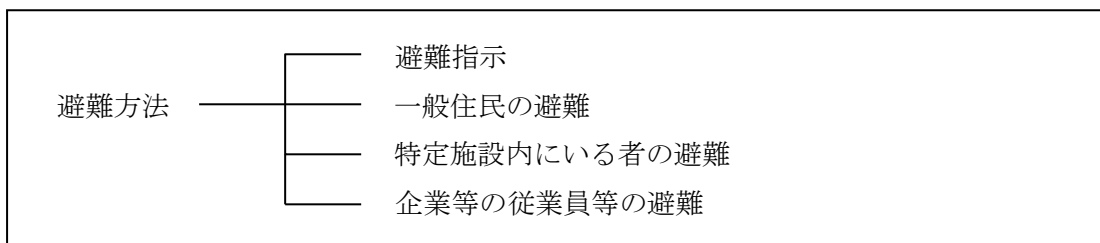
また、発災時の状況によっては、被災者の保護のために緊急に被災者の運送を行う必要が生じる可能性がある。

2 基本方針

避難は、地域住民が自主的に、又は指示に基づいて行うが、市は、要配慮者にあつては、状況に応じて適当な場所に集合させ、車両等による避難も検討するなど、迅速な避難に努める。指定緊急避難場所等においては、早急に避難行動要支援者、その他住民の避難状況を把握するとともに、行方不明者について必要な措置を講じる。

また、被災者を運送する必要性が生じることが想定される場合には、あらかじめ被災者の運送手段を検討し、準備しておく。

3 対策



(1) 避難指示

【瀬戸内市】

ア 指示の基準

市長は、災害が発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、あらかじめ定めた判断基準等により必要と認める地域の住民等に対し避難の指示をする。津波災害は、一刻も早い避難が必要であることから、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。ただし、対象としていない津波到達までに相当の時間があるような遠地地震の場合については、気象庁が発表する「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があるため、立退き避難のための準備や移動に要する時間を考慮して、必要に応じて「高齢者等避難開始」を発令する。

なお、市長は、避難の指示を行う場合において、必要があると認めるときは、指定

行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対し、当該指示に関する事項について、助言を求めることができる。

イ 避難情報の類型

区分	発令される状況	居住者がとるべき行動等
高齢者等避難	災害のおそれあり	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
避難指示	災害のおそれ高い	<ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から全員避難（立退き避難）する。
緊急安全確保	災害発生又は切迫	<ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難所等への立退き避難をすることがかえって危険である場合緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者

ウ 発令基準
津波

	発令基準
避難指示	<p>次のいずれかの1つに該当する場合に発令する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたとき ② 停電、通信途絶等により津波警報等を適時に受け取ることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合
避難指示の解除	<p>当該地域の大津波警報、津波警報、津波注意報が全て解除された段階を基本として解除する。なお、浸水被害が発生した場合の解除については、津波警報等が全て解除され、かつ住宅地等での浸水が解消した段階を基本として解除する。</p>

エ 指示の内容

避難の指示を行う場合は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。

- (ア) 避難指示の理由
- (イ) 避難指示が出された地域名
- (ウ) 避難経路及び避難先
- (エ) 避難行動における注意事項

オ 指示の伝達方法

市長は、避難の指示をしたときは、直ちに指示が出された地域の住民に対して、サイレン、放送、広報車等により、伝達するほか、警察官、海上保安官、自主防災組織等の協力を得て伝達し、その旨の周知徹底を図る。

カ 避難指示の解除

市は、避難指示の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

【指定行政機関、指定地方行政機関、県】

避難の指示について、市長から助言を求められた指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は県知事は、避難指示の対象地域、判断時期等について助言する。また、県は、時機を失することなく避難指示が発令されるよう、市町村に積極的に助言する。

【県（危機管理課）】

知事は、災害発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって避難の指示に関する措置の全部又は一部を行う。

【県警察、海上保安部】

警察官又は海上保安官は、市長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市長から要請のあったときは、住民等に対して避難の指示をする。この場合、警察官又は海上保安官は、直ちに避難の指示をした旨を市長に通知する。

(2) 避難誘導及び一般住民の避難

【瀬戸内市】

市は、災害時には、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行う。

市は、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、雪崩危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

市は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。

市は、災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施

や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じる。なお、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

市職員は、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者と協力し、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努める。

なお、誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織、自治会、町内会ごとに集団避難を行い、避難行動要支援者の避難支援を優先して行う。

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市町村は、住民等への周知徹底に努める。

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

市は、住民に新型コロナウイルス感染症を含めた感染症の濃厚接触者がいる場合は、個室や避難所で専用の避難スペースに避難誘導する。

【地域住民】

地域住民は、避難時においては、できる限り要配慮者に配慮しながら、自治会等ごとに集団で避難を行うよう努める。

また、行方不明者の把握に努めるとともに、行方不明者がある場合は、市職員、警察官、消防団員、海上保安部（海上に限る）等に連絡する等必要な措置を講ずる。

(3) デパート、駅、病院、学校、社会福祉施設等の施設内にいる者の避難

施設管理者は、当該施設内にいる者について、避難誘導マニュアルに従って避難誘導及び負傷者等の把握に努める。

また、行方不明者が出るおそれのある事故が発生した場合は、警察又は消防機関に連絡する。

(4) 企業等の従業員等の避難

企業等においては、災害時の行動マニュアルに基づき、事業所ごとの実情に応じて組織した自主的な防災組織を中心に、迅速に避難することに努めることとするが、場合によっては、都市部を中心に大量の帰宅困難者等の発生が予想されることから、企業等は、膨大な数の帰宅者等が一斉帰宅行動をとることによる混乱を回避するため、一時滞在施設の確保や備蓄品の保管等の従業員や顧客等が滞在可能な環境の整備に努める必要がある。

また、発災直後の従業員等の行動ルールの明確化、被災状況の把握や従業員の家族

等の安否確認体制の充実を図ること等により、一斉帰宅を抑制する対策の実施に努める必要がある。

さらに、大規模建造物の周辺への倒壊、出火による周辺への延焼、有毒ガス等の漏えい、地域に発生した災害の拡大防止活動等により、周辺地域に二次災害を及ぼさないための予防対策の強化と応急活動体制の強化を進める必要がある。

第2 指定避難所の開設

1 現状と課題

地震が発生し、住民の避難が必要となった場合、被災状況によっては、あらかじめ指定した指定避難所の開設が困難な場合も考えられる。このため、被災状況を速やかに確認の上、該当地区すべての住民等に指定避難所の設置状況を周知する必要がある。

また、指定避難所の収容力の不足が想定される地域において、指定避難所への避難者そのものを低減させる対策を検討する必要がある。さらに、災害の規模等によっては、被災市町村の区域外への広域避難又は広域一時滞在が必要となる場合もあり、その対策を事前に検討しておく必要がある。

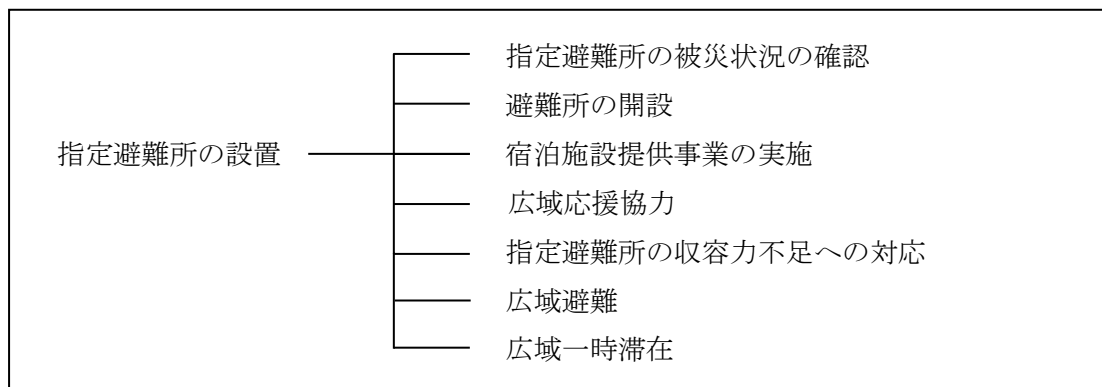
2 基本方針

市は、指定避難所の被災状況の確認、指定避難所開設及び住民への周知等を速やかに行う必要があるが、市が自ら指定避難所を開設することが困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請するなど、適切な対応の実施に努める。

また、指定避難所の収容力の不足などが想定される地域においては、他の公共、民間施設の借上等により、指定避難所への避難者の集中を避ける方策を講じ、避難所及び地域全体の最適化に努める。

さらに、市及び県は、広域一時滞在が必要となった場合、あるいは、避難者等の受け入れなどの対応を要請された場合について、事前にその対策を検討し、適切な対応が可能となるよう努める。

3 対策



(1) 指定避難所の被災状況の確認

地震発生後の指定避難所の被災状況及び安全確認については、あらかじめ定めた設置マニュアルに基づいて行う。

また、安全確認の結果に基づいて応急修理等の必要な措置を行う。

(2) 指定避難所の開設

市は、災害時に必要に応じ、あらかじめ定めたマニュアルに基づき、指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るとともに速やかに県に報告する。なお、市は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。

市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。市は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

市は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努める。

市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

(3) 宿泊施設提供事業の実施

県と岡山県旅館ホテル生活衛生同業組合（この号において「組合」という。）は、災害救助法の適用を受ける大規模災害時に、避難所での生活が困難な要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等）等の一時避難所として、組合の組合員が所有する旅館・ホテル（この号において「宿泊施設」という。）を利用する宿泊施設提供事業を協定に基づき実施する。

県は、市に対して宿泊施設提供事業を実施する意思の有無を確認し、事業の実施を希望する市町村に、組合から提供された宿泊施設の情報を提供する。

宿泊施設提供事業を実施する市町村は、宿泊施設を利用する要支援者等の選定、宿泊施設との宿泊や食事に関する連絡調整、要支援者等の宿泊施設への移送手段の確保等を行う。また、宿泊施設を利用する被災者が孤立しないよう連絡体制を構築する。

(4) 広域応援協力

市は、自ら指定避難所の開設が困難な場合、他市町村又は県への避難所の開設につ

いて応援を要請する。

(5) 指定避難所の収容力不足への対応

避難者の中には、建物・ライフライン被害を受けていなくても、地震等に対する自宅の安全性を危惧して避難する人、あるいは、生活必需品等の不足を懸念して避難する人もいることから、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の迅速な実施や物資供給の対応により、安全な自宅への早期復帰を促すことも可能となる。市は、指定避難所不足の補完には、場合によってはこうした対応や社会福祉施設、公的宿泊施設、ホテル・旅館等の借り上げ等により避難所を確保する。

(6) 広域避難

市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市外等への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県の市町村に協議することができる。

県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。

県は、市から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行う。

市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

市、県、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

政府本部、指定行政機関、公共機関、市、県及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努める。

(7) 広域一時滞在

市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み市外等への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受け入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受け入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。

また、指定避難所を指定する際には併せて広域一時滞在の用にも供することにつ

いても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設をあらかじめ決定しておくよう努める。

第3 指定避難所の運営体制

1 現状と課題

指定避難所は、あらかじめ定めた運営マニュアルによって運営することを基本とするが、責任者として予定した者が被災し必要な体制が確保できない、又は指定避難所で生活している自治組織の役員等が他へ転出する等の理由により、マニュアルどおり避難所運営ができない場合、迅速にその対応を行う必要がある。

また、避難所生活においては、健康管理、防犯、衛生上の観点等、避難者の良好な生活環境の確保や精神面でのケアが必要となるほか、在宅避難者への対応にも留意する必要がある。

さらに、災害発生後一定の時期が来れば、避難所としての使命は終了し、平常の利用に復することになるが、その際には、避難者との協議に基づいて円滑な移行が図られなければならない。

2 基本方針

避難所生活では、対応すべき事柄が多岐にわたることから、市は、指定避難所の運営は自治組織と連携して行い、対外業務及び施設管理の外は、原則として自治組織をサポートする立場で活動する。

指定避難所の設置に伴い、メンタルヘルス面での機能を持った避難所救護センターを設置するとともに、保健師等による巡回相談等を行う。市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

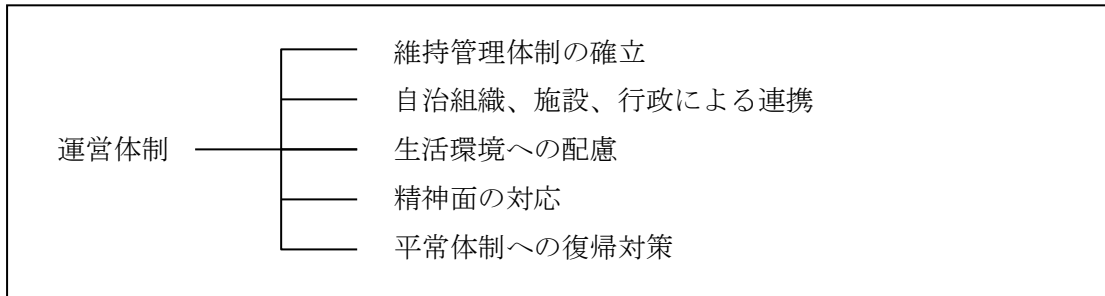
また、生活機能低下、特に生活不活発病（廃用症候群）の早期発見などの予防対策を進めることにより、その改善に向けた整備を図るとともに、指定避難所設置施設の平常業務再開に向けて、当該施設の管理者、指定避難所管理者、避難者自治組織の3者で協議していく。

さらに、市及び県は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空家、ホテル・旅館等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とし、その際の取扱い等をあらかじめ定めておく。

3 対策

市は、各指定避難所の適切な運営管理を行う。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。

また、市は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立上げを支援する。



(1) 維持管理体制の確立

ア 市は、マニュアルに基づき指定避難所維持管理責任者等の職員を配置する。この場合、配置完了の確認を行い、行政側の体制確保に遺漏がないよう配慮する。

イ 避難所管理責任者となる市職員は、所定のマニュアルに基づき自治組織を構築する。

なお、その際は、女性の参画について配慮するとともに、自治組織のリーダーの転出等の場合にも管理体制に支障を及ぼさないように、自治組織においては、各業務毎にリーダーと併せてそれをサポートする者を選任しておく。

また、指定避難所の運営に当たっては、女性の参画や在宅避難者を含めた避難者の状況把握のための体制確保に配慮する。

(2) 自治組織、施設、行政による連携

指定避難所運営上の諸課題に対応するため、避難者自治組織、維持管理責任者、施設管理者は、定期的な協議の場を設ける。

(3) 生活環境への配慮

指定避難所の運営に当たっては、避難者の生活環境を確保するため、次のような措置を講ずる。

ア 食事供与の状況、トイレの設置状況等、入浴の機会の提供状況、避難者の生活状況を随時把握し、必要な対策を講ずる。

イ 市は、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

ウ 市は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所

レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

エ 市は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。

オ 指定避難所の運営における意思決定の場への女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、性別や子育て家庭のニーズ等に配慮した指定避難所の運営管理に努める。

カ 市は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

キ 被災による生活環境の悪化に起因した子どもの心身への影響を軽減するため、避難所内又は避難所外に、子どもが安心して生活できる安全な居場所機能を持つスペース又は部屋を設けるよう努める。

ク やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

ケ 必要に応じ、指定避難所における被災ペットのための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

コ 市は、指定避難所に同行避難してきた被災ペットについて、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理について必要な措置を講ずる。

サ 市は、それぞれの指定避難所に受け入れている避難者に係る情報及び避難所で生活せず食料や水等を受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。また、民生委員児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について地方公共団体に提供する。

(4) 精神面の対応

避難所生活に伴い精神的に不安定な状況に陥る者が多くなる傾向が報告されており、特に精神的な面でのケアの必要がある。そのため内科に加え、精神科の診療を行うことができる避難所救護センターを設置する。

また、保健所を設置する場合は、保健所の医師、保健師等による各避難所の巡回健

診・相談業務を行い、また、学校を避難所とする場合には、医師のもと養護教諭もカウンセリングをサポートする。

(5) 平常体制への復帰対策

避難者の減少等に伴い、指定避難所の規模縮小・統合・供用終了の措置をとる場合は、あらかじめ定めたマニュアルに従い対応し、円滑な移行に努める。

第5項 道路啓開

1 現状と課題

市内の主要幹線道路は、市中心部を東西に横断する岡山ブルーラインがあり、国道2号線に接続している。

また、この岡山ブルーラインと有機的に接続し、地域の生活を支える道路として一般県道、市道がある。

これら既存道路を活用しつつ、災害時の緊急支援物資の輸送、救急・消防活動等の緊急活動の迅速かつ円滑な実施を確保するための幹線道路ネットワークの整備を進める一方で、地震発生時における緊急活動を支援する。

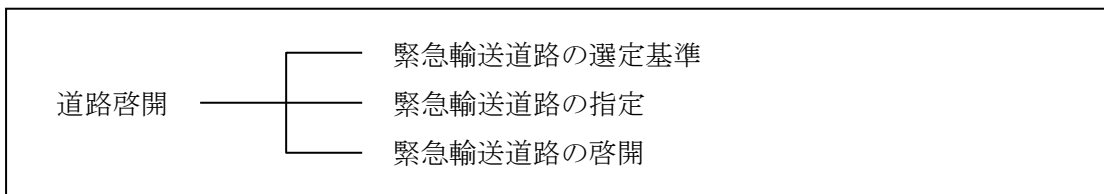
道路啓開作業を迅速に行うための体制整備について検討する。

2 基本方針

地震発生直後の道路は、自動車、落下物及び倒壊物等が散在しており、これらの障害物を除去し、また、路面の亀裂、陥没等の破損箇所を修復すること（道路啓開）は、人命救助、消火及び救援活動を円滑に行うための必須条件である。

これらを制約された条件下で効果的に行うためには、関係機関と協議の上で、あらかじめ地域防災計画に定められた関係機関の応急活動を支える路線を選定し、これらを緊急輸送道路ネットワークとして位置付け、各道路管理者において迅速な啓開作業を実施する体制整備を行う。

3 対策



(1) 緊急輸送道路の選定基準

【瀬戸内市、国、県（土木部）、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社】

ア 選定基準

緊急輸送道路の選定基準を以下に示す。

- (ア) 高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡するインターアクセス道路等であって、震災発生時に県内を広域的にネットワークする幹線道路であること。
- (イ) 救援活動の基幹となる広域的幹線道路であること。
- (ウ) 県本庁舎、出先庁舎及び災害対策本部が設置される市役所を結ぶ主要幹線道路を確保するため定めた道路であること。
- (エ) 救援物資等の備蓄倉庫及び集積地点（空港、港湾等）を結ぶ道路であること。

- (e) 主要公共施設（病院、血液センター等）、警察署、自衛隊の庁舎及び消防署を結ぶ道路であること。
- (f) 道路幅員は、原則として2車線以上であること。

イ 緊急輸送道路の種類

緊急輸送道路は、地震発生後の利用特性により、以下の3つに区分する。

(ア) 第1次緊急輸送道路

県庁所在地、県民局・地域事務所所在の市町、重要港湾、空港及び広域物流拠点等を連絡する道路

(イ) 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と市役所、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、警察署、消防署等）を連絡する道路

(ウ) 第3次緊急輸送道路

その他の道路

(2) 緊急輸送道路の指定

【瀬戸内市、国、県（土木部）、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社】

市及び県は、あらかじめ関係法令等を参考にし、国土交通省中国地方整備局、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、県警察、隣接県及び市町村等の関係機関と協議の上、それぞれが管理する幹線道路を中心として、(1)に規定する選定基準に基づき、地域防災計画に定められた関係機関の応急活動を支える路線を選定し、これらを有機的に連絡させた緊急輸送道路ネットワークを指定しておく。

また、この緊急輸送道路は、選定基準に基づき必要に応じ変更する。

(3) 緊急輸送道路の啓開

【瀬戸内市、国、県（土木部）、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、県警察】

ア 各道路管理者は、地震発生後直ちにあらかじめ指定した緊急輸送道路について優先的に道路パトロールを行い、それぞれが管理する道路の被害状況を調査し、地震の発生地域や被害状況を勘案した上で、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努める。

この場合、二車線復旧を原則とするが、やむを得ない場合には、一車線とし、適当な場所に待避所を設けるとともに、橋梁については、必要に応じて仮設橋梁の設置を検討する。

イ 道路管理者は、一般社団法人岡山県建設業協会など関係団体との間に応援協定等を締結し、障害物の除去や応援復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

ウ 道路管理者及び県警察は、啓開作業を実施するに当たり、路上の障害物の除去が必要な場合には、消防機関及び自衛隊等の協力を得て実施する。

第6項 交通の確保計画

1 現状と課題

交通網をズタズタに寸断した阪神・淡路大震災は、車両の大洪水を巻きおこし、災害対策基本法による交通規制が実施された後においても渋滞は解消されなかった。

その一因として、被災地に近接する都道府県において、被災地に向かう車両の通行禁止又は制限が十分にできなかったこと。そして、被災地における交通整理に当たる警察官が救助活動に従事し、本来の交通整理に従事することができなかったことなどがあげられる。

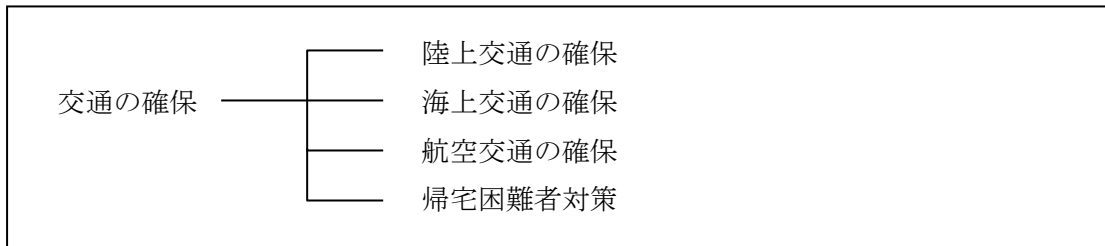
また、都市部では交通網の寸断により大量の帰宅困難者の発生が予想される。

2 基本方針

広域交通規制対象道路を中心に緊急交通路を指定し緊急通行車両の通行を確保するとともに、交通整理要員及び必要資機材を確保する。

また、住民に対する災害発生時の対応について啓発を行うとともに、帰宅困難者の混乱防止・帰宅支援を行う。

3 対策



(1) 陸上交通の確保

【瀬戸内市、県（危機管理課）】

救援物資搬送車両の方法・制限

被災地及びその周辺の交通量を極力制限するため、救援物資の集積所を確保（ヘリポート基地の併設が望ましい。）するとともに、被災地域には小型貨物車両により効果的な搬送を行う。

【県（危機管理課）、県公安委員会】

緊急通行車両の確認を行い、標章及び証明書を交付する。

なお、県公安委員会においては、規制除外車両の確認を行い、標章及び証明書を交付するほか、平常時に、緊急通行車両及び規制除外車両の事前届出により、緊急通行車両等事前届出済証及び規制除外車両事前届出済証を交付して、緊急交通路指定時のこれら車両の確認手続の簡素・効率化を図る。

【県公安委員会、県警察】

ア 緊急交通路の指定による緊急通行車両の通行の確保

- (ア) 緊急交通路を指定し、消防、警察、救護関係の緊急通行車両が円滑に運行できるよう交通機能を確保する。
- (イ) 緊急交通路において通行を不能とする放置車両や立ち往生車両等がある場合は、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。また、道路上の障害物がある場合は、道路管理者重機保有事業所等の協力を得て優先的に撤去する。
- (ウ) 警察災害派遣隊の支援が必要な場合は、派遣を要請する。
- (エ) 被災地における緊急通行車両の円滑な運行を確保するため、必要な区域又は道路の区間を指定して、一般車両の通行を規制する。

イ 緊急通行車両及び規制除外車両の届出確認

緊急通行車両及び規制除外車両の事前届出制度について、周知及び適正な運用を図るとともに、災害時における確認事務の迅速、適正な処理に努める。

ウ 交通広報

- (ア) 交通規制の状況に関する情報提供や交通総量の抑制について、道路交通情報板等を活用するとともに、日本道路交通情報センター、マスコミ等による広範囲な広報活動を実施する。
- (イ) 規制現場措置として、迂回路マップ等を活用してドライバーに対する現場広報を実施する。
- (ウ) 住民等に対し、災害発生時のドライバーとしての対応についての意識啓発に努める。

【県（危機管理課）、県警察】

ア 交通整理要員及び関係資機材の確保

県、県警察は、岡山県警備業協会との協定の締結等による交通誘導等の整理要員及び誘導資機材の確保等、必要な措置を講ずる。

イ 県警察は、道路交通機能の確保のため主要交差点への交通信号機用非常電源装置の設置など信号機減灯対策を推進する。

【道路管理者等】

管理する道路等に被害が出た場合は、応急の復旧を図る。

道路施設の破壊等により交通の危険が生じたときは、警察と協議し、区間を定めて通行を禁止し、又は制限する。

応急復旧工事の実施が困難な場合は、県又は県を通じて自衛隊に応援を要請する。

災害時における緊急通行車両の通行を確保するため、道路管理者等が自ら緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件を移動することができる。

【自衛隊及び消防本部】

自衛官及び消防職員は、現場に警察官がない場合は、緊急通行車両の通行の確保のための措置を行う。

【鉄道事業者】

線路、橋梁等に被害が発生した場合は、列車の退避等を行うとともに、応急復旧に努める。

独力での復旧が困難な場合は、県又は県を通じて自衛隊に応援を要請する。

【住民等】

被災地域及びその周辺において実施される警察官等による交通整理の指示に従う外、被災地域における一般車両の走行を極力自粛する。

(2) 海上交通の確保

【海上保安部】

海上保安部は、航路標識の破損、水路水深の異常等が発生した場合は、応急措置を講ずるとともに、関係機関へ通報し、関係者への周知に努める。

また、海難の発生等により船舶交通の危険が生じたときは、必要に応じ、船舶交通を規制又は禁止する。

【県（危機管理課、農林水産部、土木部）】

県は、海上保安部等の関係機関と連携をとり、県内の海上交通確保に必要な輸送路の選定等の調整を行う。

また、市又は港湾及び漁港の管理者から、油の流出による火災の鎮圧、水路、航路の確保のための措置の実施等、海上交通の確保のため必要な措置の実施について応援要請があったときは、自衛隊、海上保安部等に対し応援を要請する。

【港湾及び漁港の管理者】

港湾及び漁港の管理者は、管理する港湾、漁港について障害物の除去、応急修理等の輸送確保のための応急措置を講ずる。

(3) 航空交通の確保（ヘリポート基地の整備・確保）

【瀬戸内市、県（消防保安課、県民生活部）、防災関係機関等】

市、県及び防災関係機関等は、相互に連携し、ヘリポート基地等の整備確保に努める。

(4) 帰宅困難者対策

【瀬戸内市、県（危機管理課）、防災関係機関等】

市、県及び防災関係機関等は連携し、適切な情報提供、指定避難所の開設などにより帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止する必要がある。そのため、特に

都市部において公共交通機関が停止した場合には、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段について、平常時から積極的に広報しておくとともに、退避経路の案内など滞留者の誘導対策、建築物に付随する屋根瓦、看板等の落下物による被害などの二次災害の防止に努める。

また、大規模な集客施設等の管理者に対して、滞留者の誘導體制の整備を促すとともに、必要に応じ、主要駅周辺に男女のニーズの違いや要配慮者のニーズに配慮した一時的な滞在場所の確保を推進する。さらに、徒歩帰宅者に水の提供やトイレの使用等の支援が行えるよう、コンビニエンスストア及びガソリンスタンド等に対し平常時から協力を要請しておく。

そして、学校等においては、保護者への児童、生徒等の引渡しルールなどをあらかじめ決めておくなど、一斉帰宅による混乱を避けるためのルールづくりを促進する。

第7項 消火活動に関する計画

1 現状と課題

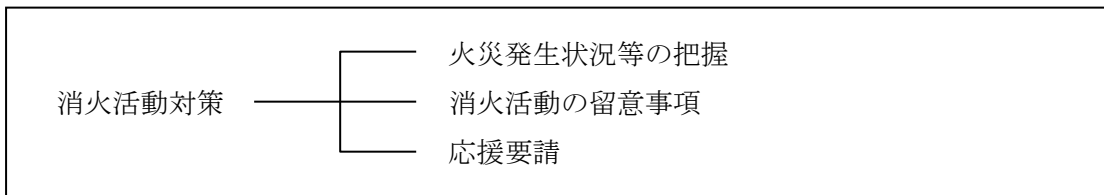
阪神・淡路大震災の消火活動においては、消防水利の損壊、応援隊相互の通信混乱等予期せぬ事態により、消火活動が阻まれた。

また、東日本大震災の消火活動では、揺れに伴う火災もさることながら、半数が津波による火災であり、消防設備、消防水利の損壊、がれきによる通路閉鎖など、消火延焼対策の課題が指摘されている。これらのことを踏まえ、効果的、機能的な消火活動ができる計画を策定しておく必要がある。

2 基本方針

地震の「揺れ」に伴う火災が、広域的に同時多発した場合の消火活動の困難さを考えれば、「火災を発生させない」、「火災が発生しても延焼を拡大させない」といった事前の対策を十分講じておくとともに、こうした火災が発生した場合には応援を受けることを前提にした消火活動の計画等の整備を図る。

3 対策



(1) 火災発生状況等の把握

市長は、消防職（団）員を指揮し、管内の消防活動に関する次の事項について情報を収集する。

- ア 延焼火災の状況
- イ 自主防災組織の活動状況
- ウ 消防ポンプ自動車その他の車両の通行可能道路
- エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線並びに市防災行政無線等通信連絡施設及び消防水利活用可能状況

(2) 消火活動の留意事項

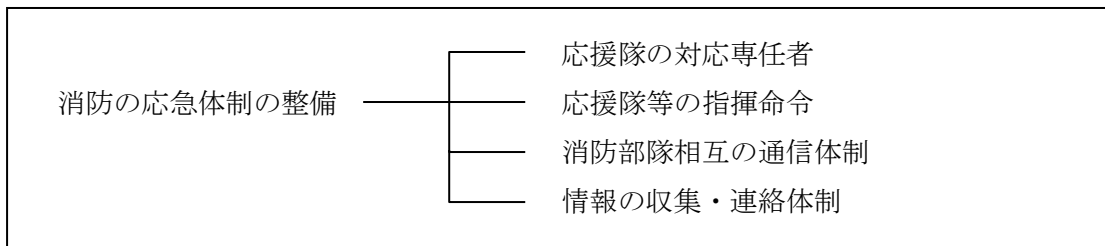
市長は、関係防災機関と相互に連絡をとりながら、次の事項に留意し消防活動を指揮する。

- ア 延焼火災件数の少ない地区は、集中的な消火活動を実施し安全地区を確保する。
- イ 木造住宅密集市街地や危険物等の取扱施設の火災発生情報を早期に収拾・把握するとともに、特に避難場所へ通じる避難路確保のための消火活動を行う。

- ウ 多数の延焼火災が発生している地区は、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。
- エ 危険物の漏えい等により災害が拡大し、又はそのおそれのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。
- オ 救護活動の拠点となる病院、避難場所、幹線避難路及び防火活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。
- カ 自主防災組織が実施する消火活動との連携を図る。
- キ 巡回班を設け、地震発生後の火災発生に備え、自主防災組織等と連携の上、被災地区を警戒する。

(3) 応援要請

火災の状況又は災害の規模により、市の消防力によっては防御が著しく困難な場合には、市長等は、岡山県消防防災ヘリコプター支援協定に基づき県に消防防災ヘリコプターの出動要請を行うほか、岡山県下消防相互応援協定第5条に基づき、他の市町村長等に応援要請を行う。



(1) 応援隊の対応専任者

- ア 応援隊の受け入れについて、県災害対策本部や派遣自治体等の連絡調整に当たる専任者を設置する。
- イ 専任者の任務は、概ね次のとおりである。
 - (ア) 緊急消防援助隊等の対応
 - (イ) 応援ルート及び集結場所の選定
 - (ウ) 応援隊に関する各種連絡

(2) 応援隊等の指揮命令

応援隊等の指揮命令は、市長又は市長から委任を受けた消防長がとる。

(3) 消防部隊相互の通信体制

無線交信における県内消防、県外消防及び全国共通波の使用周波数の運用を定める。

(4) 情報の収集・連絡体制

大規模災害における各現場の出動部隊等との情報の収集・連絡体制の確立を図る。

第8項 危険物施設等の応急対策計画

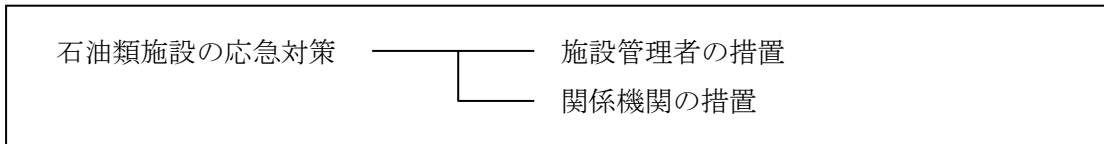
1 現状と課題

地震により危険物施設等が損壊、火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を及ぼすおそれがあるので、応急的保安措置を実施する必要がある。

2 基本方針

防災関係機関による石油類、高圧ガス及び火薬類の応急的保安措置を講ずる。

3 対策



(1) 施設管理者の措置

- ア 施設の状況により、石油類を安全な場所に移動し、又は注水冷却する等の安全措置を講ずる。
- イ 自衛消防隊その他の要員により、初期消火活動や延焼防止活動を実施する。
- ウ 消防本部及び県警察等に通報するとともに、付近住民に避難の周知を図る。

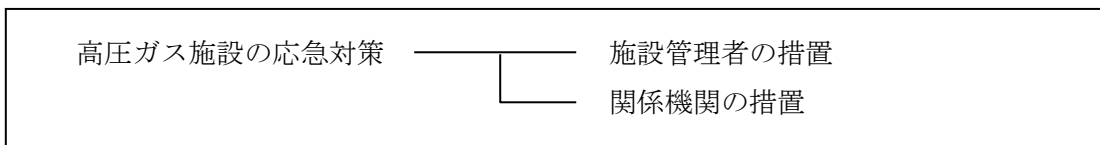
(2) 関係機関の措置

【瀬戸内市】

- ア 施設管理者に対し危害防止の指示をし、又は自らその措置を講ずる。
- イ 警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去等を命令する。
- ウ 消防隊を出動させ、救助及び消火活動を実施する。

【県警察】

- ア 被災者等の救出救助を行う。
- イ 施設周辺を警戒し、交通路の確保を行う。
- ウ 付近住民の避難誘導、広報を行う。



(1) 施設管理者の措置

- ア 施設の状況により、設備内のガスを安全な場所に移動し、充填容器が危険な状態となったときは、安全な場所に移動し、又は水（地）中に埋める等の措置をする。
- イ 消防本部及び県警察等に通報するとともに、付近住民に避難の周知を図る。

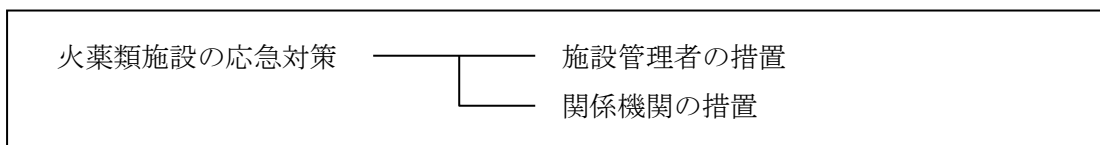
(2) 関係機関の措置

【瀬戸内市】

- ア 施設管理者（コンビナート製造業者、液化石油ガス販売業者を除く）に対し高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所の全部又は一部の使用の一部停止を命令する。
- イ 施設管理者（コンビナート製造業者、液化石油ガス販売業者を除く）に対し製造、移動等を一時禁止し制限する。
- ウ 施設管理者に対し危害防止の指示をし、又は自らその措置を講ずる。
- エ 警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去等を命令する。
- オ 消防隊を出動させ、救助及び消火活動を実施する。

【県警察】

- ア 被災者等の救出救助を行う。
- イ 施設周辺を警戒し、交通路の確保を行う。
- ウ 付近住民の避難誘導、広報を行う。



(1) 施設管理者の措置

- ア 火薬類を安全な地域に移す余裕がある場合は、これに移し、かつ見張人をつける。
- イ 火薬類を安全な地域に移す余裕のない場合は、水中に沈め、又は火薬庫の入口を密閉し防火の措置を講ずる。
- ウ 消防本部及び県警察等に通報するとともに、付近住民に避難の周知を図る。

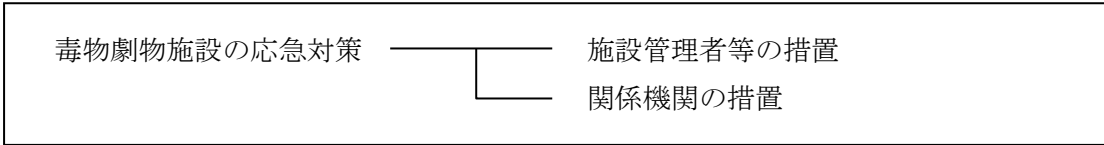
(2) 関係機関の措置

【瀬戸内市】

- ア 施設管理者に対し危害防止を指示し、又は自らその措置を講ずる。
- イ 警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去等を命令する。
- ウ 消防隊を出動させ、救助及び消火活動を実施する。

【県警察】

- ア 被災者等の救出救助を行う。
- イ 施設周辺を警戒し、交通路の確保を行う。
- ウ 付近住民の避難誘導、広報を行う。

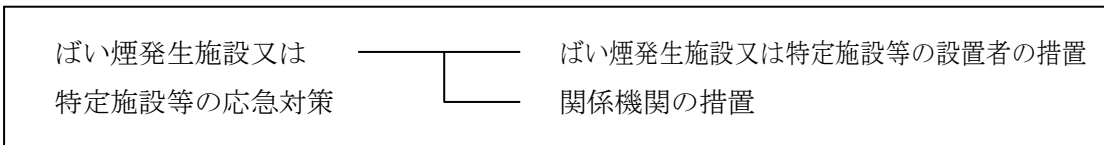


(1) 施設管理者等の措置

- ア 毒物劇物の流出及び飛散等の事故発生時には、直ちに作業を中止し、回収その他の保健衛生上の危害防止に必要な措置を講ずる。
- イ 所轄の保健所、警察署又は消防機関に届出るとともに、必要に応じて付近住民に避難の周知を図る。

(2) 関係機関の措置

市は、地域住民の健康に被害を及ぼすおそれがあると認められる場合は、避難の勧告、指示等を行う。

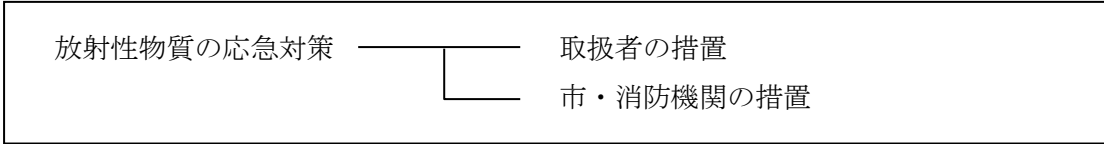


(1) ばい煙発生施設又は特定施設等の設置者の措置

- ア 施設が危険な状態になったとき又は事故発生時には、直ちに作業を中止し、必要な応急措置を講ずる。
- イ 市長に通報するとともに、付近の住民等に避難するよう警告する。

(2) 関係機関の措置

市は、地域住民の健康に被害を及ぼすおそれがあると認められる場合は、避難の勧告、指示等を行う。



(1) 取扱者の措置

- ア 事故の状況により、文部科学省、経済産業省及び消防庁並びに県内関係機関へ通報する。
- イ 次の応急措置を実施する。
 - (ア) 異常事態発生に伴う放射線モニタリング指示
 - (イ) 消火及び当該放射性物質への延焼防止指示
 - (ウ) 放射性物質の安全な場所への移動
 - (エ) 立ち入り制限区域の設定及び立ち入り制限
 - (オ) 汚染の拡大防止及び除染
 - (カ) 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者の救出

(2) 市・消防機関の措置

- ア 事故の状況により次の応急措置を実施する。
 - (ア) 消防活動に必要な放射線モニタリング
 - (イ) 消火及び当該放射性物質への延焼防止指示
 - (ウ) 警戒区域の設定による立ち入り制限
 - (エ) 避難若しくは避難の勧告、指示等
 - (オ) 汚染の拡大防止及び除染
 - (カ) 医療機関との連携による放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者の救出
 - (キ) 地域住民等に対する広報

第9項 災害警備活動に関する計画

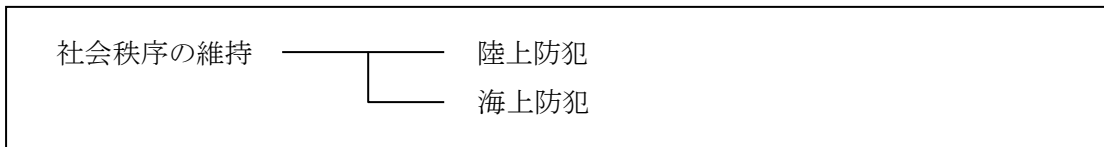
1 現状と課題

被災地域においては、社会的な混乱や人心の動揺等により不測の事態が生じるおそれがあるので、社会秩序の維持が重要な課題となる。

2 基本方針

関係機関は災害発生後の社会秩序を維持するため必要な措置を講ずる。

3 対策



(1) 陸上防犯

県警察は、関係機関と連携を密にして、次の措置を講ずる。

- ア 避難所、警戒区域及び重要施設（駅、空港、金融機関等）の警戒
- イ 自主防犯組織に対する指導と連携によるパトロールの実施
- ウ 被災地に限らず災害に便乗した各種不法事犯等の予防及び取締り
- エ 災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び県民に対する情報提供
- オ 必要な地域への移動交番の設置
- カ 鉄砲、刀剣類に対する確実な保管・管理等の指導
- キ その他治安維持に必要な措置

(2) 海上防犯

海上保安部は、巡視船を配備し、不法行為を取り締まる。

第10項 緊急輸送計画

1 現状と課題

地震災害時には、道路上の倒壊物、交通渋滞等により、救出・救助活動や消火活動のほか物資の供給に支障が生ずることが想定される。

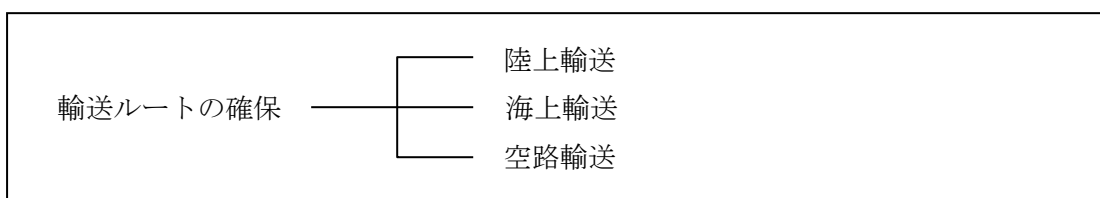
応急対策を迅速に実施するためには、緊急輸送を円滑に行う必要がある。

2 基本方針

緊急輸送においては、被災地の状況の把握のほか、そこに至る広域的な輸送ルートの確保を図り、輸送順位を考慮の上、必要な人員、応援隊及び資機材等が円滑に輸送できる措置を講ずる。

また、緊急輸送に必要な燃料の確保を行う。

3 対策



(1) 陸上輸送

【道路管理者等】

ア 各道路管理者は高速道路、国・県・市道等について、早急に被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能の確保を図る。

イ 道路上の倒壊物等の除去は、道路管理者が民間（土木建築業者）等の協力を得て早急を実施する。

ウ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合において、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し、車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等が自ら車両の移動等を行う。

【県警察】

ア 県警察は、被災地直近はもとより、広範囲な交通規制を行い、必要に応じ、隣接の県警察の協力を得る。

イ 道路管理者等に対する放置車両等の移動等の要請

緊急交通路において通行を不能とする放置車両や立ち往生車両等がある場合は、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

(2) 海上輸送

陸上の状況によっては海上輸送が有効になる場合があり、適切な運航を図る必要がある。

【瀬戸内市】

市は、旅客船事業者及び貨物船事業者、その他協定を締結している機関（岡山県水難救助会等）の協力を得て輸送する措置を講ずる。

【港湾等の管理者】

港湾等の管理者は、港湾及びフェリー港について早急に被害状況を把握し、必要に応じ、応急復旧等を行う。

(3) 空路輸送

自衛隊のほか関係機関のヘリコプター空輸に対応する必要があるので、市はヘリコプター基地の確保を行う。

災害対策本部の輸送ルート調整

(1) 災害対策本部及び県災害対策本部は、輸送ルートに関する情報を収集し、適切な輸送ルートを判断した上で、防災関係機関等に情報提供し、又は指示をする。

(2) 輸送ルートについては、県外からの応援隊及び資機材等に関連するので、その情報は報道機関を通じて、全国的に周知徹底を図る。



(1) 輸送第1段階

交通規制の地点においては、一般車両の被災地への進入を抑制するなど緊急通行車両を優先させ、輸送の円滑化を図る。

輸送第1段階では、特に次の輸送に配慮する。

- ア 人命の救助等に要する人員、物資
- イ 応急対策に必要な人員、資材

(2) 輸送第2段階

人命の救助活動及び応急対策の進行状況等を勘案し、災害対応に必要な車両が通行できるよう措置を講ずる。

ア 物資（食料、飲料水、衣服、寝具等）

イ 応急復旧等に必要な人員、物資

緊急輸送のための燃料の確保

【緊急輸送を行う関係機関】

緊急輸送を行う関係機関は、関係省庁及び関係業界団体の協力等により、災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図る。

第11項 物資等の受け入れ、集積、搬送、配分計画

1 現状と課題

大規模な震災が発生した場合、物資を円滑に受け入れ、避難所や居宅で避難生活する被災者に確実に配布できる体制を整えておく必要がある。

なお、搬送については、陸上輸送に支障が出ることが予想されるため、その対応を検討する必要がある。

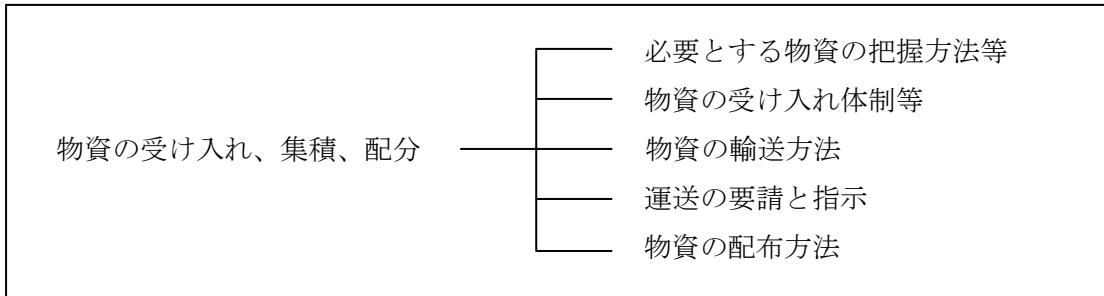
2 基本方針

市は、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

援助物資の受け入れ地は被災地外に設け、そこで仕分け等をした後、必要に応じて市内へ搬送し、受け入れ地での受け入れ・仕分け等の作業及び受け入れ地から市内の集積場所までの搬送については県で対応し、当該集積場所からの作業については、市で対応する。

搬送には、陸海空のルートを検討し、特にヘリコプターの利用のための条件整備を図る。

3 対策



(1) 必要とする物資等の把握・情報提供

【瀬戸内市】

指定避難所等に不足している物資を、必要に応じて、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、各指定避難所の責任者等から報告を受け、備蓄品で対応できない物資又は自主調達できない物資の品目及び数量並びに把握した時間を県に連絡する。また、指定避難所等を巡回し、避難者のニーズを把握する

なお、指定避難所に届いた物資の品目及び数量を把握し、不足している物資の品目及び数量、過剰になっている物資の品目及び数量をとりまとめ、市で調整の上、県に報告し、物資の有効活用を図る。

【地域】

避難所の責任者は、避難所内の自治組織を通じるなどにより、当該避難所の被災者が必要とする物資を把握し、市に連絡する。

なお、避難所以外の施設等に避難している被災者や在宅避難者が必要とする物資については、自主防災組織や自治会等の地域組織によって把握し、避難所の責任者を通じて市に連絡する。

(2) 物資の受入体制等

【瀬戸内市】

市は、集積場所候補地の中から、状況に応じて適当な集積場所を指定する。プッシュ型支援も想定し、あらかじめ物資の地域内輸送拠点を指定しておく。

また、その選定の際には、効率的な被災者支援の観点から、民間流通事業者の協力も視野に入れ、災害時の協力協定を締結するなど、そのノウハウの活用もあらかじめ検討しておく。

なお、市内に地域内輸送拠点が確保できない場合は、近隣の被災していない市町村に要請して、地域内輸送拠点を確保する。指定された受入場所には職員を配置し、県から輸送された物資を保管し、指定避難所等からの要請により必要な物資を配送する。

【地域】

指定避難所等の住民は、物資の仕分け、指定避難所内での搬送を積極的に行う。

(3) 物資の輸送方法

【瀬戸内市】

道路・橋梁等の被害状況等に基づき、集積場所及び輸送ルートを設定し、県に図面等により報告する。

なお、ヘリコプター臨時離着陸場の確保を図り、その離着陸場の設置に当たっては、マニュアルに従い、安全面での支障がないようにする。

集積場所から指定避難所への輸送については、一般社団法人岡山県トラック協会等に協力を要請するとともに、公用車、バイク等の輸送手段の確保に努める。

【運送事業者である公共機関】

運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、運送の要請等に対応できるように、防災業務計画等において、物資等の緊急運送に関する計画をあらかじめ定めておく。

(4) 運送の要請と指示

【県（危機管理課）、運送事業者である公共機関】

県は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者で

ある指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所又は期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。

また、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示する。

(5) 物資の配布方法

【瀬戸内市】

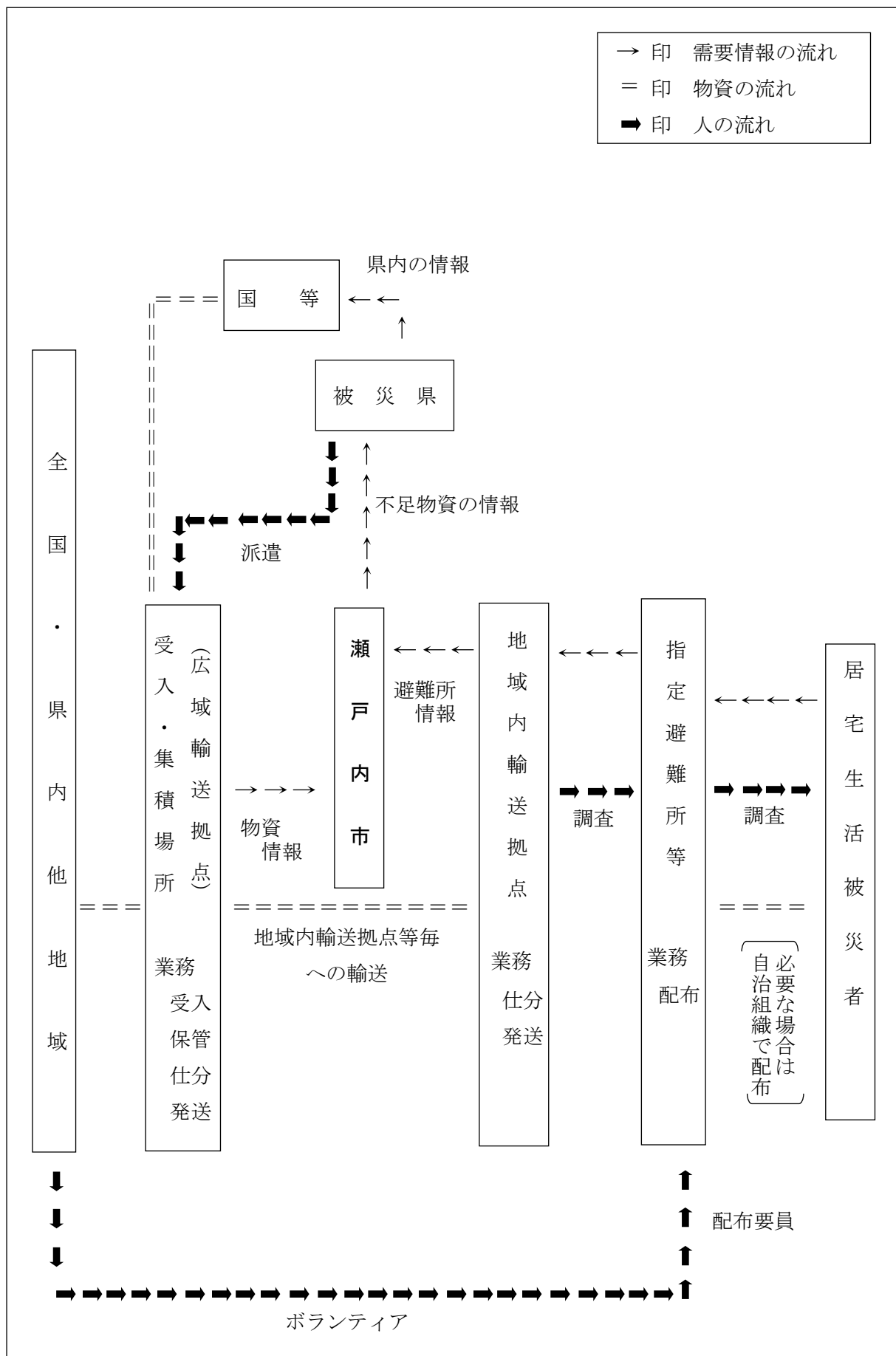
指定避難所へ搬送された物資は、各指定避難所の管理責任者の指示により、各自治組織を通じて配布する。なお、配布に当たっては、要配慮者を優先する。

また、積極的な被災者台帳の作成等を通じて在宅避難者等、指定避難所以外で避難生活を送っている被災者の把握に努め、広報車や地域組織を通じる等により、物資を指定避難所に取りに来るように情報伝達し、配布するとともに、避難所まで取りに来ることが困難な者に対しては、地域組織の協力を得る等の方法により届ける。

【地域】

指定避難所以外で生活をする被災者に対して、物資等の情報を提供するとともに、特に援助を必要とする者に対して、物資を届ける等の支援を行う。

物資等のルート



第12項 ボランティアの受け入れ、調整計画

1 現状と課題

災害時には、平常時に比べて各種救援を必要とする者が増加し、通常の行政システムの処理能力をはるかに超えることが予想される。そのため、ボランティア活動への期待が高まるが、その内容も発災直後には人命救助や負傷者の手当等、次段階では救援物資の仕分け及び輸送、避難所や在宅の被災者に対する食事や飲料水の提供その他の生活支援、高齢者や障がいのある人等の要配慮者に対する物心両面での支援というように、時間経過とともに変化していくことが予想される。

一方、このようなボランティア活動が無秩序に行われると現場の混乱につながるおそれがある。

そのため、行政としても、ボランティア活動が円滑に行われるよう環境整備を行う必要がある。

2 基本方針

市、県及び日本赤十字社岡山県支部、市・県社会福祉協議会等の関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努める。ボランティアの受け入れに際して、老人介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

また、市及び県は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮する。

新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、感染症対策の観点を取り入れたボランティアの受け入れや活動が行われるよう、市、県、社会福祉協議会、NPO等が連携してボランティアの募集範囲や支援活動の調整等を行う。

3 対策

ボランティアの受け入れ体制

【瀬戸内市】

災害対策本部は、指定避難所等のボランティアニーズを把握し、市社会福祉協議会

が設置する瀬戸内市災害ボランティアセンターに情報の提供を行う。

【県（県民生活部）】

県本部に総合ボランティア班を設け、市、日本赤十字社岡山県支部、県・市社会福祉協議会及び県内各大学と連携を保ち、被害状況等の情報を交換しながら、生活支援、医療等の各分野毎のボランティアを所管する組織を統括し、連絡調整を行うとともに、当該班に申出があったボランティアを分野毎のボランティアを所管する組織に振り分ける。

また、総合ボランティア班は、必要に応じて報道機関の協力を得て、必要とするボランティアの種類・人数、募集範囲等について全国又は県内に情報提供し、参加を呼びかける。

【日本赤十字社岡山県支部】

日本赤十字社岡山県支部は、先遣隊等による情報を県に連絡するとともに、独自に養成し、又は募集したボランティアにより、救助活動を行う。

なお、ボランティアの募集、受付及び派遣に当たっては、県災害対策本部の総合ボランティア班と連携をとりながら行う。

【市、県社会福祉協議会】

市・県社会福祉協議会は、高齢者、障がいのある人等の要配慮者を中心とした被災者の生活支援における一般ボランティア活動の円滑な実施を図るため、必要と判断した場合は、それぞれ次の体制を整備する。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の状況や被災地のボランティアニーズ等を踏まえ、市及び県と協議し、ボランティアの募集範囲等について判断する。

ア 県社会福祉協議会は県災害ボランティアセンター（岡山県災害福祉救援本部）を設置し、次の業務を行う。

- (ア) ボランティアに関するニーズ（種類、人数等）についての情報収集提供
- (イ) 広域的なボランティアの受付、指導、コーディネート等
- (ウ) 県内の他市町村社会福祉協議会及び県外の社会福祉協議会への協力要請等の連絡調整
- (エ) 県災害対策本部や災害対策本部との連絡調整
- (オ) その他県災害ボランティアセンター及び近隣市町村災害ボランティアセンターの活動の支援に関すること

イ 市社会福祉協議会は市災害ボランティアセンターを設置し、次の業務を行う。

- (ア) 被災地のボランティアニーズの把握
- (イ) ボランティアの受付・登録

- (ウ) ボランティアのコーディネート
- (エ) ボランティアに対する具体的活動内容の指示
- (オ) ボランティア活動に必要な資機材、物資等の調達及び供給
- (カ) ボランティア活動の拠点等の提供
- (キ) ボランティアが不足する場合における必要な種類及び人数を示しての県災害ボランティアセンター又は近隣市町村災害ボランティアセンターへの活動要請
- (ク) 県に対する県災害救援専門ボランティアの活動要請をとる。

ア 避難支援関係者の協力を得て、速やかに避難行動要支援者の安否確認を行うとともに、要配慮者それぞれの避難生活上の配慮内容を把握する。

イ ボランティア等生活支援のための人材を確保し、必要に応じて派遣する。

ウ 要配慮者の特性等に応じた情報提供等を迅速かつ的確に行う。

エ 柔らかい食品、粉ミルク等を必要とする者に対し、その確保・提供を行う。

オ 避難所・居宅等の必要資機材（車いす、障害者用トイレ、ベビーベッド、ほ乳びん等）を避難所又は居宅等へ迅速に設置・提供する。

カ 避難所・居宅等へ相談員を巡回させ、要配慮者の生活状況の確認、健康・生活相談等を行う。

キ 避難所又は在宅等の要配慮者のうち、福祉避難所や社会福祉施設、医療機関等への避難を要する者について、当該施設管理者への受け入れ要請等、必要な措置をとる。

なお、健康状(ク) その他ボランティア活動の第一線の拠点としての活動

ウ 市社会福祉協議会が被災により機能を十分に果たせない場合、被災していない市町村の社会福祉協議会は、岡山県内社会福祉協議会における災害時の相互支援に関する協定に基づき、県社会福祉協議会の調整により災害救援活動を行う。

[専門ボランティアの受け入れ及び派遣の調整]

県が登録する災害救援専門ボランティア（災害ボランティア・コーディネーター、介護、手話通訳、要約筆記、外国語通訳・翻訳、建築物応急危険度判定）については県（県民生活部）が、その他の専門ボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が、それぞれ受け入れ及び派遣に係る調整等を行う。

[ボランティアの健康に関する配慮]

- (1) 市、関係機関等は、それぞれのボランティアが自らの健康状態等を的確に判断し、無理のない範囲で活動するような環境づくりを行う。
- (2) 市、関係機関等は、必要に応じ、医師、看護師等の派遣、救護所の設置、健康相談の実施等の措置を講ずる。
- (3) 市、関係機関等は、被災地でのボランティア活動において感染症の発生、拡大がみられる場合は、災害ボランティア担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

4 その他

県又は県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

第1章
総則

第2章
地震・津波災害
予防計画

第3章
地震・津波災害
応急対策計画

第4章
南海トラフ地震
防災対策推進計画

第5章
地震・津波災害
復旧・復興計画

第1項 要配慮者支援計画

1 現状と課題

要配慮者については、それぞれの特性に応じた対策が立てられる必要がある。

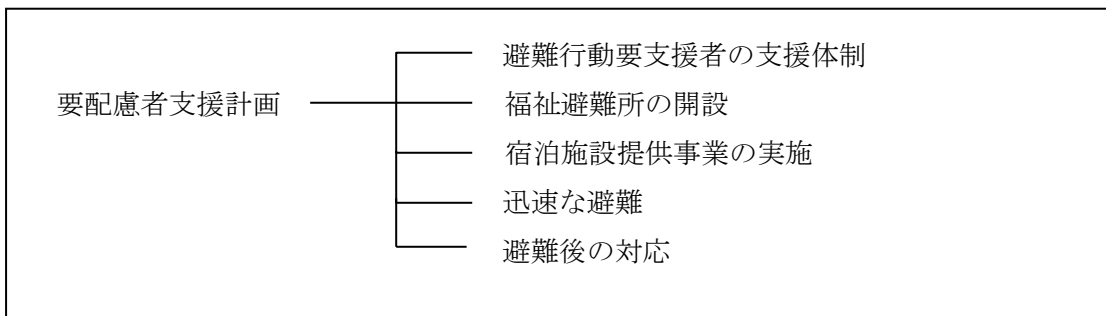
避難は、家族とともに行われるが、家族による援助を受けにくい者も多くいる。単独行動は、被災家屋に取り残されるおそれがあり、安否確認が困難となるので、極力避け、地域住民の協力応援を得て、避難することが望ましい。

要配慮者に加え、一般の避難住民の中にも、常時医療の対象となる者、避難生活により慢性的疾患が顕著になる者等、特に介護を要する者が現われるので、必要に応じて要配慮者ととも、適切な医療介護環境の整った施設への入所や福祉避難所等へ避難をさせる必要がある。

2 基本方針

被災後は、すべての対策について、災害規模や状況に応じた要配慮者のための配慮を十分に行う。市及び県は、要配慮者の特性に応じた避難先を確保し、医療・福祉対策との連携の下での速やかな支援の実施を図る。また、避難生活の中でも、できる限り自立した生活を過ごすことのできるよう支援する。

3 対策



(1) 避難行動要支援者の支援体制

【瀬戸内市】

市は、災害応急対策に当たっては、避難行動要支援者への支援を行うチームを組織し、市で対応が困難な場合には、他市町村又は県へ応援を要請する。

【県（危機管理課、子ども・福祉部）】

県は、災害応急対策を行うに当たっては、避難行動要支援者支援班を組織し、市の応援要請に基づいて他市町村又は他県に応援を要請するとともに、避難行動要支援

者支援の総合的な調整を行う。

(2) 福祉避難所の開設

【瀬戸内市】

市は、あらかじめ定めたマニュアルに基づき、施設の安全を確認のうえ、福祉避難所を開設し、設置状況を速やかに住民に周知するとともに県に報告する。

また、必要があれば、指定避難所以外の施設についても、管理者の同意を得て福祉避難所として開設する。福祉避難所では、高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮するとともに、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、あらかじめ指定している福祉避難所の施設管理者に開設を要請し、福祉避難所を開設する。その設置情報を速やかに周知することにより、要配慮者の支援を迅速に実施する。

その際、相談に当たる介助員を配置すること等により、避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるような要配慮者の支援体制の充実を図るとともに、これら福祉避難所で支援を行う専門的な人員の広域応援体制を構築することに努める。

また、地域における身近な福祉避難所については、福祉避難所担当職員を派遣し、福祉避難所の管理運営に当たらせ、地域における拠点的な福祉避難所の設置及び管理に関しては、施設管理者に委託することになるため、県と連携し、関係機関等との連絡調整、ボランティアの調整等を行う福祉避難所担当職員を配置する。

なお、福祉避難所の収容能力を超えるなど、市で対応が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

【県（子ども・福祉部）】

県は、市における福祉避難所の開設状況など情報の収集を行い、市を支援するとともに、必要に応じて、他市町村、関係団体及び他県に対して要配慮者の受け入れを要請する。

また、要配慮者の受け入れについて、あらかじめ指定した福祉避難所で不足する場合には、国（厚生労働省）と公的宿泊施設、ホテル・旅館等の借り上げ等について協議するなど、必要な避難先の確保に努める。

【社会福祉施設】

社会福祉施設は、被災した社会福祉施設、市、県の要請に応じて、自らの施設入所者の処遇を確保しつつ、可能な限り要配慮者を受け入れる。

(3) 宿泊施設提供事業の実施

【瀬戸内市】

市は、県に対して宿泊施設提供事業を実施する意思を明確に提示し、県から宿泊施設の提供を受ける。

宿泊施設提供事業を実施する市町村は、宿泊施設を利用する要支援者等の選定、宿泊施設との宿泊や食事に関する連絡調整、要支援者等の宿泊施設への移送手段の確保等を行う。また、宿泊施設を利用する被災者が孤立しないよう連絡体制を構築する。

(4) 迅速な避難

【瀬戸内市】

市は、消防機関、警察等と連携し、あらかじめ定めた避難計画等に従って、地域住民が要配慮者とともに避難するよう配慮する。特に、避難行動要支援者に対しては、発災時においては本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

また、社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等について、要配慮者の的確な状況の把握に努め、他の社会福祉施設や他市町村、県等との連携の下に、迅速な避難が行われるよう、当該施設等の管理者を指導する。

【社会福祉施設】

社会福祉施設の管理者及び職員は、消防計画等あらかじめ定めたマニュアルに基づき、入所者の避難を行う。

避難に当たっては、できるだけ近隣住民等の協力を求め、迅速な避難に努める。

【住民】

地域住民は、要配慮者の避難誘導について地域ぐるみで協力支援する。

(5) 避難後の対応

【瀬戸内市】

市は、要配慮者を支援するため、あらかじめ定めた避難計画等に従い、次の措置態の悪化等により、福祉避難所等での生活が困難となった要配慮者については、社会福祉施設・医療機関等への緊急入所・受診等により適切に対応する。

また、社会福祉施設からライフラインの復旧の要請があった場合、ライフライン事業者に対して優先的復旧の要請を行う。

【県（危機管理課、子ども・福祉部）】

県は、市の要請に基づいて、要配慮者の生活に必要な物資の提供や人材の確保等について市を支援するとともに、必要に応じ、他市町村、県内他施設、関係団体及び他県に対し、応援の要請を行う。

また、社会福祉施設へのライフラインの優先的復旧が図られるよう、ライフライン事業者へ要請を行う。

【社会福祉施設】

社会福祉施設は、不足する物資、マンパワーについて、他の社会福祉施設、市及

び県に応援を要請する。

【住民】

避難住民は、指定避難所又は地域で要配慮者を支援しながら、ともに協力して生活する。

なお、指定避難所では、要配慮者の意欲保持のため、住民の一人として、何らかの役割を果たしてもらうよう配慮する。

第2項 被災者に対する情報伝達広報計画

第1 情報伝達体制

1 現状と課題

避難者等被災者の不安の解消や混乱の防止等のためには、被災者のニーズに対応した正確な情報を提供することが必要となる。

そのため、食料等の配給や医療機関の状況など被災生活に必要な情報が被災者にスムーズに伝わる体制や、被災者の求める情報が何かを確認する体制の整備とともに、住民からの問い合わせ等的確に対応できる体制についても整備が必要となる。

2 基本方針

市及び県は、大規模停電時も含め被災者等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努める。市防災行政無線の整備や、IP通信網等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める。情報伝達に当たっては、新聞、ラジオ、テレビ等のマスコミ及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得て迅速に行い、また、指定避難所への掲示、広報車なども活用して、警報、安否情報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。

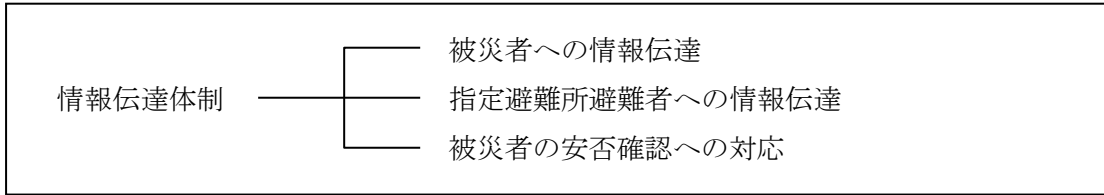
その際、障がいのある人や外国人等の要配慮者、孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者等に配慮する。

特に、指定避難所避難者への情報伝達等については、避難所の管理責任者を窓口にし、避難者の自治組織を通じる等により伝達等を行う。広報に当たっては、関係機関相互の連携を保ち、情報の混乱が生じないようにする。

3 対策

市及び県は、要配慮者や災害により孤立した集落の被災者など、情報が入手困難な被災者等に対し、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るとともに、居住地以外の市町村への避難者に対し、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者台帳の作成等、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市及び県が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

また、情報伝達に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト運営業者の協力を得ておくなど、災害時の情報伝達手段を確保しておく。さらに、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに答えるため、インターネット、携帯電話等を活用して、的確な情報を提供できるよう努める。



(1) 被災者への情報伝達

【瀬戸内市】

市は、あらかじめ広報事項等について定めておき、防災行政無線、ホームページ、メール配信及び広報車等により、又は自主防災組織を通じる等により広報を行うとともに、必要に応じて県に広報の要請を行う。

また、災害時に孤立する可能性がある集落等については、あらかじめ集落等の連絡代表者等を明らかにしておくとともに、衛星通信や無線通信等、非常時の連絡手段の確保に努める。

【県（危機管理課、総合政策局）】

県は、県の判断及び市からの要請により、報道機関の協力を得て、広報を行う。広報事項とその優先順位、広報案文及び情報の混乱を避けるための関係機関との調整方法等について事前に定めておき、適切かつ迅速な広報に努める。

なお、広報事項の主なものは、次のとおりである。

- ア 災害の発生状況
- イ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保
- ウ 地域住民等のとるべき措置等の呼びかけ
- エ 災害応急対策の状況、復旧見込み
- オ 道路情報、医療情報その他の生活情報
- カ その他必要事項

【ライフライン事業者】

関係事業者は、水道、電気、ガス等の被害状況、復旧見込み等生活関連情報について、各自の責任において広報する。

なお、適宜、市及び県にこれらの情報提供を行う。

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。

【瀬戸内市、県、(危機管理課)、ライフライン事業者】

Ｌ アラート(災害情報共有システム)で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

(2) 指定避難所避難者への情報伝達

【瀬戸内市】

市は、効果的な手段による避難者への情報伝達と避難者の情報へのニーズの把握に努めるため、次の事項を内容としたマニュアルを作成しておく。

- ア 情報収集・伝達体制及び自治組織の関わり方
- イ 災害対策本部との連絡方法の確保
- ウ 災害対策本部等へ連絡すべき事項、連絡様式
- エ 収集すべき避難者等の情報、収集・報告様式
- オ 指定避難所内に伝達する情報の内容、周知・伝達方法（放送設備利用、掲示、自治組織を通じる等）及び必要な様式
- カ その他必要事項

また、災害時に孤立する可能性がある集落等については、あらかじめ集落等の連絡代表者等、指定避難所と災害対策本部の連絡窓口を明らかにしておくとともに、衛星通信や無線通信等、非常時の連絡手段の確保に努める。

(3) 避難者の安否確認への対応

【瀬戸内市】

市は、住民の安否情報を各避難所単位で収集し、災害対策本部において一元的に管理して、専用窓口で一般住民等からの安否照会に対応する等、あらかじめその対応方法について定めておく。なお、安否照会の対応には、業務に支障がでるのを避けるため、専用電話を設置する。

【瀬戸内市、県】

市及び県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利、利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等、人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

また、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報管理を徹底するよう努める。

第2 報道機関等への対応

1 現状と課題

震災時には様々な情報が錯綜して、社会的混乱が起こることが考えられるので、正確な情報を速やかに公表・伝達することが重要である。

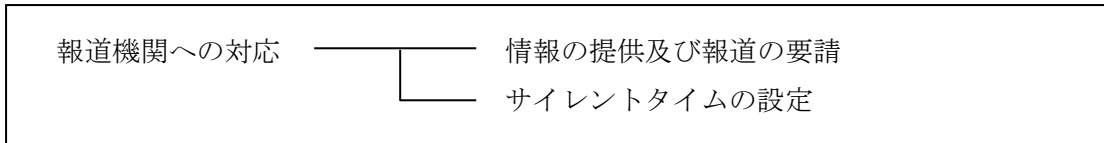
また、救助活動に際して取材活動方法の調整を要する場合は考えられる。

2 基本方針

報道機関の協力を得て、被災者等に正確な情報を速やかに伝達する。

また、救助活動に当たりサイレントタイムを設定する必要がある場合の対応方法について、報道機関と事前に協議しておく。

3 対策



(1) 情報の提供及び報道の要請

【瀬戸内市】

市は、次の情報を一元的に報道機関へ提供し、また必要な場合は報道することを要請する。

- ア 地震被害、地震活動の状況、二次災害の危険性に関する情報
- イ 救助活動に関する情報
- ウ 交通施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報
- エ 被災者の安否確認に関する情報
- オ その他関係情報

なお、情報提供・報道要請に当たっては、次の点に配慮する。

- ア 関係各部は、関連する情報を収集整理して報道機関へ提供できるよう事前に、情報の種類、収集の方法、発表の様式等を定めておく。
- イ 報道機関からの照会に対応できる体制を整備する。
- ウ 報道機関へ情報を提供する場合に、関係機関と連絡を取り合い、情報の錯綜を生じないようにする。

また、実際に情報提供し、又は報道要請するに当たっては、県災害対策本部と調整を図る。

【ライフライン事業者】

市に準じて、ライフラインや交通の復旧状況等について、適宜、情報提供・報道要

請する。なお、情報提供等に当たっては、市・県災害対策本部と調整を図る。

(2) サイレントタイムの設定

【瀬戸内市】

市は、県の示した指針に沿ってサイレントタイム設定マニュアルを作成しておく。

第1章
総則

第2章
地震・津波災害
予防計画

第3章
地震・津波災害
応急対策計画

第4章
南海トラフ地震
防災対策推進計画

第5章
地震・津波災害
復旧・復興計画

第3項 風評・パニック防止対策計画

1 現状と課題

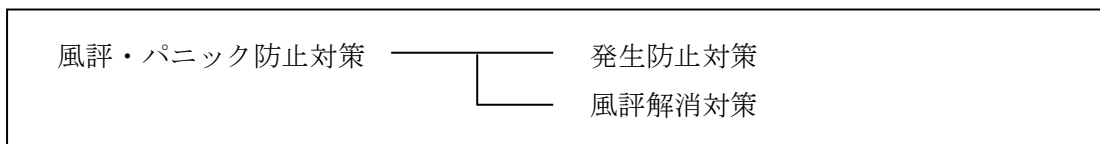
災害時に被災者等への情報が乏しい場合、断片的情報が人々に伝わる間にそれが変質して風評となることがある。

混乱時の民生及び社会秩序の安定を図るために、風評の防止対策も考慮しておかなければならない。

2 基本方針

市は風評の発生防止対策及び解消対策を実施する。

3 対策



(1) 発生防止対策

ア 市は、被災地及び指定避難所等に定時的な貼紙又は車両巡回による広報手段により、情報の均一化を図る。

イ 報道機関の協力を得て情報の周知に努める。

(2) 風評解消対策

風評情報を入手したときは、その時点の状況に応じた広報手段により、速やかに適切な措置を行う。

第4項 食料供給、炊き出し計画

1 現状と課題

大規模震災においては、ライフラインが破壊され、炊き出し等は不可能となるため、県外や他市町村から食料を供給する必要がある。

また、学校が指定避難所として活用されることから、ライフライン復旧後は学校給食施設等が炊き出し等に利用されることになる。

そのため、次のような事項を盛り込んだ被災者に対する食料供給のマニュアルを策定する必要がある。

- (1) 体制の明確化及び複数の救援活動を実施できる体制
- (2) 被災直後からの食料の確保・供給のマニュアル化
- (3) 避難体制との連携
- (4) 他県、他市町村からの援助食料等の円滑な受け入れ体制の確保

2 基本方針

被災地の被災状況や被災者のニーズ等を迅速に把握し、円滑な食料供給を行う。

食料の迅速かつ的確な確保・供給を図るため、事前に定めた調達・配分計画に基づいた確保・供給を行う。

なお、その際には、積極的な被災者台帳の活用等により、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても、物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情や男女のニーズの差違、にも十分配慮する。

また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるとともに、食料以外の緊急物資の供給体制との連携を十分図る。

3 対策

緊急食料等の調達

【瀬戸内市】

市は、被災者の食料の供給のために必要な緊急食料等の調達を次により行う。

- ア 被災者に対して供給する食料、食材等の品目、量の決定と供給
- イ 備蓄、食品加工業者、外食産業等からの調達及び供給の実施
- ウ 炊き出しに必要な場所（調理施設・避難所等）の確保及び整備
- エ 炊き出しに必要な責任者、実施人員の決定・確保
- オ 必要に応じて、県への食料、食材、資材等の調達の要請
- カ 市援助食料集積地を指定し、責任者等受け入れ体制を確立

- キ 供給ルート、運送体制の確立
- ク 避難所毎の被災者、自治組織等受け入れ態勢の確立
- ケ 被災者への食料の供給方法（配分・場所・協力体制等）の広報の実施
- コ ボランティアによる炊き出しの調整

【県（危機管理課、保健医療部、子ども・福祉部、農林水産部、産業労働部）】

県は、事前に策定している計画及びマニュアルに基づき、被災者の食料の供給のために必要な緊急食料等の調達を次により実施する。

- ア 被災地への援助食料の受け入れ集積地の決定
- イ 市からの要請に基づく食品等の品目の決定と協定等に基づく供給等の要請
- ウ 食品販売業者等との協定等に基づく調達
- エ 国、他県、日本赤十字社岡山県支部等への協力要請（食料等の調達、輸送）
- オ 他の市町村の応援の調整
- カ 普通の食事ができない人の代替食の検討、特別食の調達など、栄養・食生活全般に対する支援の実施

(1) 実施内容

ア 米穀等の応急供給

市は、炊き出し給食を行うなど米穀等の確保の必要があるときは、次により確保する。

(ア) 米穀

事前に登録小売業者と協議し、登録小売業者の流通在庫から確保する。

(イ) 乾パン

県に、引き渡し場所を指定し、確保を要請する。

(ウ) 市は、(ア)又は(イ)による方法で米穀の確保が困難な場合で、直接知事の指示を受けることができないときには、「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引き渡しに関する協定」に基づき、中国四国農政局（食糧部）に緊急引き渡しの要請を行い、政府米を確保することができる。

イ 炊き出しその他による食料の給与

(ア) 市は、応急的に乾パン、飯缶をもって行き、給与期間及び被災者の実態を勘定して、生パン又は米飯（乳幼児に対してはミルク等）の炊き出し等を行う。なお、一時、縁故先等へ避難する被災者も炊き出し等の対象となる。なお、この場合、現物をもって支給する。

(イ) 炊き出しは、奉仕団等の協力により、避難所又は学校の給食施設用の場所を選んで実施する。

(ウ) 炊き出し用米穀を小売業者から確保するとともに、確保が困難な場合、県に申請して売却決定通知を受けて実施する。

ウ 応援の要請

市において炊き出しその他による食料の給与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ炊き出しその他による食料の給与の実施又はこれに要する要点及び食料につき応援を要請する。

(2) 災害救助法による実施基準等

災害救助法が適用された場合の炊き出しその他による食料の供給の対象者、期間、経費等については災害救助法施行細則による。

第5項 飲料水の供給計画

1 現状と課題

被災地への飲料水の供給については、水源の確保とともに、被災者への配水手段を確保することが重要である。このため、市のタンク車及びタンク等の使用可能状況及び道路状況を早急に調査し、体制を整える必要がある。

2 基本方針

市管内の地域において、それぞれに独自に給水計画を樹立し、住民の飲料水の確保を図るように努める。なお、最低必要量（供給を要する人数×約3リットル）の水を確保できないときは、日本水道協会岡山県支部に速やかに応援を要請する。

3 対策

【瀬戸内市】

市等は、あらかじめ定められたマニュアルに従い、飲料水の確保が困難な地域において臨時給水所を設置し、給水車等により応急給水を行うとともに、住民に対して給水場所や給水時間等について広報する。この場合において、給水に当たって医療機関からの要請があったときは、優先的な給水に配慮する。

なお、市のみで飲料水の供給を実施することができないときは、日本水道協会岡山県支部相互応援対策要綱等に基づき近隣市町村等に支援要請を行うとともに、次の事項を示して調達斡旋を要請する。

- ア 給水を必要とする人員
- イ 給水を必要とする期間及び給水量
- ウ 給水する場所
- エ 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
- オ 給水車両のみの借り上げの場合はその必要台数

また、自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、保健所と協力し衛生上の注意を広報する。

地震発生後、約8日を目途に仮設共用栓等を設置し、生活に最低限必要な水を給水するよう努める。その場合の給水水量は1人1日20リットル程度を目標とする。

給水方法は、搬送給水とする。搬送給水は、被害を受けていない水源池又は上水道から取水し、給水車及び船艇等での搬送の上、給水する。

【県（保健医療部）】

県は、市から飲料水及び応急給水用資機材等の調達について要請があったときは、近隣市町村、近隣県、自衛隊又は国に対し協力の要請をするとともに、これらの者による支援活動に係る調整を行う。

また、災害の程度及び救助活動の実施状況の把握に努め、適切な給水活動が行えるよう市に対し指示、指導を行う。

【住民】

住民は、地震発生後3日分以上は、貯えた水等をもってそれぞれ飲料水を確保するよう努め、飲料水が確保できない場合は市等の応急給水により確保する。

また、地域内の井戸・湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合においては、特に衛生上の注意を払う。

市等の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬・配分を行う。

第6項 生活必需品等調達供給計画

1 現状と課題

震災発生により必要となる物品は個人で確保することが肝要であるが、確保できない場合は、市及び県が供与する必要がある。

2 基本方針

市及び県は特定の生活必需品について確保し、供与する。なお、その際には被災地の実情や男女のニーズの差違にも十分配慮する。

3 対策

生活必需品の供与

【瀬戸内市】

市は、災害時において被災者への生活必需品の給（貸）与の必要があると認めたときは、次により生活必需品を給（貸）与する。

- ア 市の備蓄品の放出
- イ 生活必需品取扱業者等との協定等に基づく調達
- ウ 県への応援要請

【県（危機管理課、子ども・福祉部、産業労働部）】

県は、市から生活必需品の応援要請があったとき又は県が独自の判断により、次により物資を調達・斡旋する。

- ア 生活必需品取扱業者等との協定等に基づく調達
- イ 相互応援協定締結県への応援要請
- ウ 調達が困難な物資の国への斡旋の依頼

【日本赤十字社岡山県支部】

被災者に対し毛布、緊急セット（日用品セット）、バスタオル等を支給する。

【住民等】

住民等は、各自の備蓄品、非常持出品又は調達により対応できる場合は、当該必需品で対応し、備蓄品、非常持出品又は調達により対応できない場合は、市に給（貸）与を申請する。なお、その際においては、できるだけ各自の備蓄品等を相互に融通し合って対処するよう努める。

第7項 遺体の搜索・処理・埋火葬計画

1 現状と課題

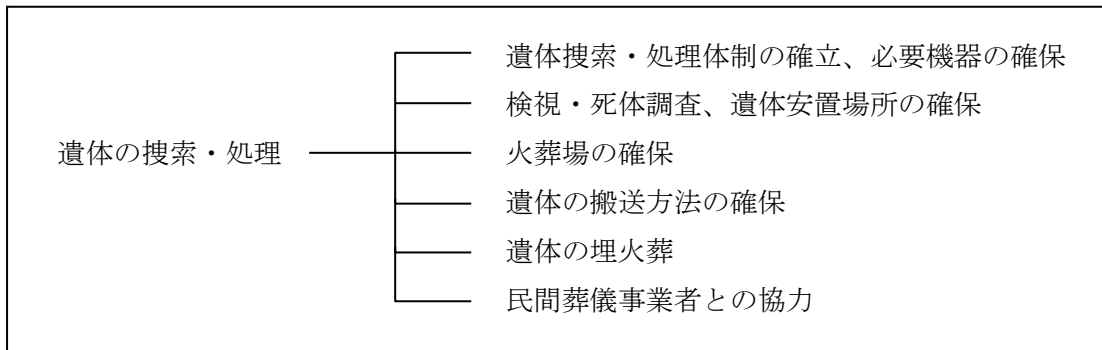
火葬場が損壊し使用できない場合や、使用可能であっても遺体数が火葬能力を大幅に上回る場合の市の体制について考慮しておく必要がある。

2 基本方針

市は、次の事項について対応マニュアルを策定する。

- (1) 遺体搜索体制の確立、必要機器の確保
- (2) 遺体安置場所の確保体制
- (3) 他市町村等及び隣県の協力による埋火葬
- (4) 柩、骨壺、ドライアイス等の確保体制

3 対策



【瀬戸内市】

(1) 遺体搜索・処理体制の確立、必要機器の確保

市は、県警察、防災関係機関の協力を得て遺体の搜索を行い、発見したときは速やかに収容する。また海上保安部の発見した遺体の引き渡しを受ける。

遺体については、警察・医師等に依頼して、遺体の検視・死体調査、身元確認等及び医学的検査を行うとともに、検視等の終了した遺体について概ね次により処理する。

ア 遺体の身元識別のため遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

イ 遺体の身元識別のための相当の時間を必要とし、又は遺体が多数のため、短時間に埋火葬ができない場合等においては、遺体を特定の場所（民間葬儀事業所、寺院等の施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設）に集めて埋火葬をするまでの間一時安置する。

なお、迅速に対応するため、搜索・処理体制、資機材（柩、骨壺、ドライアイスを含む）の確保方法について事前に計画を立てておく。

また、独力では対応できないときは、遺体搜索等の実施及び実施のための要員・資

機材等について、県又は他市町村に応援を要請する。要請に当たっては、次の事項を示す。

- ア 遺体捜索、遺体処理、埋火葬の別とそれぞれの対象人数
- イ 捜索地域
- ウ 埋火葬に供する施設の使用の可否
- エ 必要な輸送車両の数
- オ 遺体処理に必要な資機材の品目別数量

(2) 検視・死体調査、遺体安置場所の確保

市は、指定避難所として使用されている施設を除き、事前に複数の施設を遺体の検視・死体調査、遺体安置場所として選定する。

(3) 火葬場の確保

市は、管内の火葬場の処理能力を調査し、市で火葬処理が困難な場合は、他市町村に協力を要請する。

また、職員招集体制、勤務時間延長等の災害発生時（応援を含む）の特別対応対策について、事前に計画を立てておく。

(4) 遺体の搬送方法の確保

市は、事前に搬送用車両の確保方法について計画を立てておく。

市は、管内及び協力要請先の火葬場の最寄りのヘリポート予定場所について把握しておく。

(5) 遺体の埋火葬

市は、実際に埋火葬を行う者に、柩、骨壺等の現物を給付する。

また、県警察・海上保安部の検視等を終えた身元が判明しない遺体の埋火葬を実施する。なお、埋火葬に当たっては次の点に留意する。

- ア 身元不明の遺体については、県警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに、埋火葬とする。
- イ 被災地以外に漂着した遺体等の内身元が判明しない者の埋葬は、行旅死亡人としての取り扱いをする。
- ウ 遺留品は、納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第、縁故者に引き渡す。

(6) 民間葬儀事業者との協力

市は、災害時において多数の死者が発生した場合に、市が行う遺体の安置及び埋火葬等の業務に対し民間葬儀事業者との協定により応援を要請する。要請する業務は次のとおりとする。

- ア 棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供
- イ 遺体安置施設等の提供
- ウ 遺体の搬送
- エ その他必要とする事項

【県（環境文化部、保健医療部）】

県は、市から要請があったときは、捜索、処理等に必要な要員・資機材、遺体安置場所、火葬場等の確保について、必要に応じて、他市町村に対し応援するよう指示し、又は他県や自衛隊に対して応援を要請する。

また、県内の全火葬場の火葬能力（1日平均火葬数と火葬時間を延長した場合の最大火葬可能数）及び最寄りのヘリポート予定場所について把握しておくとともに、必要資材（柩、骨壺、ドライアイスを含む）について、緊急時の手配先と調達可能数量を調査しておく。

遺体の搬送等について市から要請を受けた時は、一般社団法人岡山県トラック協会へ遺体の搬送及びそれに伴う必要な物資の提供について応援を要請する。

また、災害救助法が適用された災害が発生し、市から要請を受けたときは、全日本葬祭業協同組合連合会へ棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等について協力を要請する。

【県警察】

県警察は、必要に応じ、警察部隊を被災地に派遣し、医師等の協力を得て、遺体の検視・死体調査、身元確認等を行う。

また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう、県、市町村及び指定公共機関等と密接に連携する。

【海上保安部】

海上保安部は、市及び県警察と連携をとりながら、海上における遺体の捜索を行う。

捜索が困難な場合は、県又は他市町村に対し、必要な人員及び資機材の確保について応援を要請する。

第8項 災害時廃棄物等応急処理計画

1 現状と課題

災害時には、損壊家屋の解体撤去等に伴い発生するがれきなど災害廃棄物が短期間で大量に発生するほか、津波が発生した場合は津波堆積物が生じるとともに、指定避難所からの生活ごみや、公共下水道など汚水処理施設の被災に伴うし尿の発生が想定される。

このため、災害が発生したときは、市及び県は、被害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災者の健康や被災地の衛生状態を良好に保つため、速やかに体制を整備し応急対策を講ずる必要がある。

また、災害時の廃棄物及び堆積土砂の処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮しつつ計画的に行うとともに、市の対応が困難な場合は、広域的な相互協力体制を整備することが重要である。

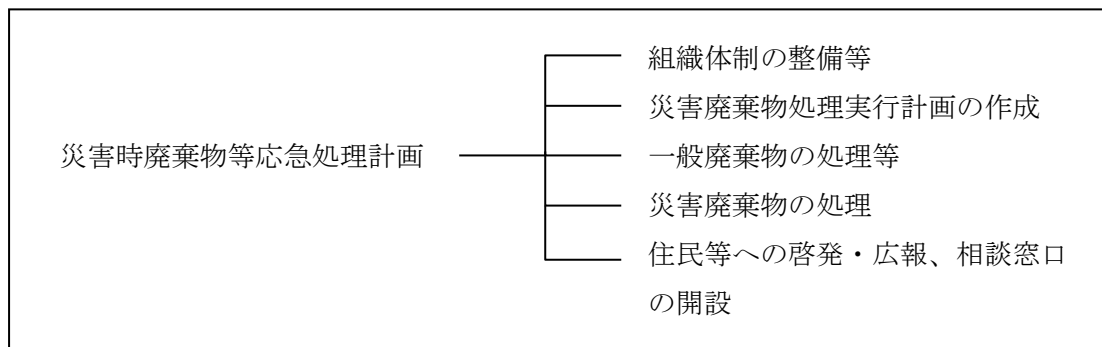
2 基本方針

市及び県は、あらかじめ策定した災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて広域処理を含め、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理する。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化に努める。

広域的な相互協力体制の整備に当たっては、被災していない市町村は、支援ニーズを把握した上で支援可能な協力を行うとともに、県は体制整備に関する調整を行う。

3 対策



- (1) 組織体制の整備等
ア 情報の収集、連絡

災害時には、被害の状況を直ちに把握することが、災害廃棄物の迅速で円滑な処理を行う上で重要である。

【瀬戸内市】

市は、廃棄物処理施設の被害状況、災害廃棄物等の発生量、収集運搬体制、仮設トイレの必要数等に係る情報を収集し、必要なものについて、県へ報告を行う。

【瀬戸内市、県（環境文化部）】

県は、市を通じて情報収集を行い、これらの情報を国へ報告するとともに、関係行政機関、民間事業者団体等との緊密な情報連絡を図る。

イ 組織体制の整備

【瀬戸内市】

市は、あらかじめ定めた災害廃棄物処理計画に基づき、被災後直ちに指揮命令・情報収集・連絡体制を構築する。

建設事業者団体や廃棄物事業者団体などと平常時に災害支援協定を締結している場合は、協定に基づき協力・支援要請を行う。

被災した市町村に対しては、支援ニーズを把握した上で支援体制構築に協力する。

【県（環境文化部）】

県は、市からの支援ニーズを把握するとともに、市が災害廃棄物の収集運搬・処理体制を整備するための支援・指導・助言、広域的な協力体制の確保、周辺市町・関係省庁・民間事業者との連絡調整等を行う。さらには、支援地方公共団体からの問い合わせに対応できるセンターとしての機能を果たす。

また、市から事務委託を受け、災害廃棄物処理を実施する場合がある。

【民間事業者】

市等の協力・支援要請に基づき、市の処理体制に協力する。

(2) 災害廃棄物処理実行計画の作成

【瀬戸内市】

市は、発災前に策定した災害廃棄物処理計画を基に、災害廃棄物の発生量や処理可能量を把握し、具体的な処理方法等処理の全体像を示した災害廃棄物処理実行計画を作成する。

【県（環境文化部）】

県は、災害廃棄物処理実行計画を作成する市を支援する。

(3) 一般廃棄物の処理等

ア 仮設トイレ等し尿処理

【瀬戸内市】

市は、被災者の生活に支障が生じないように、し尿のくみ取りを速やかに行うとともに、仮設トイレの設置を早期に完了する。特に災害発生の初期段階では断水や下水道、浄化槽の機能停止に伴い仮設トイレが不足するおそれがあり、その調達を迅速かつ円滑にできる体制を整備する必要がある。

なお、仮設トイレの設置に当たっては、要配慮者にも配慮するとともに、管理に必要な消毒剤、脱臭剤等を確保する。

また、仮設トイレの設置後は計画的に管理を行い、し尿の収集運搬、処理をする。

【県（環境文化部）】

県は、市からの要請に基づき、仮設トイレ等の資材の調達、輸送の代行等について市を支援する。

【住民・企業】

地震発生から 3 日程度の期間に必要な携帯トイレは、原則として家庭及び企業等において賄う。

イ 避難所ごみ等

【瀬戸内市】

市は、速やかに臨時のゴミステーション及び収集日時を定め、また、指定避難所のごみの一時的な保管場所を定めて、住民及び避難者に周知するとともに、臨時のゴミステーションや指定避難所のごみの保管場所に集められたごみをできるだけ速やかに回収し、あらかじめ選定した処理場へ搬入し、処理を行う。

ウ 一般廃棄物処理施設等の復旧等

市は、適正に廃棄物処理施設の復旧を図る。また、施設の復旧事業を実施している間に排出される廃棄物を処理するための施設を確保する。

(4) 災害廃棄物の処理

【瀬戸内市】

市は、災害廃棄物処理実行計画に基づき計画的に処理を行う。

また、自区内での災害廃棄物の処理が困難と判断した場合は、近隣市町村及び県に広域支援を要請する。

ア 損壊家屋の解体・撤去

市は、通行上支障がある災害廃棄物を撤去し、倒壊の危険性のある建物を優先的に解体・撤去する。この場合においても分別を考慮し、緊急性のあるもの以外はミンチ解体を行わない。平常時に把握した石綿含有建材の使用状況を確認し、その情報を関係者へ周知し、他の廃棄物への混入を防ぐ。

イ 収集運搬

市は、道路の復旧状況や優先的に回収する災害廃棄物の種類、収集運搬ルート等を踏まえ収集運搬体制を整備する。また、災害廃棄物の適正処理及び再生利用と減量のための分別について住民に周知する。

ウ 仮置場

市は、被害状況を反映した発生推計量をもとに必要な面積の見直しを行う。

仮置場の確保に当たっては、平常時に選定している仮置場を候補地とするが、災害時には落橋、崖崩れ、水没等により仮置場の候補地へアプローチできないなどの被害状況を踏まえ、必要に応じて候補地を見直す。

設置に当たっては、効率的な受け入れ、分別及び処理ができるよう分別保管し、周辺住民への環境影響を防ぐよう、設置場所、レイアウト及び搬入導線等を検討する。また、仮置場の規模、仮置きする廃棄物及び選別作業等の種類、仮置き予定期間と返却後の土地利用を勘案し、可能な範囲で供用前の仮置場の土壤汚染状況を把握する。

エ 仮設焼却炉等

市は、仮設焼却炉・仮設破碎・選別機の必要性及び必要基数を検討し、必要と判断した場合は、仮設焼却炉の設置場所を決定する。

設置後は、災害廃棄物の処理が円滑に進むよう、仮設焼却炉等の運営・管理を適切に行う。

オ 分別・処理・再資源化

被災地の復旧・復興時に、廃棄物の資源としての活用が望まれることから、市は、復興計画や復興事業の進捗に合わせて分別・処理・再資源化を行う。分別・処理・再資源化の実施に当たっては、廃棄物の種類毎の性状や特徴、種々の課題に応じた適切な方法を選択する。

カ 最終処分

再資源化や焼却ができない災害廃棄物を埋め立てるため、最終処分必要量の受け入れが可能な処分先の確保が重要である。市は、処分先が自区内で確保できない場合は、広域的な処理を検討する。

キ 環境対策、モニタリング

市は、地域住民の生活環境への影響を防止するために、発災直後は特に廃棄物処理施設、廃棄物運搬経路や化学物質等の使用・保管場所等を対象に、大気質、騒音・振動、土壌、臭気、水質等の環境モニタリングを行い、被災後の状況を確認し、情報の提供を行う。

ク 広域的な処理・処分

市は、被害状況を踏まえ、処理期間が長く復旧・復興に時間がかかると判断した場合は、広域的な処理・処分の必要性について検討する。

広域的な処理を行う場合には、国や県と連携し、処理・処分受け入れ先を確保する。

ケ 有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策

市は、有害廃棄物の飛散や危険物による爆発・火災等の事故を未然に防ぐため回収を優先的に行い、保管又は早期の処分を行う。

【県（環境文化部）】

県は、市からの要請に基づき、広域的な支援体制を構築するため、支援市町村、支援都道府県、関係民間事業者団体及び国と支援活動についての調整を行う。

【瀬戸内市、県（環境文化部、各施設管理者）、事業者】

建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を連携して行う。

(5) 住民等への啓発・広報、相談窓口の開設

【瀬戸内市】

市は、被災者に対して災害廃棄物に係る啓発・広報を行う。

また、被災者相談窓口（通信網復旧後は専用コールセンターの設置など）を速やかに開設するとともに、平常時に検討した方法に従い相談情報を管理し、必要に応じ、自動車や船舶などの所有物や思い出の品・貴重品などに関する被災者相談窓口も開設する。

第9項 防疫及び保健衛生計画

第1 防疫

1 現状と課題

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件により感染症等の疾病が発生しやすく、また蔓延する危険性も高い。

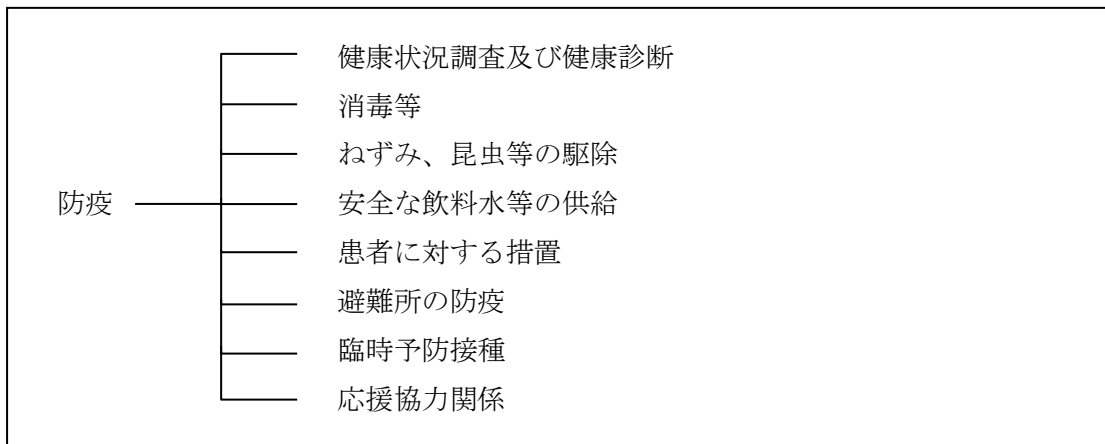
このため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の法令により防疫の実施方法が定められているところであり、また、その具体的方法等については「岡山県感染症対策マニュアル」を活用し、的確かつ迅速な防疫活動を行う。

なお、災害発生の季節により環境衛生条件は変化するため、状況に応じた防疫措置が求められる。

2 基本方針

災害発生時における防疫措置は、感染症の発生の未然防止に万全を期するために、臨時に多数の避難者を収容し衛生状態が悪化し、感染症発生の原因になる可能性の高い避難所をはじめとして、的確かつ迅速に実施する。また、このために必要な資機材、人員の確保に努める。

3 対策



【瀬戸内市】

市は、次により防疫活動を行う。

ア 防疫用資機材を確保し、環境衛生委員等の協力を得て、便槽・家屋等の消毒等を行う。

イ 感染症を媒介するねずみ、昆虫等を駆除するため、ゴミ捨て場所等に殺虫剤・殺そ剤を散布する。

ウ 知事が感染症予防のため水道等の使用を停止した場合は、飲料水等生活に必要な水を非被災水道事業者等から確保し、供給する。

- エ 避難所においては、避難者の健康状態の調査を実施するとともに、避難所の自治組織等の協力を受けて防疫活動を実施する。特に、簡易トイレ等の消毒を重点的に行う。
- オ 知事の指示に従い、臨時予防接種を実施する。

なお、次の場合には、県に対して必要に応じて応援を要請する。

- ア 臨時予防接種の実施に当たり、対象者の把握、対象者へ連絡等をする必要がある場合
- イ 自ら防疫活動を実施することが困難であり、必要な人員及び資機材の応援を必要とする場合

【県（保健医療部）】

県は、市及び地区衛生組織の協力を得て、被災者の健康状況調査、健康診断及び衛生指導に当たるとともに、市からの要請又は独自の判断により、市に代わって防疫活動を行い、又は他市町村に応援を指示する。

被災地域において感染症患者等が発生したときは、感染症指定医療機関への入院を勧告する等の措置を講ずる。

なお、県において防疫活動が行えない場合は、次の区分により対応する。

- ア 臨時予防接種 : 中国四国厚生局、自衛隊又は県医師会に応援を要請する。
- イ その他の防疫措置の実施 : 自衛隊に応援を要請する。
- ウ 防疫用資機材の確保 : 自衛隊に応援を要請する他、不足については卸売業者等から調達する。
- エ その他必要に応じて近県に人員、資機材の応援を要請する。

第2 健康管理

1 現状と課題

住民の健康管理については、「自分の健康は自分でつくる」との住民自らの自覚と自己責任を基本理念とし、行政は平常時から健康管理のための社会的な環境整備を行っているところである。

緊急時においても基本的にこの理念は変わらないが、被災後の生活環境の劣悪さや心身の負担の大きさは、種々の感染症蔓延の温床となるとともに、健康を自己責任で保持するには大きすぎるストレスとなるものである。

そのため、被災者に対しては予防医学的な観点や心のケアの面から公的な保健医療面での支援が不可欠となる。

2 基本方針

市は、心身の健康相談を行うための会場設定や巡回による訪問相談指導体制を構築し、避難所救護センターや医療機関との連携を図る必要がある。

この場合のマンパワーは、保健所や市スタッフだけでは不足することが予想されるため、被災地以外の保健所等の医師や保健師等の応援を求める。

3 対策

【瀬戸内市】

市は、被災住民の健康管理を行えるシステムをできるだけ早期に確立し、市独自の対応が困難な場合は、県に対して要員派遣等の応援を求める。

被災した市町村に対しては、県の求めに応じて被災地への保健スタッフの派遣について協力する。

【県（保健医療部、子ども・福祉部）】

県は、必要に応じ、その被災地域内における保健衛生活動を円滑に行うための総合調整等に努める。

災害の状況に応じ市のみでの対応では不十分な場合は、次の対策を行う。

ア 被災地の保健所等を拠点として市との協力の下に、避難所巡回や戸別訪問を行なうための医師、保健師、栄養士等からなる保健チームの編成を行う。

イ 県内他地域からの保健所医師、保健師、栄養士等のマンパワーの確保に努めるとともに、必要な場合は他県に対して人員派遣の要請を行う。

ウ 避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム（DWA T）を避難所へ派遣する。

第3 公衆衛生活動

1 現状と課題

大規模な災害が発生した時は、被災市町村のみでは対応できない多様な公衆衛生上のニーズ（被災者の健康管理や避難所の生活環境の改善等）への対応が求められる。このため、県では、被災地の公衆衛生上のニーズを的確に把握し、ニーズに応じた効率的かつ効果的な公衆衛生活動を行う必要がある。

2 基本方針

県は、被災市町村のみでは被災者の多様な公衆衛生上のニーズに対応できないときは、岡山県災害時公衆衛生活動要綱に基づく調査班及び保健衛生班を派遣し、被災者の心身の健康状態や生活環境の実態等を把握し、公衆衛生上の観点から計画的・継続的な支援を実施する。また、要配慮者を含む被災者の多様な健康課題に対しては、保健・医療・福祉・介護等の専門職と連携した支援を行う。

3 対策

【瀬戸内市】

市は、市の公衆衛生スタッフのみでは公衆衛生活動を十分に実施できないと判断したときは、早急に公衆衛生スタッフの派遣を県に要請する。

【県（保健医療部）】

県は、災害発生後速やかに県保健所本所を単位として調査班（基本構成は保健師1人、衛生関係職1人、栄養士1人及び事務職1人の計4人）を編成し、被災市町村へ派遣する。調査班は、被災市町村の災害対策本部や避難所等において被災者の生活環境や要配慮者の状況等の情報を収集する。

第10項 文教対策計画

1 現状と課題

大規模地震が発生した場合、通信回線の不通等により、休業の周知はもとより、児童生徒等の安否の確認、さらには被災により他府県等へ転入学する児童生徒等の手続き及び受入れに関する情報の周知に困難が生じる。

学校（幼稚園等を含む）の再開については、臨時校舎の使用も考慮されるが、指定避難所としての使用が長期化する場合は、教育の再開時期が問題となる。また、授業再開時には、被災した児童生徒等もおり、その連絡が困難な場合もある。

2 基本方針

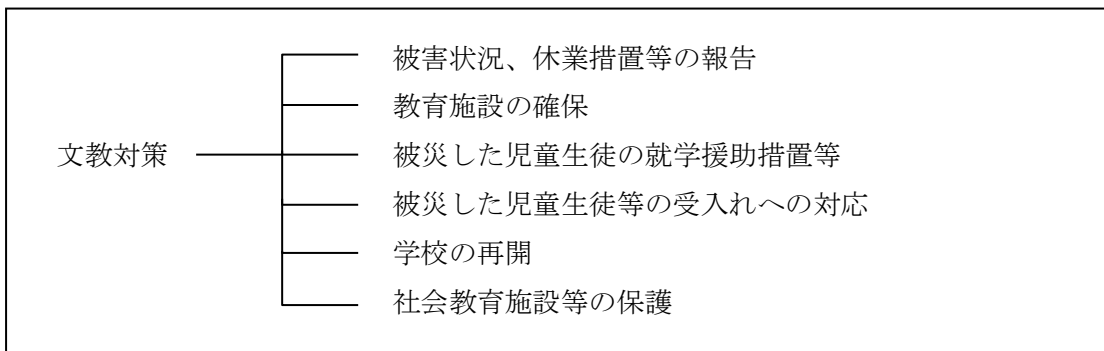
地震災害により通常の教育を行うことができなくなった場合は、早急に仮校舎及び仮運動場の確保、学校施設の応急復旧を実施するとともに、安全な通学及び学校給食の確保、教科書及び学用品の供給、授業料等の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒等に対する就学支援の増強並びに特別支援学校在籍児童生徒等の就学奨励費の再支給等、就学に支障をきたさないよう応急の教育に必要な措置を講ずる。

また、他市町村、他府県等への被災した児童生徒等の受入れについては、受入れ先の教育委員会等に弾力的な受入れを依頼するとともに、受入れに関する情報、手続き等について学校から直接保護者等に情報を提供する等、市及び県は、災害時の情報提供体制を整備し、周知を図る。

なお、私立学校においては、本計画に準じ、それぞれ必要な対策を講ずる。

学校の再開は、指定避難所となっている学校では避難者の生活に配慮しつつ、適切な時期に学校教育を再開する。その周知については、他市町村、他府県も含めた災害時の情報ネットワークを通じて行う。

3 対策



(1) 被害状況、休業措置等の報告

【校長等】

被害が発生した場合は、別に定める系統により、その状況を速やかに電話連絡するとともに、岡山県災害報告規則に基づき報告書を提出する。

また、臨時休業の措置を講じた場合は、学校教育法施行規則第63条等により、教育委員会又は知事へ同様に報告する。

(2) 教育施設の確保

【校長等】

ア 応急措置

被害施設の状況を速やかに把握し、関係機関と密接な連絡をとり、次の応急措置を行う。

- (ア) 災害発生後、二次災害の防止等のため、施設・設備の安全点検を早急に行い、必要に応じて危険建物の撤去、応急復旧措置を行う。
- (イ) 被災建物で、大破以下の建物は、応急修理した上で使用するが、この場合、建築士（構造技術者）の判定により、構造性能の安全性の確認を行った後に使用する。
- (ウ) 被災校（園）舎が応急修理によっても使用不能の場合は、無災害又は被害僅少の地域の学校施設、公民館、公会堂その他の私有施設等を借り上げるが、この場合、児童生徒等の安全とともに教育的な配慮を行う。
- (エ) 教育設備の破損、滅失については、早急に修理、補充する必要があるが、修理、補充の不可能な場合には、無災害又は被害僅少の学校の設備を一時的に借用し、使用するよう手配する。

イ 臨時校（園）舎

災害又は避難所の設置により校（園）舎が使用できず、一週間以上にわたり授業ができない場合は、臨時校（園）舎を使用して授業を行う。

- (ア) 臨時校（園）舎は、無災害若しくは被害僅少な学校（園）の校（園）舎、又は公民館、公会堂その他の私有施設等を借り上げて行う。
- (イ) 校（園）長は、応急教育施設の予定場所を事前に調査し、応急使用、応急整備の可否等について施設の設置者と交渉し、教育委員会へ報告する。
- (ウ) 被災地域が広範囲にわたり、児童生徒等の通学できる地域内に臨時校（園）舎が借用できないときは、教員、児童生徒等が起居できる建物を臨時的に借り上げて応急授業を行う。

(3) 被災した児童生徒の就学援助措置等

【瀬戸内市、県（総務部、教育委員会）】

ア 授業料等の減免

- (ア) 岡山県立高等学校の生徒が災害により授業料の減免を必要とするときは、岡山県立高等学校授業料減免に関する規則により、減免の措置を講ずる。
- (イ) 災害発生地に居住していた児童生徒が岡山県立学校へ進学又は進級する場合において、入学選 hands 手数料、入学金及び進級料の減免を必要とするときは、岡山県立学校入学選 hands 手数料、入学金及び進級料減免基準により、減免の措置を講ずる。

る。

(ウ) 私立高等学校の設置者が災害により授業料の減免を行うときは、県は私立高等学校納付金減免補助金交付要綱により、設置者への助成を行う。

イ 教科書・学用品等の給与

(ア) 市は、自ら学用品等を給与することが困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

(イ) 災害救助法が適用された場合の教科書その他学用品については、県子ども・福祉部と連携をとり、迅速な措置を講ずる。

また、その場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

ウ 心のケアの実施

被災児童生徒の心の傷への対策として「心のケア」を実施し、市及び県は、教職員への研修、精神科医や公認心理師等による巡回相談を行う。

また、学校（園）は、児童生徒等や保護者を対象とした相談活動を行う。

(4) 被災した児童生徒等の受入れ等への対応

【校長等】

校長は、指定避難所に告示板等を設けて、又は教職員を通じて直接保護者に他市町村、及び他府県の対応等の情報及び手続きの方法を知らせる。

(5) 学校の再開

【瀬戸内市、県（総合政策局、総務部、教育委員会）】

市及び県は、施設の診断及び他施設との調整を行う。

災害時における指定避難所等間の情報提供システムを有効に活用する等により、被災地域内の保護者へ連絡する。

また、被災により他市町村、他府県の教育委員会等に受入れられている児童生徒への周知については、災害対策本部を通じてマスコミに依頼するとともに、教育情報の窓口を定め、問合せに対応する。

【校長等】

校長は、授業再開までに、通学路の安全の確認等を行う。

また、教職員や保護者等との連絡体制を整備しておき、再開の周知連絡を行う。

(6) 社会教育施設等の保護

【瀬戸内市、県（教育委員会）】

ア 社会教育施設等

社会教育施設等の被災については、滅失の場合を除き、補強修理を行い、被災を最小限度にとどめなければならない。また、被災社会教育施設を避難所として一時使用する場合又は利用者に開放する場合は、学校施設の応急修理に準じて修理を行い、建

築士等による構造上の安全を確認した上で使用する。

イ 文化財

国指定又は登録の文化財が滅失、き損した場合、当該文化財の管理者は、文化財保護法第33条、第61条、第80条、第118条及び第120条により市教育委員会及び県教育委員会を経由して文化庁に届け出る。

県指定の文化財が滅失、き損した場合、岡山県文化財保護条例第8条、第27条及び第36条により市教育委員会を経由して県教育委員会へ届け出る。

文化財の応急修理については、文化財としての価値を損なわないよう、国、県の技術指導により実施する。

(7) その他の対策

ア 事前に計画立案の必要な事項

学校が避難所として使用される等の問題点として、次の事項について事前に検討を行う。

(ア) 避難所の運営における教師の役割

(イ) 児童生徒の安否確認の方法

(ウ) 学校機能を早急に回復するために学校内において避難者と児童生徒とで共用する部分と児童生徒又は避難者のみが使用する部分の区分け

(エ) 授業中等に発災した場合の児童生徒の避難、帰宅及び保護者との連絡方法等の措置

イ 避難所が開設された場合

学校への避難が行われた場合、本部組織班（自主運営組織）の対応が得られるまでの初期段階において、避難場所である学校の教職員は避難所運営（学校の開閉等）に関する対応を行う。

第11項 廃棄物処理計画

1 実施機関

(1) 市

被災地域の清掃は、市長（生活環境課）が実施する。

(2) 県

ア 備前保健所は、市の清掃対策に関する技術援助を行うこととしている。

イ 市町相互間及び関係団体の応援調整、指示を行うとともに、あらかじめ市町と協議の上、市町相互間の補完体制を整えておく。

ウ 他県の応援を必要とする場合に備え、所要の体制を整備する。

2 ゴミ排出量の推定

災害発生時に処理するゴミは、災害により排出されるものと一般生活により発生するものがある。

そのうち、災害による発生分として排出されるゴミは、倒壊家屋からの廃棄物、焼失家屋等の焼け残り部材、建築物の破損、窓ガラス類及び屋外公告等の破損落下物が考えられる。

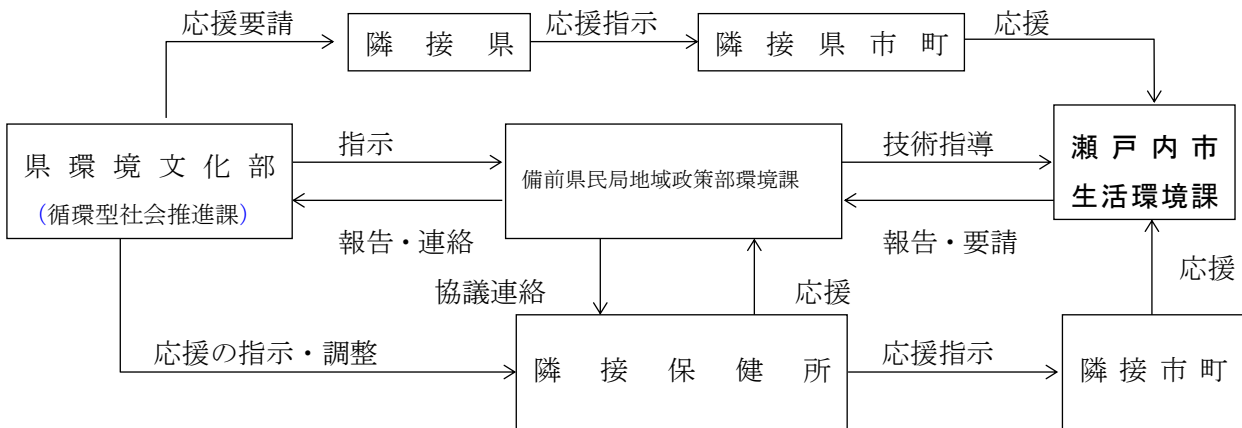
排出量については、概ね次の数量を目安に、平常時における処理計画等を勘案しつつ作業計画、廃棄場所の確保を図る。

種 別	推 定 排 出 量	備 考
木造住宅	1 平方メートル当たり 0.2 トン	
鉄骨造	〃 0.07 トン	
鉄筋コンクリート造	〃 0.6 トン	

3 処理体制

(1) 市は、平常作業及び臨時雇い上げによる応援体制を確立し、必要に応じ県を通じて近隣市町、他県から人員及び資機材の応援を得て実施する。

このため、市は、あらかじめ、民間の清掃関連業界に対して、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えるとともに、応援受け入れ体制、作業手順等について所要の対策を講ずる。



4 ゴミ処理対策

ゴミ処理、収集は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に定める基準により行うことになるが、被災地の人心安定及び速やかな環境衛生の保全を確保するため、緊急度等を勘案し、1次対策、2次対策、3次対策に分けて実施する。ゴミ処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努めるとともに、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置を講ずる。

(1) 1次対策

ア 一般家庭から排出される生ゴミ、破損家財ゴミ等、生活上速やかに処理を必要とするゴミについては、収集可能となった時点からできる限り早急に収集する。

イ 焼却施設が被災することも考慮に入れ、処分場の確保を図る。

その際、環境衛生に支障のない公有地等を利用し、臨時ゴミ集荷場とするなどの対策を講ずる。

(2) 2次対策

災害の付属物として排出される廃棄物は、粗大ゴミ、不燃性廃棄物が大量に排出されると考えられる。このため、必要に応じて環境保全に支障のない場所を確保し、暫定的に積置きするなどの方策を講ずる。

(3) 3次対策

ア 鉄骨造り、鉄筋コンクリート造り等非木造建築物の倒壊、解体時に生じる廃棄物（以下「がれき」という。）については、上記2次対策終了後、速やかに次により計画的に処理する。

(ア) 市はがれきの発生量を把握するとともに、がれきの処理計画を作成し、計画的な処理を行う。

(イ) 県は、市町の処理計画をまとめた全体処理計画を作成するとともに、必要に応じ、市町の参加する協議会の設置等による情報収集・提供及び相互の協力体制づくりを推進する。

イ 解体工事及び廃棄物の運搬は、原則として建物の所有者が行うこととし、市及び県はこれらの者が廃棄する処理物に係る処分について、情報の提供、調整を行う。また、必要に応じて行政処分を行う。

第4節

機能確保活動

第1項 ライフライン（電気、ガス、水道等）施設応急対策計画

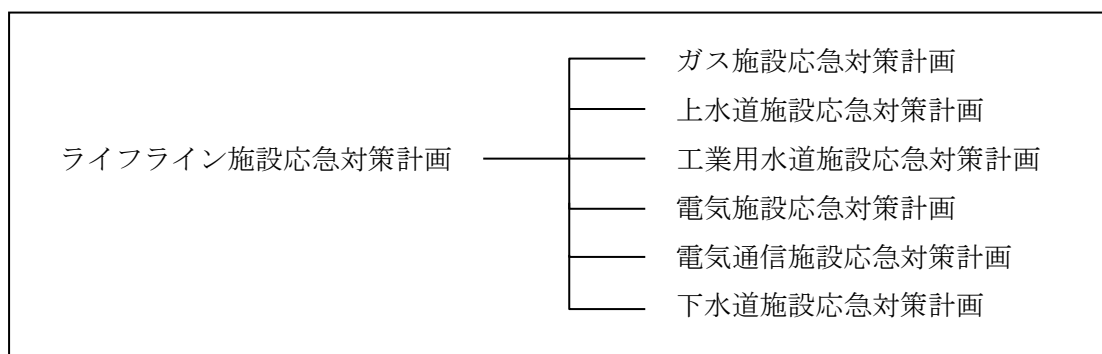
1 基本方針

電気、ガス、上下水道等のライフライン施設等に被害が発生した場合は、被災住民、避難者への対応等、生活に大きな混乱を生じるだけでなく、その後の復旧活動、経済活動の継続・再開にも支障をきたすことにもなるため、あらゆる応急対策の前提として重要である。

各ライフライン事業者においては、早急な機能確保を前提とした復旧活動体制の整備に努め、特に①広域的な支援体制の整備、②復旧予定時期の明示、③施設台帳のバックアップシステムの整備などについて検討する。

また、市及び県は、情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努める。

2 対策



第1 ガス施設応急対策計画

(1) 都市ガス

【大阪ガス株式会社】

地震等防災対策に関して制定されている「自社の要領書」に基づき、地震発生後直ちに総合対策本部を設置し、都市ガスによる二次災害を防止し、施設の早期復旧のため、次の措置をとる。

ア 応急対策

- (ア) 官公庁、報道機関及び社内事業所等から被災状況等の情報を収集する。
- (イ) 地震等防災対策に関して制定されている「自社の要領書」に基づき製造所の製造及び送金の調整、停止を行う。

- (ウ) ガス施設又は需要家の被害状況により、ガス供給を地域的に停止する。
- (エ) 被災状況及び措置に関する関係各機関及び付近住民への広報を行う。
- (オ) 供給停止地域にある公益上重要な供給地点に対し、移動式ガス発生設備を設置し、ガス供給を早期に復旧させる。
- (カ) その他状況に応じた適切な措置を行う。

イ 復旧対策

- (ア) 緊急措置を講じた後、詳細な被害調査を行い、被害の全貌を把握する。
- (イ) ガス供給の早期再開を図るために必要な資機材、人員の確保、復旧作業法等の復旧計画を作成する。
- (ウ) 状況に応じて日本ガス協会へ復旧応援を要請する。
- (エ) 災害時復旧作業組織を編成し、災害対策本部の指示に基づき、有機的な連携を保ちつつ施設の復旧に当たる。
- (オ) ガス施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理を行う。
- (カ) 供給停止地域については、供給可能な範囲で供給系統の切替え等を行い、速やかなガス供給再開に努める。
- (キ) 復旧措置に関して、付近住民及び関係機関等への広報に努める。
- (ク) その他、現場の状況により適切な措置を行う。

ウ 災害復旧活動資機材の整備

- (ア) 製造設備の資機材
製造所においては、配管及び電気設備等の部分的な被害に対して、必要な程度の復旧用鋼材、配管材料及び電力ケーブルなどを貯蔵品として常に備蓄している。また、ブロワー、ポンプ及び電動機器なども予備機がある。
- (イ) 導管材料
各事業所、メーカー及び各工事会社等で日常相当数の各種導管材料を貯蔵しているため、緊急時の初期復旧対策用としては十分対応できる。
- (ウ) 車両、工作機械、計器類
各事業所で保有するものに加え、非常時には工事会社から調達することが可能であり、対処できる。
- (エ) その他
ガソリン、食料品及び寝具類等については、各事業所毎に相当数の備蓄が必要となるので、具体的な対策について検討を進める。

エ 防災訓練

地震災害時の対策は、地震等防災対策に関する要領書にまとめており、この要領書に基づき防災訓練を次の内容で行う。

- (ア) 製造所
地震等防災対策に関して制定されている「自社の要領書」に基づき、ガス製造設備又はガス製造上の事故による二次災害の防止を目的として、製造緊急停止、二次災害防止措置、設備点検の要点及び通信連絡等について定期的実施する。

(イ) 供給、営業部門

- a 各事業所は、ガス供給設備又はガス供給上の事故における二次災害の防止を目的として、緊急事故対策及び地震など非常時の措置について、日常の業務を通じて訓練を実施する。さらに、地方自治体等の公共機関が実施する大規模な地震を想定した総合的な訓練に参加し、ガス施設に対する災害予防措置及び災害応急対策措置の訓練を行う。
- b 訓練は動員、出動、応援体制、設備の応急修理及び通信連絡等について定期的に実施する。

オ 災害時相互救援体制

一般社団法人日本ガス協会が策定した「地震、洪水等非常事態における救援措置要領」及び同協会中国部会が策定した「地震・洪水等非常事態における緊急措置要綱」に基づき、社団法人日本ガス協会等に対し救援要請を行う。また、要員が不足する場合は県への応援を要請する。

(2) LPガス

【LPガス事業者】

ア 応急対策

LPガスは地域住民にとって欠くことのできない燃料であり、民生安定を図る上から、迅速かつ的確な災害応急対策を実施して、被害の拡大及び二次災害の防止に努めるとともに、可能な限り早期に再供給体制を整備する必要がある。

このため、LPガス協会・支部（以下「協会・支部」という。）は、災害対策要綱等に基づき、市及び県等と連携を密にし、総力をあげて応急対策を実施する。特に指定避難所となる公共施設や病院・老人ホーム等の要配慮者の収容施設を最優先に実施する。

(ア) 実施責任者と主要業務

a LPガス製造（充填）事業者

被害の拡大と二次災害の防止のため、自社防災隊により緊急措置マニュアルに従い次の措置を行い、早期にLPガスの再供給体制の整備に努める。

- (a) 事業所内の火気制限及び危険区域の設定・立入禁止措置
- (b) 施設の被害状況調査
- (c) ガス漏れ防止及び消火等の応急措置
- (d) 必要に応じて、次の事項について地域住民への広報活動
 - ・火気制限、危険区域からの避難誘導
- (e) 市及び県へ被害状況等について通報
- (f) 応援隊の派遣要請は原則として協会長に行う。
- (g) その他必要な措置

b LPガス消費者

LPガスの使用中等に地震が発生した場合、速やかに次の措置を行う。

- (a) ガス栓・器具栓及び容器のバルブを閉止し、火気の使用を停止する。
- (b) 販売店に被害状況を連絡する。
- c LPガス販売事業者

被害の拡大と二次災害の防止のため総力をあげて、緊急措置マニュアルに従って次の措置を行い、早期にLPガス消費設備が再使用可能な状態になるよう努める。

- (a) 被害状況の調査・報告

顧客及び官公庁から被害状況を調査し、支部長又は会長に報告する。

- (b) LPガス設備の点検・調査

被害状況の調査結果を踏まえ、点検・調査計画を作成し、次のとおり実施する。

- ・ガス漏れ検知器によるガス漏れ点検
- ・マイコンメータ、調整器等の機能点検
- ・点検・調査時に実施可能な応急修理等

- (c) 消費者等への広報活動

二次災害防止のため、火気使用禁止、容器・バルブ等の閉止の確認等必要な事項及び復旧計画等の広報を行う。

- (d) 応援隊の派遣要請及び受け入れ体制の整備

点検・調査及び復旧作業に応援隊の派遣を要請する場合は、協会長又は支部長に行うとともに、応援活動の円滑を期すために、消費者被害リスト、地図等の受け入れ体制を整備する。

- (e) その他、必要な応急対策

- d 協会・支部

協会・支部の役員は、自社の消費者で被害が発生したときは、前記の緊急措置の実施と併せ、業界の総力をあげて被害の拡大と二次災害の防止対策を災害対策要綱等に基づき実施し、LPガスの早期安定供給に努める。

被災地以外の会員は積極的に協力する。

- (a) 準備室

震度5弱以上の地震が発生したときは、協会及び支部の職員は自主的に出動し、対策本部及び現地本部の設置準備をする。

- (b) 対策本部

協会長は、市及び県又は支部から要請があったとき又は自ら必要と認めるときは、対策本部を設置し、次の職務を実施する。

- ・被害状況の収集、分析、伝達
- ・マスコミに対する広報活動
- ・LPガス設備災害復旧応援要員の派遣調整
- ・LPガス緊急支援物資等の応急調達

- ・ 関係官庁、関係団体及び協会支部等との連絡調整
- ・ 近県及び中央関係団体への応援隊の派遣要請
- ・ その他必要な事項

(c) 現地本部

支部長は、対策本部長から指示があったとき又は自ら必要と認めるときは、現地本部を設置し、次の職務を実施する。

- ・ 販売事業者からの被害状況の収集、現地調査を実施し、本部へ報告
- ・ 被害状況に応じた応急措置
- ・ 二次災害防止のための広報活動及び電話相談室窓口を開設し、地域住民の相談への対応
- ・ 被災地域支部との連絡調整
- ・ LPガス緊急支援物資等の支援要請
- ・ 他支部及び近県等から応援隊の派遣要請
- ・ その他必要な事項

(d) 被災地以外の支部長等

支部長等は、対策本部及び現地本部と連絡を密にして、応援活動に備える。

イ 復旧対策

民生安定を図るため、迅速かつ的確に復旧作業を実施し、早期に再供給体制を整備する必要がある。このため、協会・支部及び協議会等は、市及び県と連携を密にし、復旧に総力をあげるとともに、近県及び中央関係団体の応援を得て復旧作業を実施する。

(ア) 復旧計画及び復旧作業

- a LPガス製造事業者は、地震発生後速やかに自社防災隊により、緊急措置マニュアルに従って次の復旧作業を行う。
 - (a) 被害状況の調査及び消火等の応急措置
 - (b) ガス漏れ防止及び消火等の応急措置
 - (c) 被害が甚大なため応援隊及び応急対策用の防災工具や資機材等を要請する場合は、協会長に連絡する。
- b LPガス販売事業者は、LPガス設備の点検・調査結果を踏まえ、復旧計画を作成し、復旧作業を実施する。被害が甚大なため応援隊を要請する場合は、支部長に連絡するとともに、受け入れ体制を整備する。復旧作業に当たっては、特に次の施設を優先し、速やかに実施する。
 - (a) 指定避難場所となる公共施設
 - (b) 病院、老人ホーム等要配慮者を収容している施設
- c 現地本部長は、支部管内の復旧計画を作成し、災害対策要綱等に基づき販売業者が実施する復旧作業の支援及び応援隊の受け入れ、作業指示等を行う。
- d 対策本部長は、現地本部長等と連携を密にし、応援隊の派遣要請及び受け入

れ体制等の整備並びに復旧作業に必要な資機材の調達等を行う。

e 協会・支部は、復旧作業の円滑な実施ができるよう、あらかじめ、次の事項について検討し、整備しておく。

(a) 復旧作業に必要な緊急車両の手配及び緊急輸送車両の指定に係る公安委員会等との協議

(b) 仮設供給ガスについて自治体及びLPガス業界内での協議

(c) 仮設供給用容器及びカセットボンベの回収方法、場所等について行政機関等との協議

(d) 仮設住宅発注者、受注者に対し仮設住宅のLPガス設備についてのPR

f 復旧工事を実施する者は、LPガス設備設置基準及び取扱要領に従って工事を行い、所定の点検・調査により安全を確認後、消費者に引き継ぐ。

(i) 一般消費者に対する情報提供等

a LPガス販売事業者は、指定避難場所及び仮設住宅等にLPガスを供給する場合は、被災前に都市ガスの消費者もいることから、LPガスの使用上の注意事項について周知徹底する。

b 現地本部長及びLPガス販売事業者は、民生安定と安全の確保を図るため、消費者に対して、自治体、メディア等の協力を得て、二次災害防止や復旧状況等の情報を積極的に提供する。また、消費者からの相談に応じるため、消費者相談窓口を設置し対応する。

第2 上水道施設応急対策計画

【瀬戸内市】

(1) 応急給水の実施

市は、水道施設の被災により、各地域での断水が予想されるため、施設の機能回復までの暫定措置として、給水車や給水タンクによる応急給水を実施する。

この場合、地震発生後は、指定避難所や医療施設などを中心に、施設の性格に応じた優先的な給水を実施し、時間的経過により、被災者の状況等を把握した上で、要配慮者に配慮したよりきめ細かな給水を実施する。

(2) 施設の復旧

被災者の生活再建にとって、生活用水の供給は必要不可欠であり、早急な施設の復旧体制の整備に努める必要がある。

ア 管施設の多くが道路などの地下に埋設されており、その復旧に当たっては、施設台帳の果たす役割が重要であることから、被災による施設台帳の滅失等に備え、施設台帳を複製し分散化を図る。

イ 資機材の調達や復旧作業の迅速化を図るため、管内の施工業者との間で、災害発生時を想定した協力の確認（協定締結等）に努める。

ウ 施設の復旧に当たっては、各地域毎の復旧予定時期などを地域住民に周知するよう努める。

(3) 他自治体との協力体制の整備

日本水道協会岡山県支部では、災害時に備えて、相互応援対策要綱を策定して、県下市町村相互の支援体制を整備しており、これに基づいた実践的な訓練を毎年実施している。

さらに、県下市町村の支援で不十分な場合には、日本水道協会等を通じ他府県への協力支援を要請する。

第3 工業用水道施設応急対策計画

【工業用水道事業者】

地震発生後直ちに施設の緊急点検を実施し、迅速、的確な被害状況の把握に努め、企業との緊密な連絡体制の下、保安上必要となる保安用水の給水ができるよう、早期の機能回復を図る。

(1) 土木施設

ア 取水施設

被害状況に応じ、保安用水確保の措置を講ずる。また、津波等により潮止堰から海水の遡上が予想されるときは、直ちに必要な対策を講ずる。

イ 浄水施設

使用可能な設備の切り分け等の措置を講ずる。また、当該措置で対応できないときは、水を迂回させて原水供給を行うなどの対策を講ずる。

ウ 導水・送水・配水施設

被害の状況に対して速やかに対応するとともに、二次災害を極力少なくするため、管路の寸断等の発生している箇所での切り分け等の措置を講じ、被害の拡大防止に努める。

(2) 電気施設

地震発生により、中国電力ネットワーク株式会社の配電線が被害を受け、電気が送られてこなくなった場合、非常用発電機によりポンプ等の電源を確保し、保安用水の確保に努める。

第4 電気施設応急対策計画

【中国電力ネットワーク株式会社岡山東ネットワークセンター】

(1) 災害対策本部の設置

非常災害の発生したときは、非常災害対策本部を設け、防災体制を確立する。なお、本部建物が被災した場合の仮設本部設置場所を岡山営業所とする。

- (2) 応急対策人員
 - 地震発生時に即応できるよう、次により対処する。
 - ア 応急対策人員
 - 応急対策（工事）に従事可能な人員をあらかじめ調査、把握する。
 - この場合、請負会社等も含めた総合的なものとする。
 - イ 人員の動員、連絡の徹底
 - (ア) 非常災害時は、対策本部を設置し、動員体制を確立すると同時に、連絡方法も明確にする。
 - (イ) 対策本部指揮者の通信手段、代行順位、従業員（家族を含む）の安否確認、出社できる直近の事業場の設定等の体制を確立して、地震の発生が勤務時間内外を問わず、対応可能な動員体制とする。
 - (ウ) 社外者（請負会社等）に応援を求める場合の連絡体制を確立する。
 - (エ) 他支社（社内）へ応援を求める場合の連絡体制を確立する。
- (3) 災害時における情報の収集・伝達
 - 地震による災害が発生した場合は、各対策組織の長は、次に掲げる情報を迅速、的確に把握し、速やかに社内の対策本部へ伝達する。
 - ア 一般情報
 - (ア) 気象・地象情報
 - (イ) 一般被害情報
 - 一般の家屋の損壊に係る情報や火災、人身災害の発生に関する情報、さらには電気施設等以外の水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設など当該担当地域内全般の被害情報
 - (ウ) 対外対応状況（地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関、利用者等への対応状況）
 - (エ) その他災害に関する情報（交通状況等）
 - イ 電気施設等の被害情報
 - (ア) 電気施設等の被害状況及び復旧状況
 - (イ) 停電による主な影響状況
 - (ウ) 復旧資材、応援隊等の把握状況
 - (エ) 従業員の被災状況
 - (オ) その他災害に関する情報
 - (4) 災害時における広報宣伝
 - ア 感電事故及び漏電による出火を防止するため、利用者に対し以下の事項を十分P

Rする。

(ア) 垂れ下がった電線には、絶対さわらない。

(イ) 浸水家屋については、屋内配線、電気器具等再使用について危険な場合が考えられるので、絶縁測定などで安全を確認のうえ使用する。

(ウ) 外へ避難するときは、ブレーカー又は開閉器を必ず切る。

イ 震災時における市民の不安を沈静させる意味からも、電力の果たす役割の大きいことに鑑み、電気施設の被害状況及び復旧予定についての的確な広報を行う。

ウ 上記のア及びイについては、テレビ、ラジオ及び新聞等の報道機関を通じて行うほか、PR車等により直接当該地域へ周知する。

(5) 災害時における危険予防措置

電力供給の重要性を踏まえ、災害時においても原則として送電を継続するが、水害及び火災の拡大等に伴い、円滑な防災活動のために警察や消防機関等から送電停止の要請があった場合には、適切な予防措置を講ずる。

(6) 災害時における復旧資材の確保

ア 調達

現業機関においては、予備品、貯蔵品等の在庫量を常に把握し、調達を必要とする資材は、以下のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

(ア) 現業機関相互の流用

(イ) 現地調達

(ウ) 本社対策本部に対する応急資材の請求

支社外から調達を必要とする資材は、本社対策本部に応急資材を要請し、復旧工事の迅速化に努める。

イ 輸送

非常災害対策用の資材の輸送は、あらかじめ契約している請負者の車両等により行うが、なお輸送力が不足する場合は、他の請負者からの車両を調達し、適宜配車を行い、輸送力の確保を図る。

なお、道路被害状況(橋梁損壊、道路決壊及び道路上の障害物その他)については、隣接現業機関との輸送ルートも含めて、岡山東営業所で十分検討し、目的地までの輸送の迅速化を図る。

ウ 復旧資材置場の確保

災害時においては、復旧資材置場としての用地確保の必要があり、かつ単独の交渉によってはこれが不可能である場合(他人の土地を使用する必要がある場合等)には、当該地域の地域防災会議に依頼して、置場の迅速な確保を図る。

(7) 災害時における広域応援

電力協議会が策定した「非常時における復旧応援要綱」等に基づき、電力会社は相互応援体制の整備に努めるとともに、次により広域応援を行う。

ア 災害対策要員の派遣、受け入れ

災害復旧要員の応援を必要とする場合又は必要と予想される場合は、他の電力会社に応援の要請を行う。

イ 災害復旧用資機材の広域応援

災害復旧用資機材等の整備に努めるとともに、他の電力会社及び電源開発株式会社と災害復旧用資機材の相互融通を行う。

(8) 復旧順位

災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、人命にかかわる箇所、復旧対策の中核となる官公署及び民生安定に寄与する重要施設等を原則的に優先する等、各設備の災害状況及び被害復旧の難易度を勘案して供給上復旧効果の最も大きいものから行う。

(9) 災害時における応急工事

ア 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、迅速かつ適切に実施する。

イ 応急工事基準

災害時における具体的応急工事については、「災害復旧応援マニュアル」、「応急復旧工法マニュアル」等の手順、工法により実施する。

第5 電気通信施設応急対策計画

【西日本電信電話株式会社（岡山支店）】

平常時においては、通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努める。

電気通信施設の応急対策については、市、県及び指定行政機関等と連携して重要通信の確保はもとより、被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般の通信も最大限確保するために、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施する。

(1) 災害対策本部の設置

災害が発生した場合は、被災状況等の情報連絡、通信の確保、被害設備の復旧、広報活動等の業務を迅速かつ的確に実施するため、被災規模に応じて、現地の支店及び本社に災害対策本部を設置し、これに対処する。

(2) 通信の確保と措置

ア 通信の確保

(ア) 超短波可搬型無線機、通信衛星を使用した臨時回線の作成及び臨時公衆電話

の設置

(イ) 応急用光ケーブル等による回線の応急措置

(ウ) 移動電源車又は携帯用発動発電機により、広域停電・長時間停電における通信電源の確保

イ 一般通信の利用制限と輻輳緩和

通信設備の被災や輻輳により、通信が著しく困難となり、非常通信等を確保するため必要があるときは、電気通信事業法の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置を行うが、被災地への安否確認等については、「災害用伝言ダイヤル（171）」の提供により、輻輳の緩和を図る。

ウ 非常通話、非常電報の優先

非常、緊急電報は、電報サービス契約約款の定めるところにより、一般の電報に優先して取り扱う。

エ 公衆電話の無料化

災害による停電時に、カードが使用できなくなり、コイン詰まりが発生し利用できなくなることから、広域災害時（災害救助法発動時）には公衆電話の無料化を行う。

(3) 設備の応急復旧

被災した電気通信設備等の応急復旧工事は、被災規模により、復旧に要する人員、資材等を確保し、速やかに実施する。また、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、国を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請する。

(4) 応急復旧等に関する広報

被災した電気通信設備等の応急復旧の状況、通信及び利用制限措置の状況など利用者の利便に関する事項について、窓口等への掲示、広報車又はマスコミ等を通じ、広報を行う。

(5) 情報共有

速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

(6) 災害復旧

災害復旧工事は応急復旧に引続き、市、県、指定行政機関及びライフライン関係機関と連携して、災害対策本部の指揮により実施する。

第6 下水道施設応急対策計画

【瀬戸内市】

市が管理する下水道施設について、次の措置を講ずる。

(1) 管渠施設

管渠施設については、その大部分が道路等の地下に埋設されており、被災時には流下機能の低下のほか、地表面の陥没など想定される影響は大きい。

このため、日頃から下水道台帳の整備や施設の健全度の把握に努めるとともに、発災時には、迅速に施設の緊急点検を行い、把握した被害状況を分析し、可搬式排水ポンプの設置などにより、できる限り暫定供用可能な形での応急復旧に努めるとともに、地表面の陥没などによる二次災害の発生を防止する。

(2) 下水処理場

発災後直ちに施設の緊急点検を行い、被害の状況に応じてできる限り暫定供用が可能な措置を講ずる。また、被害が甚大なため、短期での下水処理の回復が困難な場合には、仮設消毒池の設置などにより、応急的な機能確保を図る。

また、住民と密着している避難所等に接続する特に重要な管渠ルートの確認や下水道台帳の電算化、バックアップシステムなどについても検討する。被害の状況によっては、県、他の市町村へ支援の要請を行う。

第2項 住宅応急対策計画

1 現状と課題

通常ストックとして応急仮設住宅を確保していないため、震災時の応急仮設住宅の供給に当たっては、被災状況の的確な把握、適切な設置場所と供給戸数の決定に基づいた迅速な対応が必要である。

また、現行の耐震基準に適合しない住宅が少なくないなど、一次被災住宅等の地震等による二次災害の発生が予想されるため、専門家による応急危険度判定を活用し、これら被害の防止に努める。

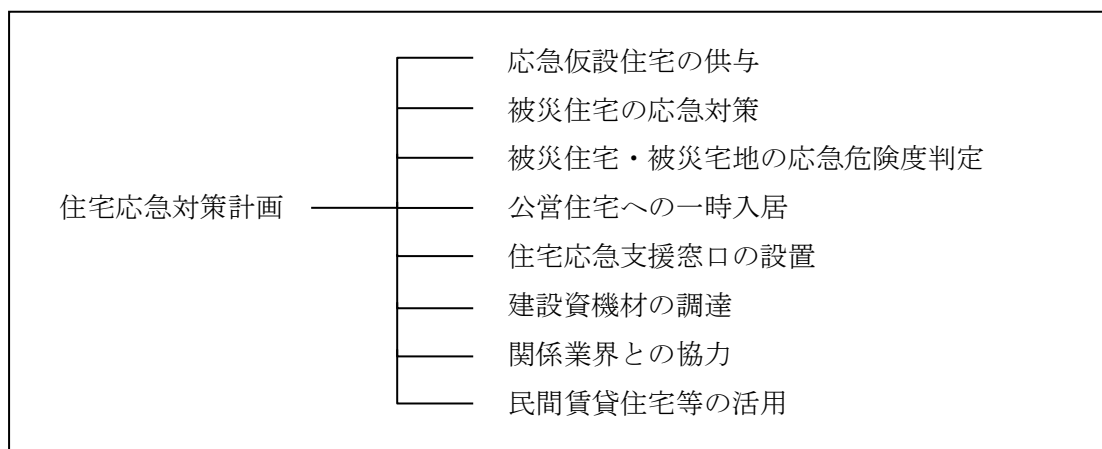
2 基本方針

地震被災地の住民の生活を再建し、円滑な地域の復興を図るためには、住民の生活基盤となる住宅に関する不安を解消することが重要である。

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。

さらには、地震発生後に応急危険度判定士により、被災住宅・被災宅地の応急危険度判定を行い、その結果を活用することにより、地震等による住宅での二次災害の防止を図るほか、住宅等の応急復旧に関する指導・助言等をはじめ、仮設住宅等への入居の情報提供の場としての住宅応急支援窓口を設置する。

3 対策



(1) 応急仮設住宅の供与

【瀬戸内市、県（子ども・福祉部、土木部）】

ア 実施責任者

(ア) 応急仮設住宅の供与に関する計画の樹立と実施は、市長が行う。なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

(イ) 知事が災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与は、知事が行う。ただし、知事が市長（岡山市長を除く。次のイにおいて同じ。）に権限の一部を委任した場合又は知事の実施を待つことができない場合は、市長が行う。

なお、岡山市長が災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与は、岡山市長が行う。

イ 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与

(ア) 建設による供与

a 建設基準

(a) 建設予定場所

応急仮設住宅の建設場所は、市又は県（岡山市を除く。（ア）において同じ。）の公有地とするが、私有地の場合は所有者と市の間で賃貸借契約を締結し、その場所は飲料水が得やすくライフラインとの接続が容易な保健衛生上適当な場所とするとともに、防火水槽等の消防水利を確保する。

特に、市又は県は、あらかじめ応急仮設住宅の建設地を予定しておくよう努め、生活の実態に即した用地を確保し、建設予定場所台帳を整備するよう努める。

(b) 建設の規模等

1戸当たりの面積及び費用は、災害救助法施行細則（昭和35年岡山県規則第23号）による。

なお、市が設置する場合において建設資材の市外調達により、限度額での施行が困難な場合は、県に要請し厚生労働大臣の同意を得た上で当該輸送費を別枠とする。

また、高齢者等、日常生活上特別な配慮を必要とする者が複数いる場合、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を検討する。

県から応急仮設住宅の建設を委任された場合は、建設戸数、規格、規模、構造、単価及びその他必要な要件を協議する。

(c) 建設着工時期及び供与期間

災害発生の日から20日以内に着工し、その供与期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項に規定する期限までとする。

b 入居基準

住宅が全焼、全壊又は流失した者で、居住する住宅がなく、自らの資力では

住宅を確保することのできない者であること。

c 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、原則として市が行う。

d 管理

応急仮設住宅の管理は、原則として市長が行う。

なお、運営に当たっては、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物（特定動物を除く）の受け入れに配慮する。

e 協力要請

県は、応急仮設住宅の建設に当たっては、関係団体に対して協力要請をする。また、市が行う場合も同様とする。

(イ) 借り上げによる供与

県は、災害が発生し必要と認めた場合は、関係団体に対し、応急仮設住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請し、情報提供を受けた民間賃貸住宅を借り上げて応急仮設住宅として供与する。また、状況に応じ、知事は、市長に借り上げを委任する。

なお、入居要件・供与期間等は建設型に準じる。

(2) 被災住宅の応急対策

【瀬戸内市、県（子ども・福祉部、土木部）】

ア 被災住宅の応急修理

(ア) 被災住宅の応急修理については、原則として市が行うが、災害救助法が適用された場合においては、県と緊密な連携のもとに行う。

(イ) 応急修理の内容

a 災害によって住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることできない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者であること。

b 被災住宅の応急修理は、居住のために必要な最小限度の部分について、災害の発生の日から3カ月以内に完了する。（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6カ月以内。）

(ウ) 協力要請

市と県が協力して、応急修理場所、戸数、規模等の把握を行い、被災住宅の応急修理に当たって、県は市から応援要請があったときは、協定を締結した団体に対して協力を要請する。

イ 住宅等に流入した土石等障害物の除去

(ア) 住宅等に流入した土石等障害物の除去については、原則として市が行うが、災害救助法が適用された場合においては、県と緊密な連携のもとに行う。

(イ) 土石等障害物の除去の内容

a 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことができない最小限度の部分について、災害の発生の日から10日以内に完了する。

b 障害物除去の対象住宅に居住している者で、自らの資力では修理することができない者を対象者とする。

(3) 被災住宅・被災宅地の応急危険度判定

【瀬戸内市、県（土木部）】

地震が発生した場合は、地震等による二次災害の防止のため、岡山県被災建築物応急危険度判定士登録制度及び岡山県被災宅地危険度判定士登録制度を活用して、被災住宅・被災宅地の応急危険度判定を速やかに行う。また、県は、建築技術者等の派遣等により、積極的に市町村の活動を支援する。

(4) 公営住宅への一時入居

【瀬戸内市等、県（土木部）】

市及び県は、地方自治法第238条の4第4項に基づく目的外使用として公営住宅の空家に被災者を一時入居させることができる。

(ア) 公営住宅の空家情報収集と調整

市が被災した場合、県は被災市町村以外の協力を得て、県内の公営住宅の空家を一時入居用住宅として提供できる戸数を取りまとめ、市に情報の提供を行い、統一窓口として戸数の割当てや入居申込の調整業務を行う。

(イ) 入居基準

住宅が全壊、半壊、全焼、半焼又は一部損壊した罹災証明書のある者で、現に居住する住宅がない者。

(ウ) 使用期間

県営住宅については、岡山県財務規則第211条、市営住宅については、瀬戸内市公有財産規則第25条に定めるところにより、それぞれ1年を超えない範囲内で行政財産の目的外使用として使用を許可する。

(エ) 他県への協力要請

県内での公営住宅の確保ができない場合は、他の都道府県に一時入居用の公営住宅の提供要請を行う。

(5) 住宅応急支援窓口の設置

【瀬戸内市、県（土木部）】

市は、県との連携を図り、住宅に関する総合的な支援窓口を設置し、市や「災害時における被災住宅の建築相談に関する協定」の締結団体による相談業務の支援を行う。また、被災者の利便を考慮し、できるだけ被災地域内又はその隣接地に、住宅の

応急修理、障害物の除去、被災住宅の危険度判定、公営住宅への一時入居、仮設住宅への入居等、個人住宅への支援策や住宅確保に関する相談窓口を設置し、住宅相談に応じる。

(6) 建設資機材の調達

【瀬戸内市、県（土木部）】

住宅応急対策に必要な建設資機材の調達は、市が行う。

不足する場合は、県に協力を求め、県は、建設業界等の関連業界、政府本部を通じて、又は直接、資機材関係省庁〔農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省〕に要請を行う。

(7) 関係業界との協力

【瀬戸内市、県（土木部）】

市及び県は、住宅応急対策に関し、関係業界との協力事項及び要請方法等について、個々の団体と協力体制の確立を図る。なお、必要な場合は協定の締結を行う。

(8) 民間賃貸住宅等の活用

【瀬戸内市、県（土木部）】

民間賃貸住宅の空き家情報や仲介・あっせんに関係する業界団体と協力し、これら民間団体が有するネットワーク情報を市が利用できる体制を整備する。

被災地域が広範囲にわたる場合は、周辺市町村の協力や連携を図るための調整を行う。

また、雇用促進住宅や社宅等も有効活用できるよう関係部局を通じて協力を求める。

第3項 公共施設等応急対策計画

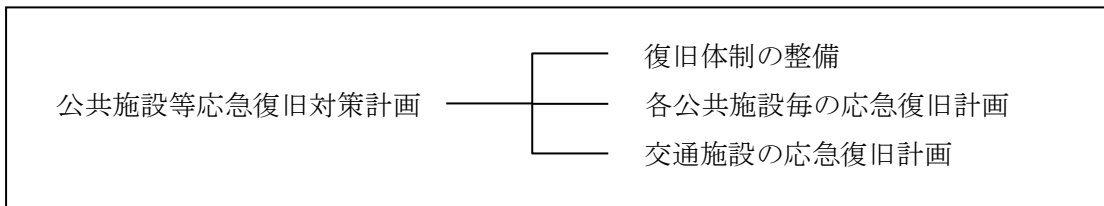
1 現状と課題

阪神・淡路大震災でも明らかなように、地震発生時には台風・豪雨等による一般災害とは異なり、各種の災害が同時・複合的に発生し、各方面に甚大な被害が予想される。特に、道路、河川をはじめとした公共施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動にとって重要であるばかりでなく、地震発生時の応急対策活動においても、極めて重要であり、被害状況等の情報収集を含めた施設復旧計画について、各施設管理者が十分な検討を行っておく必要がある。

2 基本方針

各公共施設の管理者は、各々が管理する公共施設の緊急点検を行い、これらの被害状況等の把握に努め、二次災害の防止や被災者の生活確保を最優先した施設復旧を行うとともに、必要に応じて他の復旧活動と有機的に関連した復旧活動を行う。

3 対策



(1) 復旧体制の整備

【市、県、その他公共施設管理者】

ア 市、県及びその他の公共施設管理者は、人員や資機材の確保を図り、迅速な復旧作業が行えるよう、関係団体との協定の締結等に努める。

イ 各公共施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の複製を分散保存するなどバックアップシステムの整備に努める。

(2) 各公共施設毎の応急復旧計画

【市、県（農林水産部、土木部）、その他公共施設管理者】

ア 河川・海岸施設の応急対策

市、県及びその他の河川管理者は、地震発生後直ちに施設の緊急点検を行い、被害状況の把握に努めるとともに、堤防施設にクラック等が生じている場合にはビニールシートを覆い、また、堤防及び水門の破壊については、土のうや矢板等による応急締切を行うなど、施設の性格や被害の状況に応じた効果的な応急対策に努める。

イ 砂防関係施設等の応急対策

(ア) 市及び県は、専門職員を活用して、地震発生後直ちに砂防施設、治山施設及び土砂災害危険箇所の緊急点検を行い、被害状況の把握に努め、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置、ビニールシートの設置など、被害状況に応じたできる限りの応急工事を実施する。

また、調査の結果、危険性が高いと判断された箇所について、関係住民に周知するとともに、必要に応じて土砂流動監視装置の設置などにより、適切な警戒避難体制の整備を図る。

(イ) 関係機関が一体となった総合的な土砂災害対策を推進するため、岡山県総合土砂災害対策推進連絡会を積極的に活用する。

(ウ) 河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水、地滑りによる重大な土砂災害の急迫している状況においては、市長が適切に住民の避難指示（緊急）の判断等を行えるよう、特に高度な技術を要する土砂災害（河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水）については国が、その他の土砂災害（地滑り）については県が緊急調査を行い、被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を発表する。

ウ たため池施設の応急対策

市及び県は、地震発生後直ちにたため池施設の緊急点検を行い、被害状況の把握に努め、施設決壊による周辺地域への災害防止のために、ビニールシートや土のうなどによる応急復旧を行い、被害の程度によっては、速やかに放水の処置をとる。

エ 公共建築物の応急対策

官公庁舎、学校施設、病院及びその他の公共施設については、災害対策の指令基地や避難施設などとしての利用が想定されることから、各管理者において、被災建築物応急危険度判定士など専門技術者を活用し、施設の緊急点検を実施し、被害状況の把握に努め、できる限り応急復旧による機能確保を図る。

(3) 交通施設の応急復旧計画

【市、県（県民生活部、土木部）、国、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、県警察、西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部】

ア 道路施設の応急対策

(ア) 各道路管理者は、地震発生後直ちに、あらかじめ指定した緊急輸送道路について優先的に道路パトロールを行い、それぞれが管理する道路の被害状況を調査し、地震の発生地域や被害状況を勘案し、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努める。

この場合、二車線復旧を原則とするが、やむを得ない場合には、一車線とし、適当な場所に待避所を設けるとともに、橋梁については、必要に応じて仮設橋梁の設置を検討する。

(イ) 道路管理者は、関係団体との間に応援協定等を締結し、障害物の除去や応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

(ウ) 道路管理者及び県警察は、啓開作業を実施するに当たり、路上の障害物の除去が必要な場合には、消防機関及び自衛隊等の協力を得て実施する。

イ 港湾施設の応急対策

港湾管理者は、県との連携の下、地震発生後直ちに施設の緊急点検を行い、被害状況と利用可能なバースについて正確な情報収集に努めるとともに、市街における被災地域、輸送ルート状況、港湾施設の被害状況を勘案し、できるだけ暫定供用可能な復旧に努め、必要に応じて、仮栈橋の設置を検討し、海上輸送ルートの確保に資する。

また、港湾施設の全面的な復旧に当たっては、被災地において発生したコンクリート殻などの利用（埋立て）についても検討する。

ウ 鉄道施設の応急対策

(ア) 基本方針

西日本旅客鉄道株式会社が、管理運営する旅客鉄道事業に係わる車両、施設、設備の災害予防、災害応急対策、災害復旧等について、迅速適切に処理すべき業務体制を構築し、災害の防止、災害時の輸送確保、社内関係機関及び関係地方自治体との連携を図る。

(イ) 地震時の防災体制

- a 施設の耐震性を把握するため定期検査を実施する。
- b 地震震度階による警備発令基準・非常招集計画及び線路巡回計画を定める。
- c 警報伝達・緊急連絡のため、地震計、緊急用電話、列車無線、自動車無線の整備を行う。

(ウ) 地震時の列車運転処置

a 在来線

地震計が地震加速度 40gal 以上（震度 4 相当）を感知した場合は、警報を発生し、信号機及び列車無線によって当該エリア内の列車に対し、列車徐行（40gal 以上）、列車停止（80gal 以上）の処置をとる。その後、保守担当者が線路点検を実施し、異常がないときは所定の運転を再開する。

b 新幹線

変電所に設置した地震計が地震加速度 40gal 以上（震度 4 相当）を感知した場合、送電を停止するとともに、列車停止装置が作動する。その後、周辺地震計からの地震情報を総合判定し、徐行運転再開か線路点検後の運転再開かを決定する。

(エ) 災害発生時の体制

- a 災害の発生規模により召集範囲を決定し、緊急連絡体制図により、関係箇所へ伝達・召集を行う。
- b 事故対策本部（支社）を設置し、災害状況の把握、復旧計画、代替輸送等の業務を統括する。
- c 状況に応じて現地対策本部を設置し、情報収集、救護、復旧等の指揮に当たる。

(オ) 人員・資機材の確保

- a 災害復旧に必要な人員・資機材の確保を図るため、非常招集計画の策定、災害予備貯蔵品の備蓄と定期点検、緊急時に使用する車両の指定を行う。
 - b 災害復旧に必要な人員、資機材の確保のため、関係協力事業者と協議要領を定め、資材調達の把握をしておく。
- (カ) 広報及び旅客案内
- a 駅等では、旅客の不安、混乱を防止するため、掲示、放送等により、災害状況、不通区間、開通見込み等適切な案内を行う。
 - b 列車内では、旅客の動揺、混乱を防止するため、乗務員は輸送指令からの指示、情報により、放送案内を行う。
- (キ) 旅客の待避誘導救護
- a 災害時の混乱を防止し秩序を維持するため、鉄道警備隊と密接な連携の下に旅客の適切な誘導に努める。
 - b 各駅は、待避場所、通路等の待避誘導體制の確立と救護器具の整備を行う。
 - c 列車内から避難する場合は、避難方向、方法等乗務員の指示に従った行動を案内する。
 - d 火災が発生した場合は、消防隊が到着するまでの間、自衛消火活動を行い、災害の拡大防止に努める。
 - e 負傷者が発生した場合は、消防機関に通報するとともに、救急車が到着するまで負傷者の救出、安全な場所に移しての応急処置を講ずる。
- (ク) 代替輸送対策
- a 災害による運転不能区間の輸送は、折り返し運転、バス代行輸送を実施する。
 - b 迂回線区に対しては、臨時列車の増強を行う。
- (ケ) 教育訓練
- 関係社員に対し、災害応急復旧に必要な次の訓練を定期的を実施する。また、防災機関の指導を受けるとともに、地方自治体等の合同訓練に積極的に参加する。
- a 非常招集訓練及び初動処置訓練
 - b 消防（通報・消火・避難）訓練
 - c 旅客誘導、救出、救護訓練
 - d 総合脱線復旧訓練

(参考)

西日本旅客鉄道株式会社の岡山県周辺での地震計設置箇所は次のとおりである。
在来線ではおおむね半径 20 km の範囲をカバーできるように、また、新幹線では各
変電所に設置している。



- ・新幹線地震計設置箇所
相生 新庄
伊里 鴨方
岡山 福山
- ・在来線地震計設置箇所
相生 新見
岡山 津山
金光 福山